第7期土浦市障害福祉計画・
第3期土浦市障害児福祉計画

令和６年３月

土 浦 市

※本計画には、各ページの角に音声コード（Uni-Voice）が印刷されています。音声コードを専用装置にかざすと、そのページに記載されている内容を音声で聞くことができます。
（字数が多いページや図表は読み取れないため、適宜要約しています。）

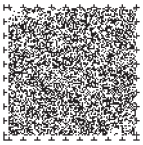

はじめに

国においては、令和４年５月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害者による情報の取得や利用、意思疎通に係る施策の総合的な推進をめざすことが示されました。また、令和４年１２月に「障害者総合支援法」や「児童福祉法」を含む８つの関連法が改正され、令和６年４月に施行となるなど、障害者の地域生活及び就労を支援するための施策を強化し、障害者が希望する生活を営むことができる社会を実現するための法整備が進められているところです。

このような中、本市では社会情勢の変化などに的確に対応し、障害者施策の一層の推進を図るため、「第７期土浦市障害福祉計画・第３期土浦市障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、これまでの基本理念を継承しながら、必要な障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう、目標と見込量を定め、本市における障害福祉施策の方向性を示しております。

今後も、市民の皆様や関係団体との協働を基本に、障害者への理解を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境の整備に努めてまいりますので、より一層のご理解・ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱意をもってご審議いただきました土浦市障害者計画等策定委員の皆様や関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和６年３月

土浦市長　安藤　真理子

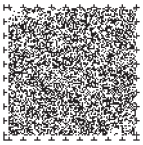

目次

第１章　計画策定にあたって 1
　１　計画策定の背景と趣旨 3
　２　計画の位置づけ 6
　３　計画期間 6
　４　計画の対象 7
　５　計画の策定体制と市民意見の反映 7
第２章　本市の現状 9
　１　障害者の現状 11
　２　アンケート調査結果概要 17
　３　ヒアリング調査結果概要 38
　４　第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の進捗状況 44
　５　計画策定に向けた課題 51
第３章　土浦市障害者計画の基本的な考え方 53
　１　計画の基本理念 55
　２　計画の基本目標 56
　３　計画の体系 58
第４章　障害福祉サービス等の見込（土浦市障害福祉計画） 59
　１　障害者数の推計 61
　２　サービス確保の方針 63
　３　成果目標 65
　４　障害福祉サービス量等の見込（活動指標） 69
第５章　障害児福祉サービス等の見込（土浦市障害児福祉計画） 81
　１　成果目標 83
　２　障害児福祉サービス量等の見込（活動指標） 85
第６章　計画の推進 89
　１　計画の推進体制 91
　２　計画の進行管理 92
資料編 93

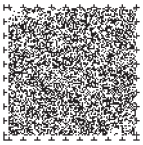

第1章

計画策定にあたって

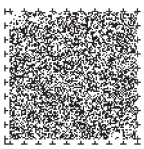

1　計画策定の背景と趣旨

土浦市では、令和３年３月に「第２期土浦市障害者計画」（６ヵ年計画）及び「第６期土浦市障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」（３ヵ年計画）を策定し、『ともに支え合い　誰もが安心して暮らせる　まちをめざして』とする基本理念のもと、障害のある人、ない人にかかわらず、ともに支え合い、市民の誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障害者施策に取り組んできました。

しかし、令和２年１月以降の新型コロナウイルス感染症*の感染拡大は様々な影響を及ぼし、特に、障害者を含め脆弱な立場に置かれている人々は、感染拡大防止措置の影響による地域の交流の減少、障害福祉サービスや相談支援を受ける機会の喪失等によって、地域や社会からの孤立や、必要な支援を受けることができないなど、大きな影響を受けました。

一方で障害福祉を取り巻く環境は、平成 28 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法*）」の施行以来少しずつ変化しており、特に近年では障害者の高齢化や重度化、発達障害*や難病*、医療的ケア児*などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、そのニーズは多様化･複雑化しています。

このような現状の変化を踏まえ、国の障害者施策においては、令和３年には障害者に対する「合理的配慮*」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」の成立や、令和４年には障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するための「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法*」の施行、更に、令和５年には多様なニーズに対する支援や障害者雇用の質の向上、障害者の地域生活の支援体制の充実などを定めた「改正障害者総合支援法」の一部施行など、障害者に関する法整備が進められています。

本市においても、障害者及び障害児施策の一層の充実を図るとともに、障害福祉サービス等の成果目標と活動指標を定め、地域において必要な各種サービスが計画的に提供され、もって障害のある人も障害のない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会*」の実現をめざし、「第７期土浦市障害福祉計画・第３期土浦市障害児福祉計画」を一体性のある計画として策定します。

（注）本文中で文字の右肩に＊印のある用語の意味は、P.115 からの「用語解説」で解説しています。＊印は、はじめて出てきた場合にのみ付けています。

■最近の主な関連法制度・計画の動き

時期	法律・計画名等	主な内容
平成24年４月	**改正児童福祉法**の施行【一部平成23年10月施行】	障害児支援の強化として児童福祉法*を基本とした身近な地域での支援の充実、放課後等デイサービス等の障害児通所支援の創設など。
平成24年10月	**障害者虐待防止法***（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の施行	障害者虐待とその類型等を定義。虐待*を受けた障害者の保護、養護者に対する支援の措置など。
平成25年４月	**障害者総合支援法**（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行【一部平成26年４月施行】 ※障害者自立支援法からの移行	「法に基づく日常生活･社会生活の支援が、共生社会*を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁*の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」を基本理念に、障害者の範囲の拡大、障害支援区分*の創設、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加など。
平成25年４月	**障害者優先調達推進法***（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の施行	国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図るなど。
平成26年１月	**障害者権利条約**の批准*	障害者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、「合理的配慮の否定」なども含むあらゆる差別を禁止し、障害者が他の人と平等に、自立した生活を送れるための地域社会への包容について定める。
平成28年４月	**障害者差別解消法**（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の施行	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関、民間事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進するなど。
平成28年４月	**改正障害者雇用促進法***（障害者の雇用の促進等に関する法律）の施行【一部平成30年４月施行】	雇用分野における障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務を定め、精神障害者を法定雇用率*の算定基礎に加えるなど。
平成28年５月	**成年後見制度利用促進法**の施行	判断能力が不十分な人に代わり、財産管理や契約行為を行える成年後見制度*の利用促進を図る。
平成28年８月	**改正発達障害者支援法***の施行	一人ひとりの特性に応じ、学校での個別計画の作成や事業主への雇用の確保を求めるなど、教育・就労の支援充実が柱。
平成30年４月	**改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法**の施行【一部平成28年６月施行】	自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、障害児のサービス提供体制の計画的な構築、医療的ケアを要する障害児に対する支援など。
令和元年６月	**改正障害者雇用促進法**の施行【段階的に施行】	民間事業主に対する、障害者の雇い入れ及び継続雇用の支援や、国・地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握に関する措置など。
令和３年３月	**土浦市障害者計画（第２期）**の策定【計画期間：令和３年度～令和８年度】 ※障害者基本法*に基づく計画 **土浦市障害福祉計画（第６期）・土浦市障害児福祉計画（第２期）**の策定【計画期間：令和３年度～令和５年度】 ※障害者総合支援法に基づく計画	「ともに支え合い 誰もが安心して暮らせる まちをめざして」を基本理念に、４つの基本目標を設定。 障害者及び障害児数の推計とサービス確保の方針をもとに、成果目標とサービス量等の見込（活動指標）を設定。
令和３年９月	**医療的ケア児支援法**の施行	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関しての国、地方公共団体等の責務について明記するなど。

時期	法律・計画名等	主な内容
令和４年５月	**障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法**の施行	全ての人があらゆる分野の活動に参加するために、十分な情報の取得･利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害の種類・程度に応じた手段を選択できることや全ての人が等しく情報を取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができる施策等を推進する旨について明記する。
令和５年３月	国の**障害者基本計画（第５次）**の策定【対象期間：令和５年度～令和９年度】	すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調を基本原則に障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する。
令和５年４月	**改正障害者総合支援法等**の施行【段階的に施行】	障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活や就労に対する支援体制の充実、障害者雇用の質の向上の促進、指定難病・小児慢性特定疾病等の適切な医療の充実や療養生活支援の強化、指定難病・小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備を図ることについて定める。
令和６年４月	**改正障害者差別解消法**の施行（予定）	障害を理由とする差別の解消を推進するために、国と地方公共団体の相互連携・協力を責務とし、新たに事業者（個人事業主やボランティア団体等を含む）にも、社会的障壁の除去に必要な障害のある人に対する合理的配慮の提供義務化等について定める。

2　計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」を、一体的に策定するものです。

策定に当たっては、本市の「第９次土浦市総合計画」（対象期間：令和４年度から令和 13 年度までの 10 年間）を基本とし、国や県の計画に則したものとするとともに、「土浦市地域福祉計画」や「土浦市障害者計画」など、本市の関連計画との整合を図ります。

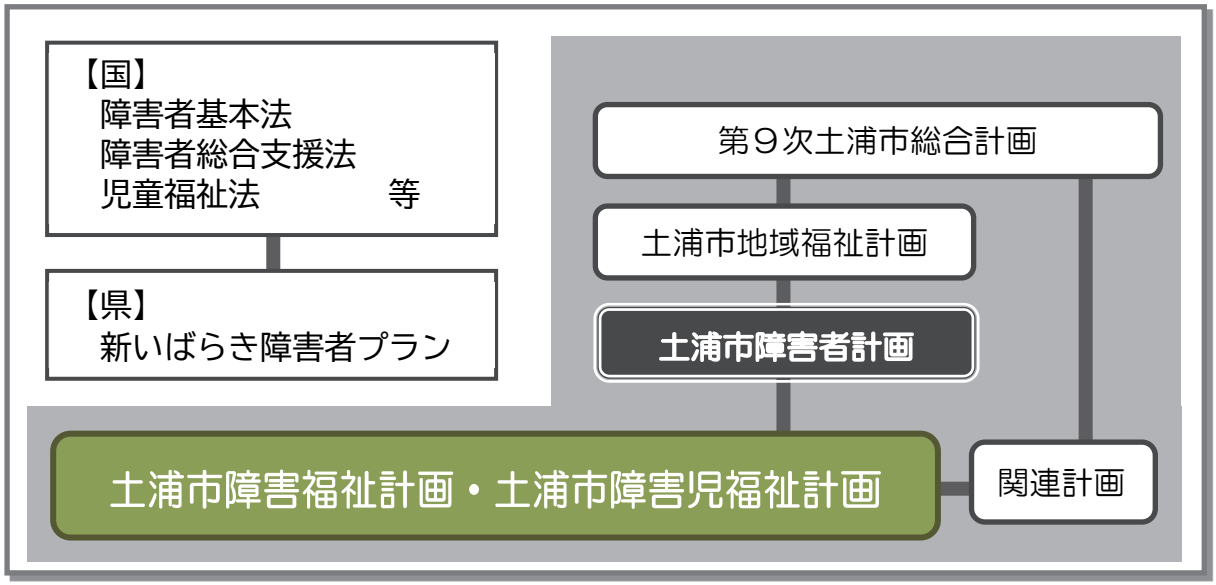

3　計画期間

「土浦市障害福祉計画（第７期）」及び「土浦市障害児福祉計画（第３期）」の対象期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間とします。なお、「第２期土浦市障害者計画」の対象期間は、令和３年度から令和８年度までの６年間です。

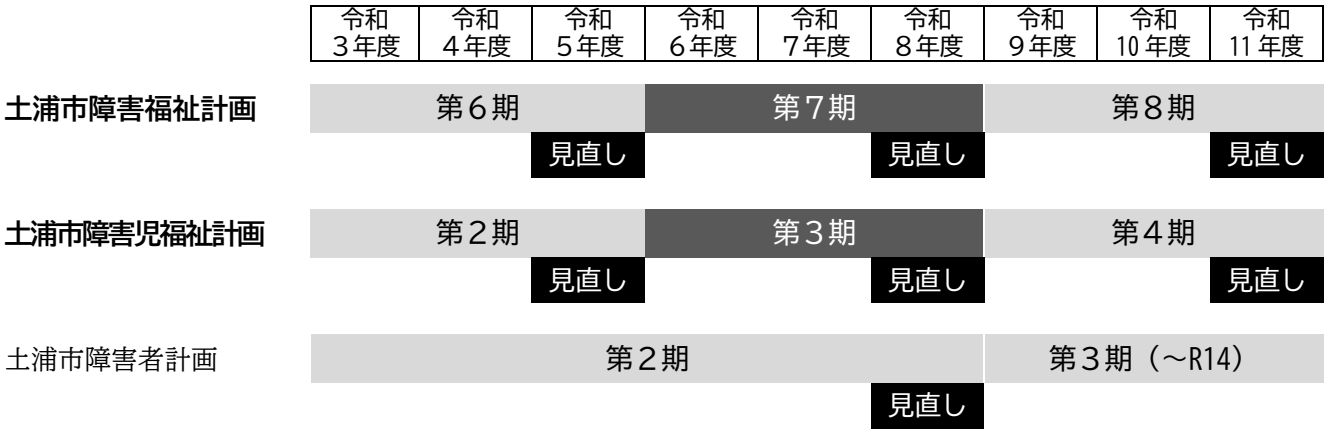

4　計画の対象

この計画の対象者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの対象となる障害者及び児童福祉法における障害児です。

「障害者」とは、身体障害者、知的障害者のうち 18 歳以上の方及び精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）のうち 18 歳以上の方、並びに指定難病患者であって 18 歳以上の方をいいます（障害者総合支援法第４条第１項）。また、「障害児」とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）又は指定難病患者である児童をいいます（児童福祉法第４条第２項）。

5　計画の策定体制と市民意見の反映

計画の策定にあたっては、公募市民、障害者団体及び関係機関等の役職員、学識経験者、民生委員児童委員等により構成する「土浦市障害者計画等策定委員会」において、計画内容などについて検討・審議を行いました。

また、令和４年 10 月に実施したアンケート調査（障害者・障害児・事業所）と、令和５年７月から８月にかけて実施した障害者団体ヒアリング調査の結果を計画策定の基礎資料としました。

更に「土浦市地域自立支援協議会*」へ意見を求めるとともに、市民の意見を広く募って計画に反映させるため、パブリック・コメント*を実施しました。

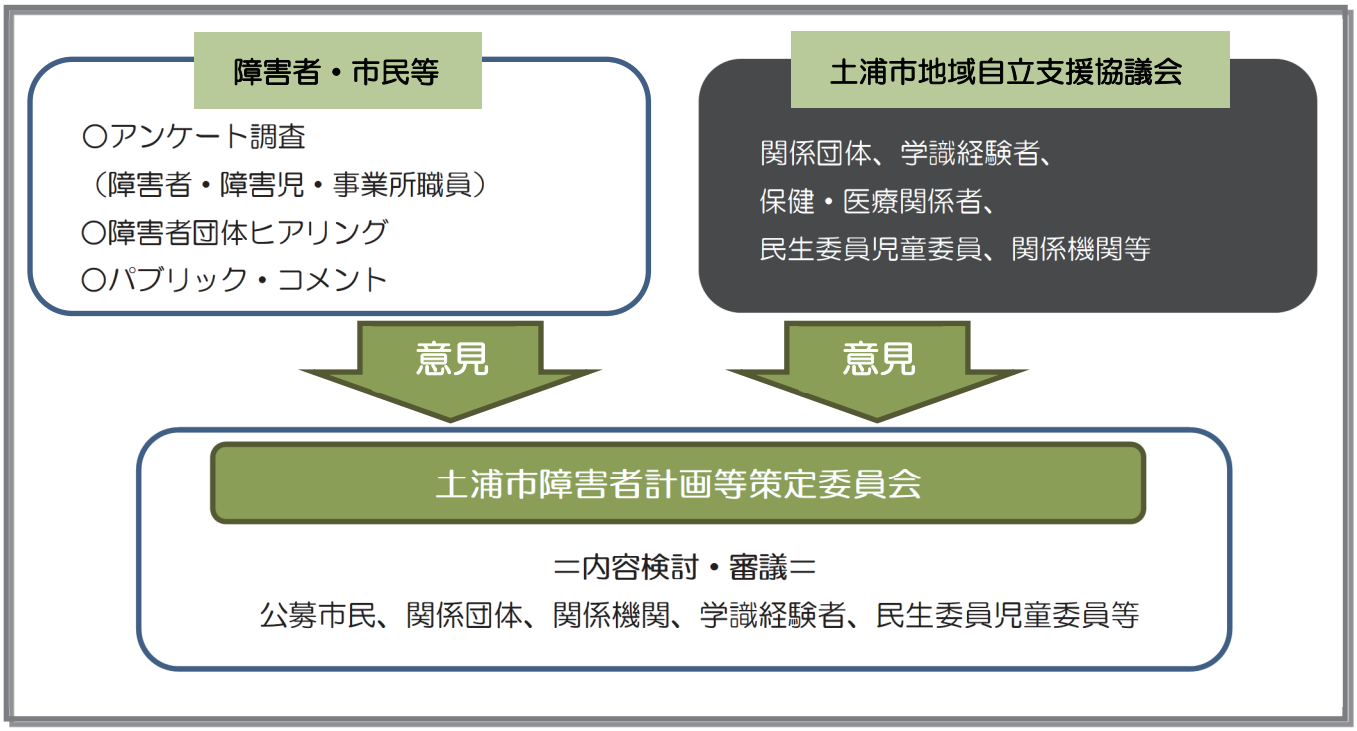

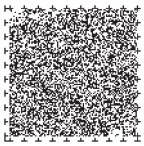

第２章

本市の現状

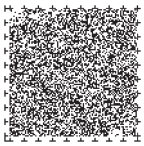

1　障害者の現状

（1）土浦市の人口等の推移と見通し

○平成 13 年度をピークに、本市の総人口はなだらかな減少が続いていましたが、令和５年度には、約 20 年ぶりに人口が増加しました。今後は、少子高齢化の進行とともに、人口は減少していく見通しにあります。

○世帯数の増加に伴って一世帯当たりの平均人員数の減少が進んでいます。人口の高齢化と相まって、家庭や地域を支える力が減退していくことが危惧されます。

■人口等の推移

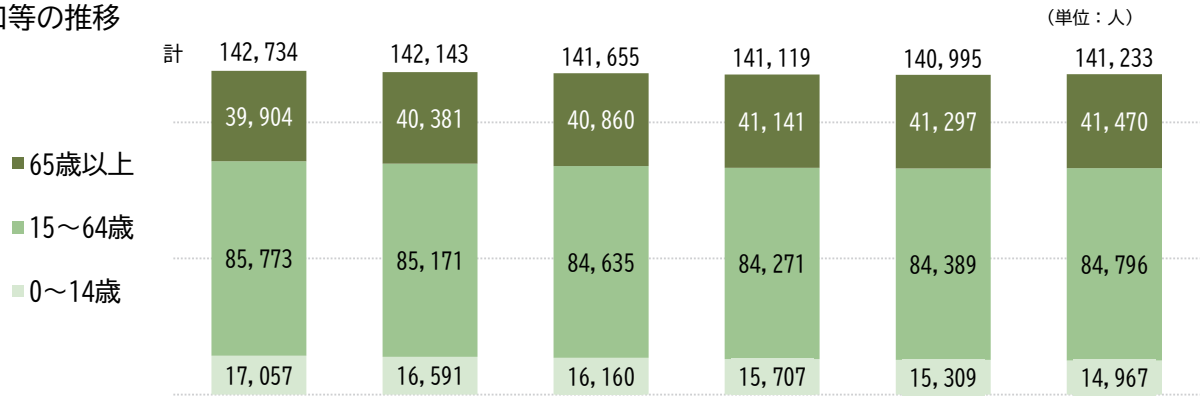

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
0～14歳	12.0%	11.7%	11.4%	11.1%	10.9%	10.6%
15～64歳	60.1%	59.9%	59.7%	59.7%	59.9%	60.0%
65歳以上	28.0%	28.4%	28.8%	29.2%	29.3%	29.4%
世帯数	65,334	66,087	67,023	67,936	68,817	70,093
一世帯当平均人員数	2.18	2.15	2.11	2.08	2.05	2.01

（注）構成比は、小数点以下２位を四捨五入しているため、和が 100.0%になりません（以下同様）。

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■将来人口の推計

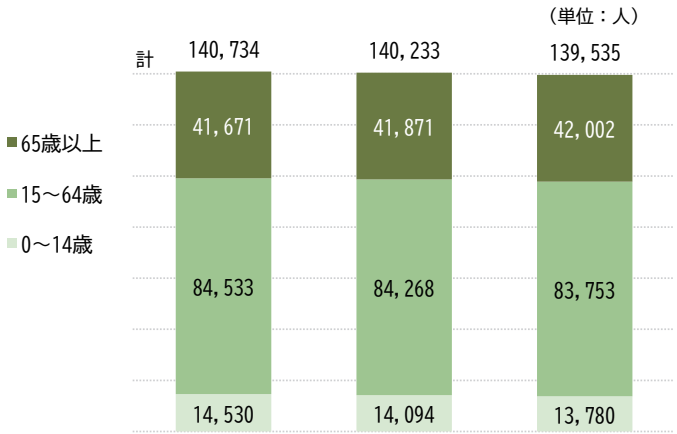

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
0～14歳	10.3%	10.1%	9.9%
15～64歳	60.1%	60.1%	60.0%
65歳以上	29.6%	29.9%	30.1%

資料：国立社会保障人口問題研究所の推計を令和５年度までの実績値で補正して算出

（2）土浦市の障害者の状況

○本市で障害者手帳を持っている人の数は、令和５年４月１日現在 6,526 人で、市の総人口の約 4.6%となっています。

○各障害者手帳所持者数では、身体障害者では 65 歳以上の人が 70.2%と全体の７割を占めており、高齢者人口の増加とともに今後とも 65 歳以上の割合が増加していくことが見通されます。

○障害別には、自立支援医療*（精神通院）受給者（手帳所持者との重複あり）も含め、精神障害のある人と知的障害のある人が増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数（令和５年４月１日）　（単位：人）

区分	単位	総数	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上	総人口比(%)
身体障害	人数（人）	4,137	68	1,163	2,906	2.9
	比率（%）	100.0	1.6	28.1	70.2	
知的障害	人数（人）	1,122	293	770	59	0.8
	比率（%）	100.0	26.1	68.6	5.3	
精神障害	人数（人）	1,267	29	1,088	150	0.9
	比率（%）	100.0	2.3	85.9	11.8	
合計	人数（人）	6,526	390	3,021	3,115	4.6
	比率（%）	100.0	6.0	46.3	47.7	

資料：土浦市（総人口は住民基本台帳：141,233 人）

■障害者数の推移（各年４月１日（難病患者のみ各年３月末））　（単位：人）

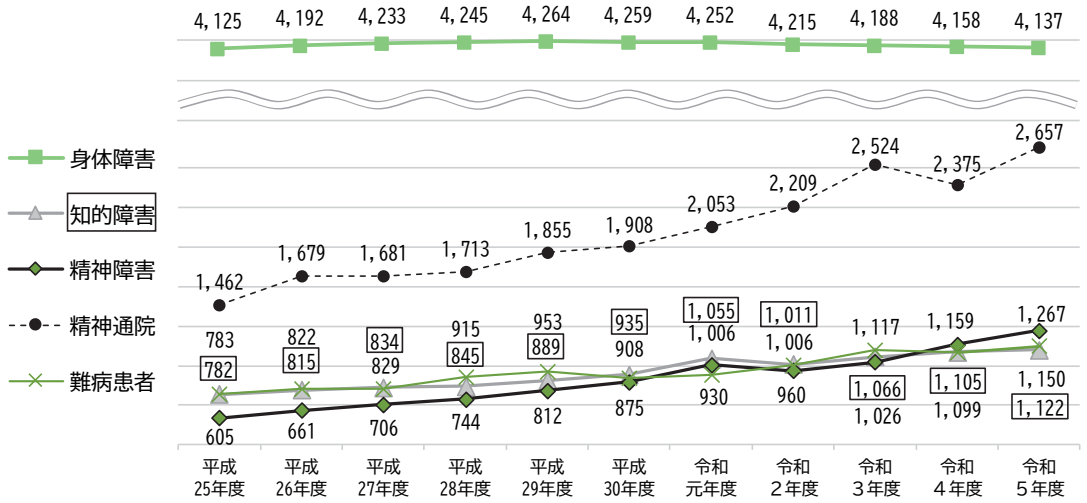

（注）難病患者の数は、平成 25～26 年度は特定疾患治療研究所において医療費助成の対象となっていた疾病に該当する人数。平成 27 年度以降は「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、新たに「指定難病」と定義された疾病に該当する人数。

資料：土浦市（身体障害＝身体障害者手帳所持者、知的障害＝療育手帳所持者、精神障害＝精神障害者保健福祉手帳所持者、精神通院＝自立支援医療（精神通院）受給者）

①　身体障害者の状況

○身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は、令和５年４月１日現在、4,137 人となっており、なだらかな減少傾向となっています。

○種類別には、肢体不自由、内部障害の順で多く、等級別には、１・２級の重度障害者が 2,228 人と半数以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別・各年４月１日）

（単位：人）

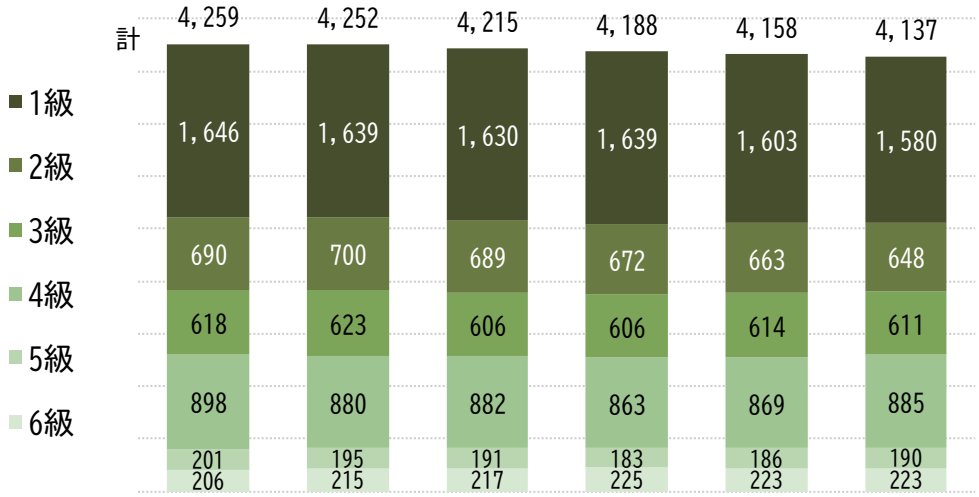

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
1級	38.6%	38.5%	38.7%	39.1%	38.6%	38.2%
2級	16.2%	16.5%	16.3%	16.0%	15.9%	15.7%
3級	14.5%	14.7%	14.4%	14.5%	14.8%	14.8%
4級	21.1%	20.7%	20.9%	20.6%	20.9%	21.4%
5級	4.7%	4.6%	4.5%	4.4%	4.5%	4.6%
6級	4.8%	5.1%	5.1%	5.4%	5.4%	5.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■身体障害者手帳所持者数（種類・等級別・令和５年４月１日）

（単位：人）

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
視覚障害	117	102	8	10	27	12	276
聴覚障害	3	89	37	67	1	114	311
音声言語障害	0	3	29	12	0	0	44
肢体不自由	375	433	311	417	162	97	1,795
内部障害	1,085	21	226	379	0	0	1,711
合計	1,580	648	611	885	190	223	4,137
構成比（%）	38.2%	15.7%	14.8%	21.4%	4.6%	5.4%	100.0%

② 知的障害者の状況

○知的障害者（療育手帳所持者）数は、令和５年４月１日現在、1,122 人となっており、増加傾向となっています。

○程度別には、最重度が約 20%、重度から軽度の３段階とも 20%以上の分布となっています。年齢別には、令和４年度以降 18 歳以上が 800 人を超えています。

■療育手帳所持者数の推移（程度別・各年４月１日）

（単位：人）

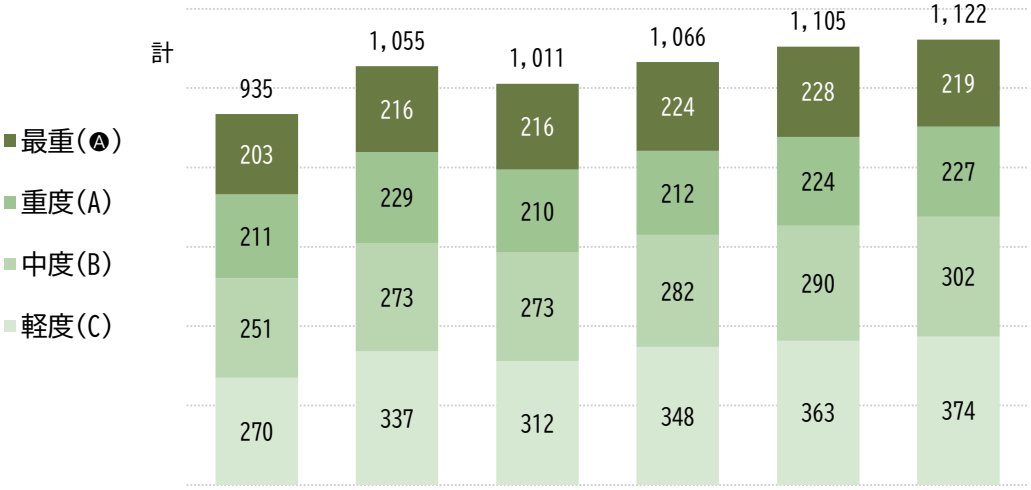

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
最重(Ⓐ)	21.7%	20.5%	21.4%	21.0%	20.6%	19.5%
重度(A)	22.6%	21.7%	20.8%	19.9%	20.3%	20.2%
中度(B)	26.8%	25.9%	27.0%	26.5%	26.2%	26.9%
軽度(C)	28.9%	31.9%	30.9%	32.6%	32.9%	33.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■療育手帳所持者数の推移（年齢別・各年４月１日）

（単位：人）

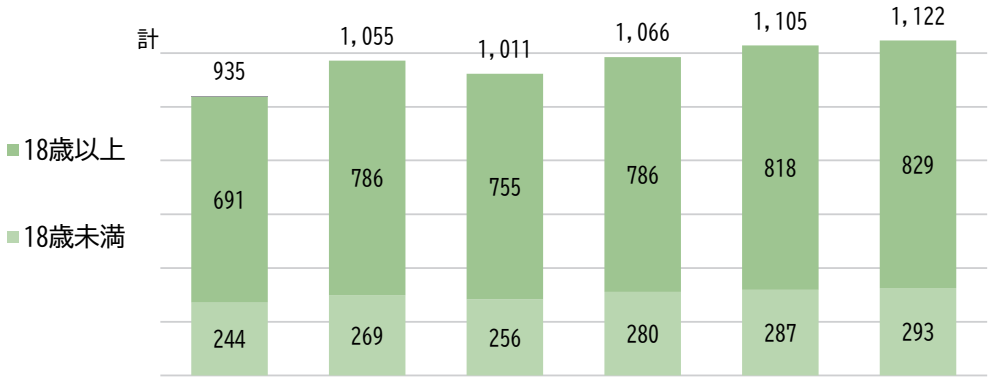

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
18歳未満	244	269	256	280	287	293
18歳以上	691	786	755	786	818	829
合計	935	1,055	1,011	1,066	1,105	1,122

③　精神障害者の状況

○令和５年４月１日現在において、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は1,267 人、自立支援医療（精神通院）受給者数は 2,657 人となっており、それぞれ顕著な増加傾向となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別・各年４月１日）

（単位：人）

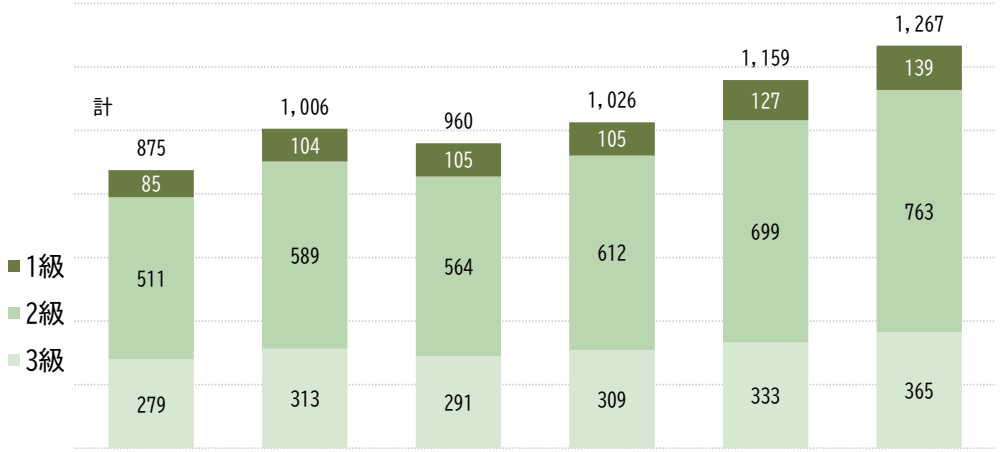

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
1級	9.7%	10.3%	10.9%	10.2%	11.0%	11.0%
2級	58.4%	58.5%	58.8%	59.6%	60.3%	60.2%
3級	31.9%	31.1%	30.3%	30.1%	28.7%	28.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年４月１日）

（単位：人）

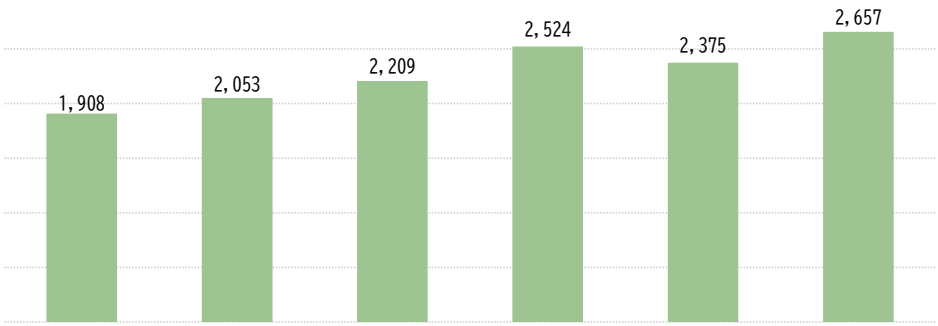

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
受給者数	1,908	2,053	2,209	2,524	2,375	2,657

④　難病患者の状況

○難病患者は、令和５年３月末現在、1,150 人となっており、対象疾病数の増加とも相まって、増加傾向となっています。

■難病患者の推移（各年３月末現在）

（単位：人）

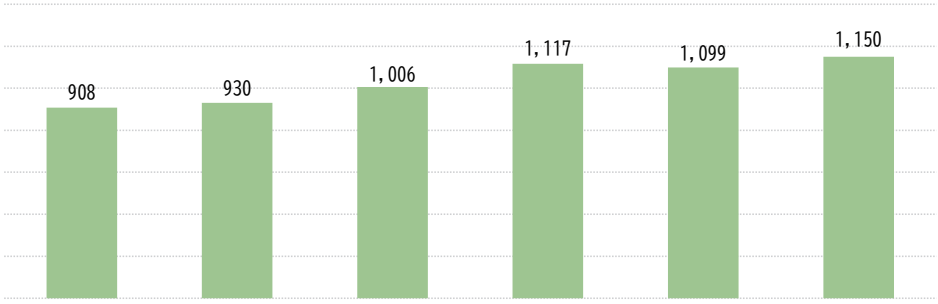

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指定難病受給者数	908	930	1,006	1,117	1,099	1,150
対象疾病数	331	331	333	333	338	338

2　アンケート調査結果概要

■調査の概要（令和４年 10 月７日～11 月 11 日、郵送により配付し、紙又はＷｅｂで回収）

区分	配付数	有効回収数			有効回収率
			郵送	Ｗｅｂ	
障害者調査	3,500 票	1,800 票	1,573 票	227 票	51.4%
障害児調査	400 票	168 票	105 票	63 票	42.0%
事業所調査	100 票	59 票	41 票	18 票	59.0%
計	4,000 票	2,027 票	1,719 票	308 票	50.7%

※障害者調査・障害児調査は手帳やサービスを受けている方の中から無作為抽出。

（1）アンケート調査への回答者

○障害者調査の回答者は、75.4%が本人、19.9%は家族となっています※1。障害の種類別では、身体障害や精神障害、また手帳を持っていない場合は本人の割合が高くなっていますが、知的障害のある人は、64.0%が本人以外の人による回答です。

■障害者調査のアンケートへの回答者（SA）※2・※3 ※4

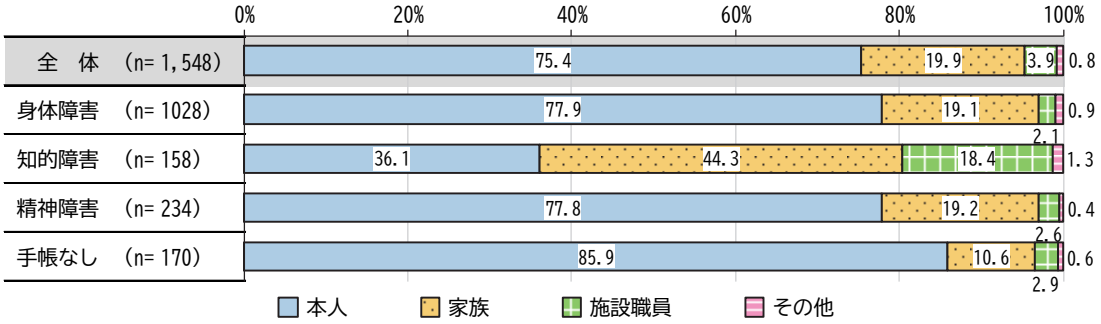

○障害児の調査では、9.5%が本人、89.3%は家族となっています。知的障害や手帳を持っていない子どもの場合、ほとんどが、家族による回答です。

■障害児調査のアンケートへの回答者（SA）

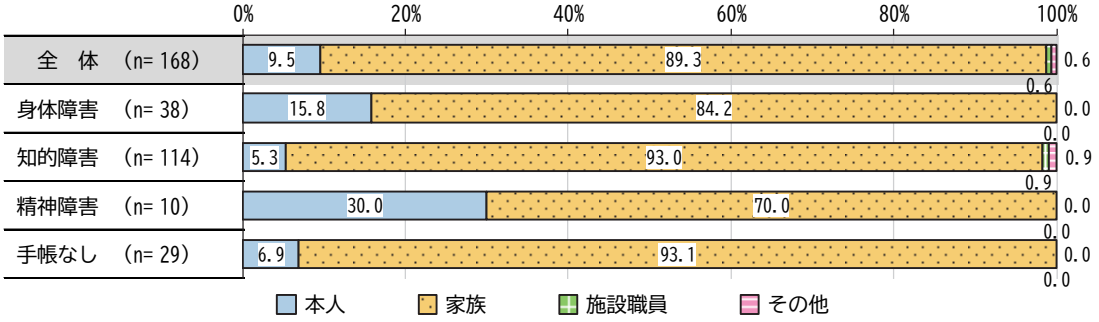

※1 本調査の前提としては、できるかぎり本人が答えることにし、本人が回答できない場合は、家族や援助（介助や手助け）をしている人が、本人の立場に立って回答することにしています。よって、調査で得られたデータは基本的に障害のある人本人のニーズや現状として扱います。
※2 図表のタイトルにおいて、「SA」は単数回答、「MA」は複数回答の設問であることを示しています。
※3 アンケートの集計は、全体の結果の他に、障害者手帳の取得状況により 4 つのグループに分けた結果を掲載しています。図中の「身体障害」は身体障害者手帳を、「知的障害」は療育手帳を、「精神障害」は精神障害者保健福祉手帳を取得している回答者の回答であり、「手帳なし」はいずれも取得していない回答者の回答となります。
※4 項目の無回答を除いて集計しているため、各項目の「ｎ」の合計が「全体」と一致しない場合があります。

（2）本人について

○障害者調査における障害別の年齢構成については、身体障害のある人は、65 歳以上が 74.7%と最も多く、知的障害のある人は、18～39 歳が 55.7%と最も多くなっています。また、精神障害のある人は、40～64 歳が 54.9%と最も多くなっています。

○手帳を持っていない人は、65 歳以上が 48.9%と最も多くなっています。

■障害のある人の障害別年齢構成（SA）

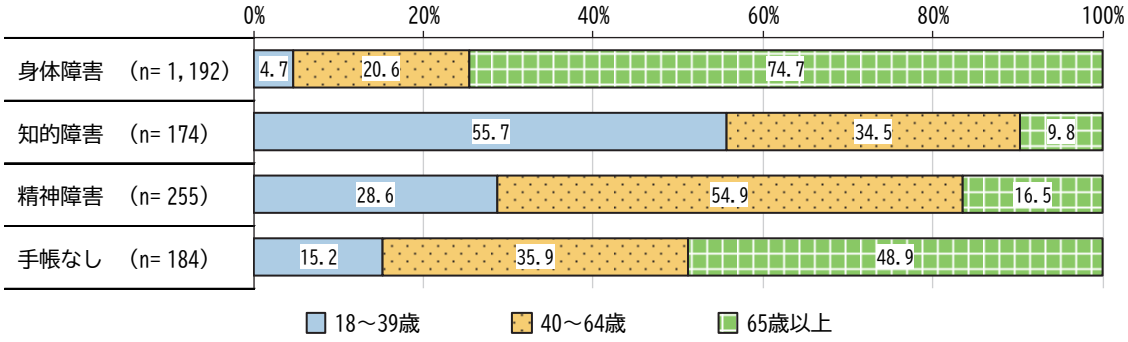

○障害児調査における障害別年齢構成では、どの種別でも 12～17 歳が最も多く、精神障害のある子どもは 100.0%となっています。身体障害のある子どもは、6～11 歳と 0～5 歳がそれぞれ同じ割合となっています。

■障害のある子どもの障害別年齢構成（SA）

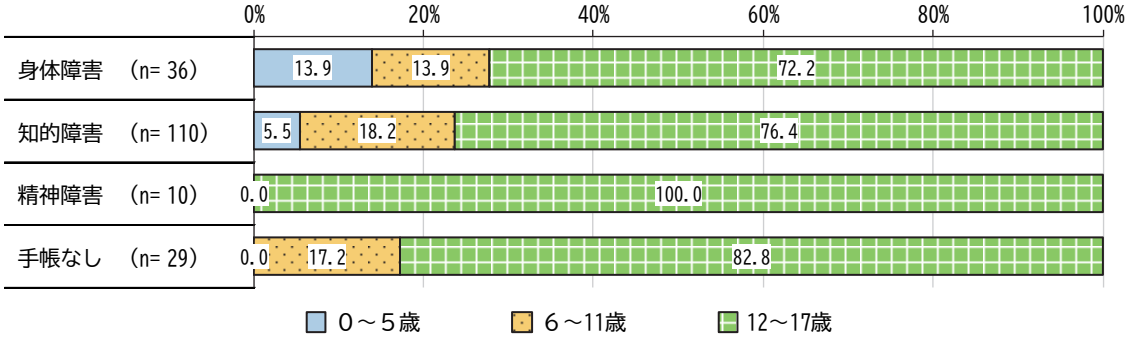

○事業所調査において、回答者の職種は、管理者が最も多く、次いでサービス管理責任者、児童指導員からの回答が多い結果でした。

■事業所＜上位項目＞（SA）

順位	事業所	回答数
1 位	管理者	27 人
2 位	サービス管理責任者	14 人
3 位	児童指導員	10 人

（３）障害のある人の生活

①　暮らし方

【障害のある人】

○各障害者において、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が最も高くなっていますが、精神障害のある人の場合、「ひとりで暮らしたい」の割合が他の障害のある人に比べ高くなっています。知的障害のある人の場合、障害者支援施設やグループホームを希望する割合が他の障害のある人より高くなっています。

■今後希望する暮らし方＜上位項目＞（SA）

順位	身体障害 N=1,159		知的障害 N=169		精神障害 N=251		手帳なし N=186	
１位	家族と一緒に暮らしたい	69.9%	家族と一緒に暮らしたい	40.8%	家族と一緒に暮らしたい	57.0%	家族と一緒に暮らしたい	76.3%
２位	ひとりで暮らしたい	15.9%	障害者支援施設で暮らしたい	27.2%	ひとりで暮らしたい	24.7%	ひとりで暮らしたい	13.4%
３位	介護保険（高齢者）施設で暮らしたい	8.7%	ひとりで暮らしたい	16.0%	仲間と共同生活したい（グループホームなど）	6.4%	介護保険(高齢者)施設で暮らしたい	5.4%
４位	障害者支援施設で暮らしたい	3.0%	仲間と共同生活したい(グループホームなど)	12.4%	その他	5.6%	仲間と共同生活したい（グループホームなど） その他	2.2%
５位	その他	1.3%	その他	2.4%	介護保険（高齢者）施設で暮らしたい	4.4%		

※上位５位以内（以下同様）

○現在の収入は、「年金・福祉手当など」「同居家族の給与・援助」「勤め先の給与・賃金」の３項目が上位を占めています。知的障害・精神障害のある人の場合、これに次いで「通所施設・作業所などの工賃」の割合も高くなっています。

■現在の収入＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=1,170		知的障害 N=170		精神障害 N=256		手帳なし N=187	
１位	年金・福祉手当など	80.5%	年金・福祉手当など	70.0%	年金・福祉手当など	62.5%	年金・福祉手当など	52.4%
２位	同居家族の給与・援助	19.7%	同居家族の給与・援助	37.1%	同居家族の給与・援助	35.9%	勤め先の給与・賃金	36.9%
３位	勤め先の給与・賃金	15.0%	勤め先の給与・賃金	25.3%	勤め先の給与・賃金	30.9%	同居家族の給与・援助	26.2%
４位	事業収入（自営業など）	4.7%	通所施設・作業所などの工賃	20.0%	通所施設・作業所などの工賃	10.2%	事業収入（自営業など）	4.8%
５位	生活保護	4.2%	生活保護	4.1%	生活保護	9.8%	財産収入（家賃収入など）	3.7%

○各障害者において地域で生活するために必要なこととして、「福祉に関する情報提供」「相談窓口などの充実」「経済的支援」「緊急時、災害時等の支援体制」などが求められています。

■地域で生活するために必要なこと＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=1,133		知的障害 N=169		精神障害 N=247		手帳なし N=177	
１位	福祉に関する情報提供	34.4%	相談窓口などの充実	46.7%	経済的支援	57.1%	相談窓口などの充実	40.1%
２位	相談窓口などの充実	32.5%	緊急時、災害時等の支援体制	41.4%	相談窓口などの充実	46.2%	経済的支援	39.5%
３位	緊急時、災害時等の支援体制	30.8%	福祉に関する情報提供 外出手段の確保	38.5%	福祉に関する情報提供	38.5%	身近な医療機関の確保	34.5%
４位	外出手段の確保	29.1%			就労支援の充実	34.0%	福祉に関する情報提供	31.6%
５位	経済的支援	28.9%	経済的支援 地域の理解	36.1%	身近な医療機関の確保	27.1%	緊急時、災害時等の支援体制	24.3%

○外出するときに困難に感じることは、全体として「特にない」の回答が上位を占めていますが、各障害者において、身体障害のある人は「道路に段差が多い」、知的障害のある人は「人とのコミュニケーションが難しい」、精神障害のある人は「経費がかかる」、手帳を持っていない人は「交通機関がない」の割合がそれぞれ高くなっています。

■外出時の困難なこと＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=1,024		知的障害 N=152		精神障害 N=229		手帳なし N=169	
１位	特にない	46.0%	特にない	30.9%	特にない	34.9%	特にない	56.8%
２位	道路に段差が多い	16.4%	人とのコミュニケーションが難しい	30.3%	経費がかかる	27.1%	交通機関がない	12.4%
３位	障害者用駐車場がない（少ない）	15.7%	車などが多く危険を感じる	18.4%	人目が気になる	20.5%	経費がかかる	10.7%
４位	経費がかかる	11.7%	人目が気になる	15.1%	人とのコミュニケーションが難しい	17.0%	その他	9.5%
５位	交通機関がない	11.6%	交通機関がない	13.8%	車などが多く危険を感じる	16.6%	道路に段差が多い	8.9%

【障害のある子ども】

○子どもの気になる行動又は障害等に気付いたきっかけでは、身体障害のある子どもは「生まれてまもなく知らされた」が、その他は「保護者自身が気付いた」「病院・医療機関での受診」の割合が高くなっています。

■子どもの気になる行動又は障害等に気付いたきっかけ＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=38		知的障害 N=114		精神障害 N=10		手帳なし N=29	
１位	生まれてまもなく知らされた	44.7%	保護者自身が気付いた	45.6%	保護者自身が気付いた 病院・医療機関での受診	50.0%	保護者自身が気付いた	58.6%
２位	病院・医療機関での受診	36.8%	健康診断（乳幼児健診など） 病院･医療機関での受診	23.7%			健康診断（乳幼児健診など）	27.6%
３位	保護者自身が気付いた	18.4%			健康診断（乳幼児健診など）	40.0%	保育園や幼稚園などの教職員から	20.7%
４位	健康診断（乳幼児診断など） その他	13.2%	保育園や幼稚園などの教職員から	21.9%	保育園や幼稚園などの教職員から	30.0%	病院・医療機関での受診 小学校や中学校などの教職員から	13.8%
５位			生まれてまもなく知らされた	15.8%	育児相談など	20.0%		

○子どもの気になる行動又は障害等に気付いたときの相談先については、身体障害や精神障害のある子どもは「医療機関（病院や診療所など）」の割合が、知的障害のある子どもや、手帳を持っていない子どもは「家族」の割合が高くなっています。

■子どもの気になる行動又は障害等に気付いたときの相談先＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=38		知的障害 N=114		精神障害 N=10		手帳なし N=29	
１位	医療機関（病院や診療所など）	71.1%	家族 医療機関（病院や診療所など）	47.4%	医療機関（病院や診療所など）	60.0%	家族	62.1%
２位	家族	55.3%			療育支援センター	40.0%	療育支援センター	48.3%
３位	療育支援センター	21.1%	療育支援センター	36.8%	家族 児童相談所	30.0%	医療機関（病院や診療所など）	37.9%
４位	市役所	13.2%	土浦市健康増進課（保健センター） 保育園や幼稚園などの教職員	21.9%			保育園や幼稚園などの教職員	31.0%
５位	土浦市健康増進課（保健センター）	10.5%			市役所	20.0%	土浦市健康増進課（保健センター）	27.6%

○今後の暮らし方として、全体的に「家族と一緒に暮らしたい」の割合が高く、特に手帳を持っていない子どもは89.7%が今後家族と過ごすことを希望しています。

■今後希望する暮らし方＜上位項目＞（SA）

順位	身体障害 N=38※		知的障害 N=114※		精神障害 N=10※		手帳なし N=29※	
1位	家族と一緒に暮らしたい	78.9%	家族と一緒に暮らしたい	74.6%	家族と一緒に暮らしたい	80.0%	家族と一緒に暮らしたい	89.7%
2位	福祉施設（障害者支援施設）で暮らしたい その他	7.9%	仲間と共同で生活したい（グループホームなど）	8.8%	ひとりで暮らしたい 仲間と共同で生活したい（グループホームなど）	10.0%	その他	6.9%
3位			その他	7.9%			仲間と共同で生活したい（グループホームなど）	3.4%
4位	ひとりで暮らしたい	5.3%	福祉施設（障害者支援施設）で暮らしたい ひとりで暮らしたい	4.4%				

※表に掲載している項目以外は0.0%となっています。

○地域で生活するために必要なこととして、知的障害や精神障害のある子どもは「就労支援の充実」、身体障害のある子どもは「学校内・園内でのサポート」、手帳を持っていない子どもは「学校内・園内でのサポート」「放課後等デイサービス」の割合が高くなっています。

■地域で生活するために必要なこと＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=38		知的障害 N=114		精神障害 N=10		手帳なし N=29	
1位	学校内・園内でのサポート	50.0%	就労支援の充実	59.6%	就労支援の充実	80.0%	学校内・園内でのサポート 放課後等デイサービス	58.6%
2位	相談窓口などの充実	47.4%	放課後等デイサービス	50.0%	経済的支援	70.0%		
3位	福祉に関する情報提供 就労支援の充実	42.1%	経済的支援	49.1%	福祉に関する情報提供	50.0%	就労支援の充実	37.9%
4位			相談窓口などの充実	46.5%	相談窓口などの充実 緊急時、災害時等の支援体制 学校内・園内でのサポート	40.0%	相談窓口などの充実 福祉に関する情報提供	31.0%
5位	経済的支援	34.2%	地域の理解 福祉に関する情報提供	38.6%				

○外出するときに困難に感じることは、全体として「特にない」の回答が上位を占めていますが、知的障害や精神障害のある子どもは「人とのコミュニケーションが難しい」、身体障害のある子どもは「障害者用のトイレがない（少ない）」、手帳を持っていない子どもは「車などが多く危険を感じる」の割合が高くなっています。

■外出時の困難なこと＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=37		知的障害 N=112		精神障害 N=10		手帳なし N=29	
１位	特にない	40.5%	特にない	37.5%	人とのコミュニケーションが難しい 特にない	40.0%	特にない	62.1%
２位	障害者用のトイレがない（少ない）	18.9%	人とのコミュニケーションが難しい	35.7%			車などが多く危険を感じる	13.8%
３位	車などが多く危険を感じる 人とのコミュニケーションが難しい 道路に段差が多い	16.2%	車などが多く危険を感じる	20.5%	交通機関がない	30.0%	人とのコミュニケーションが難しい	10.3%
４位			人目が気になる	15.2%	支援者がいない 人目が気になる	20.0%	経費がかかる 人目が気になる その他	6.9%
５位			支援者がいない 障害者用のトイレがない（少ない）	8.0%				

②　相談・情報入手について

【障害のある人】

○悩み事の相談先としては、共通して、「家族・親戚」の割合が高く、次いで、「医療機関（病院や診療所など）」「福祉施設・サービス事業所」「友人・知人」の割合が高くなっています。知的障害のある人の場合、「福祉施設・サービス事業所」「相談支援専門員*」に相談をする割合が、他の障害のある人と比べて高くなっています。

■相談先＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=1,194		知的障害 N=175		精神障害 N=255		手帳なし N=188	
１位	家族・親戚	78.6%	家族・親戚	66.3%	家族・親戚	67.8%	家族・親戚	81.4%
２位	医療機関（病院や診療所など）	21.4%	福祉施設・サービス事業所	42.3%	医療機関(病院や診療所など)	42.4%	友人・知人	35.1%
３位	友人・知人	20.8%	相談支援専門員	29.7%	友人・知人	27.1%	医療機関（病院や診療所など）	24.5%
４位	市役所の福祉関係課	12.4%	医療機関(病院や診療所など)	19.4%	相談支援専門員	20.8%	福祉施設・サービス事業所	8.5%
５位	福祉施設・サービス事業所	11.4%	市役所の福祉関係課	15.4%	福祉施設・サービス事業所	16.9%	相談できる人はいない 相談することはない	5.3%

○福祉関連情報の入手手段は、「市の広報など」「新聞・テレビ・ラジオなど」「インターネット・スマートフォン」の割合が高くなっています。知的障害のある人は「特にない」の割合が他の障害者と比べて高くなっています。

■情報の入手手段＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=1,160		知的障害 N=167		精神障害 N=251		手帳なし N=184	
１位	市の広報など	45.7%	特にない	31.7%	インターネット・スマートフォン	32.3%	市の広報など	45.1%
２位	新聞・テレビ・ラジオなど	28.5%	相談支援専門員	22.8%	市の広報など	26.7%	インターネット・スマートフォン	28.3%
３位	市役所など行政の窓口	19.5%	市の広報など	18.6%	特にない	22.7%	新聞・テレビ・ラジオなど	24.5%
４位	特にない	18.4%	サービス事業者（ヘルパーなど） 市役所など行政の窓口	16.2%	市役所など行政の窓口	21.5%	特にない	23.9%
５位	インターネット・スマートフォン	16.5%			新聞・テレビ・ラジオなど	18.7%	市役所など行政の窓口	12.5%

【障害のある子ども】

○悩み事の相談先としては、共通して、「家族・親戚」の割合が高く、次いで「医療機関（病院や診療所など）」「学校・職場」の割合が高くなっています。精神障害のある子どもは「どこに相談したらよいかわからない」の割合が他の障害のある子どもと比べて高くなっています。

■相談先＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=38		知的障害 N=114		精神障害 N=10		手帳なし N=29	
１位	家族・親戚	89.5%	家族・親戚	83.3%	家族・親戚	70.0%	家族・親戚	89.7%
２位	医療機関（病院や診療所など）	42.1%	学校・職場	43.9%	どこに相談したらよいかわからない 相談することはない	20.0%	学校・職場	48.3%
３位	学校・職場	31.6%	医療機関（病院や診療所など）	31.6%			福祉施設・サービス事業所	37.9%
４位	市役所の福祉関係課	15.8%	福祉施設・サービス事業所	25.4%			医療機関（病院や診療所など）	27.6%
５位	友人・知人 福祉施設・サービス事業所	13.2%	相談支援専門員	23.7%			友人・知人 相談支援専門員	13.8%

○福祉関連情報の入手手段は、「インターネットなど」「学校（仕事）や保育園・幼稚園」の割合が高く、精神障害のある子どもは「特にない」の割合が高くなっています。

■情報の入手手段＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=38		知的障害 N=114		精神障害 N=10		手帳なし N=29	
１位	インターネットなど	36.8%	学校（仕事）や保育園・幼稚園	45.6%	特にない	40.0%	学校（仕事）や保育園・幼稚園	44.8%
２位	学校（仕事）や保育園・幼稚園	31.6%	相談支援専門員	30.7%	インターネットなど 市の広報など	30.0%	インターネットなど 福祉サービス事業者 相談支援専門員	27.6%
３位	市役所など行政の窓口	26.3%	インターネットなど 福祉サービス事業者	28.9%				
４位	市の広報など 相談支援専門員	23.7%			市役所など行政の窓口	20.0%		
５位			特にない	17.5%			特にない	20.7%

（４）就学と就労

①　教育・就学について【障害のある子ども】

○通い先としては、０～５歳の子どもは「児童発達支援（療育支援センター）」「保育園」の順で高い割合となっています。６～11 歳の子どもは「小学校の特別支援学級*」「児童発達支援（療育支援センター）」の順で高い割合となっています。12～17 歳の子どもは、「特別支援学校*」の割合が特に高くなっています。

■通園・通学先＜上位項目＞（SA）

順位	0～5 歳 N=８		6～11 歳 N=28		12～17 歳 N=127	
１位	児童発達支援 (療育支援センター)	87.5%	小学校の特別支援学級	39.3%	特別支援学校	46.5%
２位	保育園	12.5%	児童発達支援 (療育支援センター)	25.0%	小学校の特別支援学級	26.0%
３位			特別支援学校	10.7%	小学校の通常学級	11.8%
４位			認定こども園 児童発達支援 (療育支援センター以外)	7.1%	高等学校	6.3%
５位					中学校の特別支援学級	4.7%

○保育園や幼稚園、学校などで困っていることや心配していることについて、全体として「今後の進学先・進路」の割合が高くなっています。その他に、身体障害・知的障害・精神障害のある子どもの場合は、「特に困っていることや心配はない」の割合も高くなっており、手帳を持っていない子どもの場合は、「周囲の友達との関係」が48.3%と高くなっています。

■保育園や幼稚園・学校などで困っていることや心配していること＜上位項目＞（MA）

順位	身体障害 N=38		知的障害 N=114		精神障害 N=10		手帳なし N=29	
１位	今後の進学先・進路	44.7%	今後の進学先・進路	49.1%	今後の進学先・進路	50.0%	周囲の友達との関係	48.3%
２位	特に困っていることや心配はない	31.6%	特に困っていることや心配はない	26.3%	通園・通学が不便 送迎や付き添いなどの家族の負担 費用などの経済的な負担 特に困っていることや心配はない	30.0%	今後の進学先・進路	44.8%
３位	送迎や付き添いなどの家族の負担	26.3%	送迎や付き添いなどの家族の負担	21.9%			特に困っていることや心配はない	27.6%
４位	通園・通学が不便 周囲の友達との関係 費用などの経済的な負担	15.8%	周囲の友達との関係	16.7%			教職員が少ない 教職員の指導の仕方 送迎や付き添いなどの家族の負担 費用などの経済的な負担	10.3%
５位			費用などの経済的な負担	10.5%				

②　雇用・就労について【障害のある人】

○雇用・就労状況は、「特に働いていない」の回答が上位を占めていますが、各障害者において、身体障害のある人・手帳を持っていない人は「会社などで正社員・正職員として働いている（障害者枠の場合を含む）」、知的障害・精神障害のある人は「施設・サービス事業所などで働いている（就労継続支援Ａ型・Ｂ型など）」の割合がそれぞれ高くなっています。

■雇用・就労状況（MA）

順位	身体障害 N=1,108		知的障害 N=169		精神障害 N=247		手帳なし N=182	
１位	特に働いていない	75.6%	特に働いていない	42.0%	特に働いていない	51.8%	特に働いていない	55.5%
２位	会社などで正社員・正職員として働いている（障害者枠の場合を含む）	7.9%	施設・サービス事業所などで働いている（就労継続支援A型・B型など）	30.8%	施設・サービス事業所などで働いている（就労継続支援A型・B型など）	20.2%	会社などで正社員・正職員として働いている（障害者枠の場合を含む）	18.7%
３位	会社などで派遣、アルバイトまたはパートの社員・職員として働いている	6.0%	会社などで派遣、アルバイトまたはパートの社員・職員として働いている	13.0%	会社などで派遣、アルバイトまたはパートの社員・職員として働いている	15.0%	会社などで派遣、アルバイトまたはパートの社員・職員として働いている	15.4%
４位	自営業	5.9%	その他	7.1%	会社などで正社員・正職員として働いている（障害者枠の場合を含む）	7.7%	自営業	6.6%
５位	施設・サービス事業所などで働いている（就労継続支援A型・B型など）	2.1%	会社などで正社員・正職員として働いている（障害者枠の場合を含む）	6.5%	内職・自営業の手伝い	2.4%	その他	2.2%

（５）障害福祉サービスの利用

①　障害福祉サービス等について【障害のある人】

【障害福祉サービス全体】

○アンケート回答者のうち約３分の１の方が、サービスの利用経験があり、満足度は高い結果となっています。

■障害福祉サービスの利用経験（MA）

	経験 N=610	満足	備考
全体	610	494	アンケート回答者のうち約３分の１の方が、サービスの利用経験があり、満足度は高い結果となっています。
	100.0%	81.0%	

【訪問系サービス】

○居宅介護（ホームヘルプ）の利用率が高くなっており、身体障害者からの回答の割合が高い結果でした。また、その他のサービスについては、利用率は高くありませんが、全体的に高い満足度となっています。

■訪問系サービスの利用経験（MA）

	経験 N=610	満足	備考
居宅介護(ホームヘルプ)	92	75	身体障害者の回答の割合が高く、満足度は高い結果となっています。
	15.1%	81.5%	
重度訪問介護	14	13	利用者が少ないサービスです。知的障害者の回答の割合が比較的高く、満足度は高い結果となっています。
	2.3%	92.8%	
同行援護	18	13	視覚障害者のためのサービスで、満足度は、比較的高い結果となっています。
	3.0%	72.2%	
行動援護	8	8	利用者が少ないサービスです。満足度は高い結果となっています。
	1.3%	100.0%	

（表中の「満足」はアンケートの「満足」と「やや満足」の合計。以下同様）

【日中活動系サービス】

○生活介護と自立訓練（機能訓練）の利用率が高くなっています。生活介護は知的障害者、自立訓練（機能訓練）は身体障害者からの回答率が高くなっています。全体的に、おおむね高い満足度となっています。

■日中活動系サービスの利用経験（MA）

	経験 N=610	満足	備考
生活介護	107 17.5%	90 84.1%	知的障害者の回答の割合が高く、満足度は高い結果となっています。
自立訓練（機能訓練）	81 13.3%	70 86.5%	身体障害者の回答の割合が高く、満足度は高い結果となっています。
自立訓練（生活訓練）	26 4.3%	20 77.0%	知的障害者の回答の割合が高く、満足度は比較的高い結果となっています。
就労移行支援	25 4.1%	19 76.0%	精神障害者の回答の割合が高く、満足度は比較的高い結果となっています。
就労継続支援（A型、雇用型）	51 8.4%	34 66.7%	精神障害者及び知的障害者の回答の割合が高くなっています。
就労継続支援（B型、非雇用型）	48 7.9%	40 83.3%	知的障害者と精神障害者の回答の割合が高く、満足度は高い結果となっています。
就労定着支援	12 2.0%	10 83.3%	精神障害者と知的障害者の回答の割合が高く、満足度は高い結果となっています。
療養介護	20 3.3%	17 85.0%	身体障害者と知的障害者の回答の割合が比較的高く、満足度は高い結果となっています。
短期入所（ショートステイ）	63 10.3%	44 69.8%	知的障害者の回答の割合が高い状況です。

【居住系サービス】

○共同生活援助は知的・精神障害者の回答の割合が高く、施設入所支援は知的障害者からの回答の割合が高い結果でした。どちらのサービスも、高い満足度となっています。

■居住系サービスの利用経験（MA）

	経験 N=610	満足	備考
共同生活援助（グループホーム）	34	31	知的障害者及び精神障害者の回答の割合が高く、満足度は高い結果となっています。
	5.6%	91.2%	
施設入所支援	105	88	知的障害者の回答の割合が高く、満足度は高い結果となっています。
	17.2%	83.8%	

【相談支援】

○全体的に利用率が低く参考値となりますが、計画相談支援では約１割の人で利用経験があり、７割半ばの人が満足と回答しています。

■相談支援の利用経験（MA）

	経験 N=610	満足	備考
計画相談支援	71	53	障害福祉サービスを利用する際に必要となるものです。満足度は、比較的高い結果となっています。
	11.6%	74.7%	
地域移行支援	5	3	利用者及び回答者が少ない状況です。
	0.8%	60.0%	
地域定着支援	4	2	利用者及び回答者が少ない状況です。
	0.7%	50.0%	

【補装具費給付事業】

○身体障害者の回答の割合が高く、満足度は高い結果となっています。

■補装具費給付の利用経験（MA）

	経験 N=610	満足	備考
補装具費給付事業	119	97	身体障害者の回答の割合が高く、満足度は高い結果となっています。
	19.5%	81.5%	

【地域生活支援事業】

○日常生活用具給付等事業や日中一時支援事業の利用率が比較的高い状況です。満足度については、回答者数が少ないサービスを除き、おおむね高い結果となっています。

■地域生活支援事業の利用経験（MA）

	経験 N=610	満足	備考
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	- -	- -	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、令和２年度から令和４年度まで事業中止でした。
手話通訳者派遣事業	4 0.7%	3 75.0%	聴覚障害者のためのサービスで、満足度は、比較的高い結果となっています。
要約筆記*者派遣事業	2 0.3%	1 50.0%	聴覚障害者のためのサービスです。
手話通訳設置事業	4 0.7%	3 75.0%	聴覚障害者のためのサービスで、満足度は、比較的高い結果となっています。
移動支援事業（個別支援）	18 3.0%	11 61.1%	身体障害者の回答の割合が比較的多い状況です。
地域活動支援センター事業	19 3.1%	17 89.4%	身体障害者及び精神障害者の回答の割合が比較的高く、満足度は高い結果となっています。
生活支援事業	13 2.1%	9 69.2%	知的障害者の回答の割合が比較的高い状況です。
訪問入浴サービス事業	26 4.3%	21 80.8%	身体障害者の回答の割合が比較的高く、満足度は高い結果となっています。
日中一時支援事業	42 6.9%	34 81.0%	知的障害者の回答の割合が高く、満足度は高い結果となっています。
在宅障害者一時介護事業	3 0.5%	2 66.6%	全て身体障害者からの回答でした。
日常生活用具給付等事業	58 9.5%	50 86.2%	身体障害者の回答の割合が比較的高く、満足度は高い結果となっています。

②　障害福祉サービス等について【障害のある子ども】

○放課後等デイサービスや日中一時支援事業の利用率が高く、満足度も高い結果でした。一方、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、令和２年度及び令和３年度の利用者がいませんでした。

■福祉サービスの利用経験（MA）

	経験 N=135	満足	備考
全体	135 100.0%	122 90.3%	アンケート回答者の約８割の方が、サービス利用の経験が有り、満足度は高い結果となっています。
児童発達支援	31 23.0%	27 87.1%	３障害及び手帳未保有児のそれぞれで回答があり、満足度は高い結果となっています。
放課後等デイサービス	107 79.3%	98 91.6%	３障害及び手帳未保有児のそれぞれで回答があり、手帳未保有児及び知的障害児からの回答の割合が高く、満足度は高い結果となっています。
保育所等訪問支援事業	1 0.7%	1 100.0%	知的障害児からの回答でした。満足度は高い結果となっています。
医療型児童発達支援	0 0.0%	0 0.0%	回答者は、いませんでした。なお、令和３年度及び令和４年度中の利用者はいない状況でした。
居宅訪問型児童発達支援	0 0.0%	0 0.0%	回答者は、いませんでした。なお、令和４年度中の利用者もいない状況でした。
障害児相談支援	10 7.4%	10 100.0%	特に知的障害児からの回答の割合が高く、満足度は高い結果となっています。
短期入所	4 3.0%	3 75.0%	身体障害児及び知的障害児からの回答でした。満足度は比較的高い結果となっています。
補装具費給付事業	15 11.1%	12 80.0%	身体障害児及び知的障害児からの回答でした。満足度は高い結果となっています。
日中一時支援事業	51 37.8%	45 88.2%	特に知的障害児からの回答の割合が高く、満足度は高い結果となっています。
日常生活用具給付等事業	4 3.0%	4 100.0%	身体障害児及び知的障害児からの回答でした。満足度は高い結果となっています。

（６）サービス提供主体の現状

①　現状

【事業所の回答】（N=59）

○現在提供しているサービスとして、「放課後等デイサービス」が最も多くの事業所で提供しており、次いで、「生活介護」、その次に、「就労継続支援（Ｂ型）」、「共同生活援助」、「日中一時支援」、「児童発達支援」が続いています。

○サービスの利用者や家族からの意見、苦情については、「サービスの質や内容に関すること」が約４割となっており、次いで、「職員の態度や言葉づかい等に関すること」「制度やサービスの説明に関すること」が続いています。

【事業所職員の回答】（N=59）

○年齢は、40 代が 16 人と最も多く、次いで、30 代、50 代がそれぞれ 15 人となっています。

○在籍年数は、３年未満が 19 人と最も多く、次いで、５～９年が 16 人となっています。

②　課題について

【事業所の回答】（N=59）

○課題として、「職員の確保が難しい」が 45 事業所と最も多くなっています。現在の業務量に対する職員の充足状況においては、21 事業所は「適当である」と回答し、38 事業所は不足していると答え、そのうち８事業所は「非常に不足している」と回答しています。

■課題や問題について＜上位項目＞（MA）

順位	事業を展開する上での課題やサービスを提供する上での課題	回答数
１位	職員の確保が難しい	45
２位	職員の質の向上	39
３位	利用者の確保が難しい	19

③　サービスの改善等のための取組

【事業所の回答】（N=59）

○職員定着・人材育成のために取り組んでいることとして、「資格取得のための休暇取得の支援や金銭的な支援」が 33 事業所と最も多くなっています。

■職員定着・人材育成のために取り組んでいること＜上位項目＞（MA）

順位	職員定着・人材育成のために取り組んでいること	回答数
１位	資格取得のための休暇取得の支援や金銭的な支援	33
２位	事業所内での研修の実施	31
３位	外部研修参加のための休暇取得の支援や金銭的な支援	25

○サービスの質の向上のために取り組んでいることとして、「利用者個々の状況に応じたサービス提供の工夫」が 49 事業所と最も多くなっています。

■サービスの質の向上のために取り組んでいること＜上位項目＞（MA）

順位	サービスの質の向上のために取り組んでいること	回答数
１位	利用者個々の状況に応じたサービス提供の工夫	49
２位	困難事例のケース検討会などの開催	19
３位	サービスの質に関する利用者による評価	16
	サービス提供マニュアルの作成	16

○サービス提供における工夫としては、「雑誌や新聞、ホームページ等で広報している」は 28 事業所、次いで「法人グループ内で情報共有をしている」が 26 事業所、「同種のサービス事業所で情報を共有している」が 16 事業所となっています。

○事業所において現在取り組んでいることや力を入れている内容として、「事業所間における情報交換や意見交換の場の充実」が 28 事業所と最も多く、次いで、「市や関係機関との情報交換や意見交換の機会の確保」「学校や保育園・幼稚園などとの交流の活性化」が続いています。一方、「公共施設の利用の促進」は、現在は８事業所となっていますが、今後の予定としては、21 事業所と増加しています。

■事業所において現在取り組んでいることや力を入れている内容＜上位項目＞（MA）

順位	現在	回答数	予定	回答数
１位	事業所間における情報交換や意見交換の場の充実	28	市や関係機関との情報交換や意見交換の機会の確保 事業所間における情報交換や意見交換の場の充実	26
２位	市や関係機関との情報交換や意見交換の機会の確保	22		
３位	学校や保育園･幼稚園などとの交流の活性化	10	公共施設の利用の促進	21

３　ヒアリング調査結果概要

■調査の対象と実施時期

分野	団体名	実施日
◆身体障害	土浦市視覚障害者福祉協会	令和５年７月 23 日(日)
	土浦市聴覚障害者協会	令和５年８月 22 日(火)
	土浦市重症心身障害児（者）を守る会 土浦市肢体不自由児（者）父母の会 土浦市身体障害者友の会	令和５年８月 24 日(木)
●知的障害	つくしの家父母の会 土浦市手をつなぐ育成会	令和５年８月 10 日(木)
★精神障害	精神障害者のための家族会 （土浦地方家族会）	令和５年８月 19 日(土)

■ご意見の要旨

（注）次ページ以降、◆印は身体障害、●印は知的障害、★印は精神障害の関係団体の方のご発言です。

■ヒアリング項目

（１）団体活動の現状
（２）団体活動の中での課題
（３）会員から寄せられる相談・事例
（４）現在の福祉サービスについて
（５）地域社会の現状

（１）団体活動の現状

＜課題・要望＞

○会員の高齢化が進み、会員数が減少している

○イベント等は行っているが、参加状況はよいとは言えず活気がない

○障害者（児）やともに生きる家族同士のつながりを維持しながら、団体活動を継続していきたい

＜主な意見＞

◆会員家族相互の交流を図るための行事や研修会、行政への要望の提案などさまざまな活動を行っている。

◆会員数が減少している。実際に活動している会員は数名という状況で、団体活動は難しく、個人単位の活動になっている。

◆高齢の会員は移動に問題を抱える方が多く、活動への参加が難しい。

●新型コロナウイルス感染症の影響で、活動が難しい時期があったが、徐々にイベントを再開している。感染症対策で保護者の参加を見合わせ、障害者と職員が中心となるイベントも増えつつある。

★毎月家族、当事者、アドバイザーによる「お話し会」を続けている。

★入会される方が多い一方で、退会される方も一定数いるため、会員数は常に８～10 人ほどと、増減は大きくない状態である。

★入会される精神障害者の方は、頼れる人が他にいないなど切迫感を抱えて参加している。活動は初対面でも悩みや苦しみを打ち明けられる場として機能している。

★会には市外からの参加もある。他市の方とも連携しながら勉強会などを行い、結果を定例会などで共有している。

（２）団体活動の中での課題

＜課題・要望＞

〇会員の高齢化と若年層の入会がないことが課題である

〇個人情報保護の観点から、会員の把握や参加の呼びかけが難しい

〇価値観や生活様式の世代間による違いから、従前と同じ活動方法では限界がある

＜主な意見＞

◆特別支援学校のＰＴＡと懇談会を実施し、会のＰＲも行っているが、入会促進の効果は得られていない。

◆会に参加する利点よりも負担が重視され、入会につながらない。

◆会員数の減少が課題。このまま活動を継続していくことができるか不安である。

◆障害や年齢にあわせた、すべての人にとって充足するような情報伝達手段がない。

◆団体に所属しておらず、社会との繋がりがないために孤立している人がいる。

◆役員を引き受けてくれる会員がなく、役員全員が高齢となっている。

●若年層を含めた新規会員が増えない。既存の会員も高齢化が進んでおり、中間層のみが取り残されている。今後も施設の運営を継続してもらえるのか不安がある。

●障害のある子を持つ親世代の高齢化が進んでいる。

★定例会は堅苦しく、和やかな雰囲気が少ない。定例会の後に個別相談を受け付ける場を持てるとよい。

★家族会で行っている定例会の広報をしてほしい。広報をすることで参加者を増やすことができるのではないか。

（３）会員から寄せられる相談・事例

＜課題・要望＞

〇親亡き後などに、頼れる人がいないことが心配である

〇災害時の避難場所への不安が大きい

〇安心して相談できる場所の整備と周知が必要である

〇急速に普及が進んだＩＴ機器への対応が難しい

＜主な意見＞

◆病院からの退院後、入所・通所する施設がなかなか見つからない。経済的にも厳しい状況なので支援が必要。

◆災害時に避難所を転々とすることがないように、福祉避難所がもっと充実するとよい。

◆災害時に車がなければ移動できない方がいる。災害時の移動支援を充実させてほしい。

◆障害児の親も高齢化しているため、親子で支援を受けながら暮らすことができる施設があるとよい。

◆相談することを遠慮してしまう人に対して、支援の手を差し伸べられるとよい。

◆民生委員の訪問時やコミュニティセンターに手話通訳があると、もっといろいろな話ができると感じる。

◆スマートフォン、スーパーのセルフレジ、駅券売機等、急速に普及が進んだＩＴ機器への対応が難しい。教えてもらっても使いこなすことができない。

◆家族から支援を受けることができるという理由で、日常生活用具給付の対象とならないことがある。実際は家族が仕事等で外出している時間が多いため、実態に沿った給付を行ってほしい。

●福祉制度や相談場所について、より積極的に広報してほしい。身近で気軽な相談先があるとわかれば、若い世代も福祉に繋がりやすい。

●役所等で相談する際、人目が気になる場合がある。個別ブースの設置や、個別相談を希望する意思表示が簡単に行えるなど、さまざまな配慮に関する仕組みを作ってほしい。

●障害者用のハザードマップを作成し、障害のある人が避難可能な福祉施設の情報を載せてほしい。具体的な資料があると、障害のある人にも説明がしやすい。

★受診や服薬を拒む方への対応が難しい。

★就労しない、浪費するなどで精神障害者の家族が疲弊する、近隣からも孤立するなどの問題を抱えている。各所に相談するも、警察や行政は関与できず、応じてもらえない。

★入居したグループホームが合わず、転居せざるを得ないとき、障害福祉課に何らかの力になってもらいたい。

（４）現在の福祉サービスについて

＜課題・要望＞

○地域の実態に沿った施設やサービスの整備が必要

○災害時の支援体制を構築し、周知してほしい

○今後も地域で生活を続けるために、在宅支援サービスを拡充してほしい

○個人の状況に合った、きめ細やかな支援のため、相談支援が重要

＜主な意見＞

◆サービスの充足に関する行政と当事者の実感の差はまだ大きい。特に施設が足りていないと感じる。

◆周囲とのコミュニケーションの観点から、聴覚障害の方を中心とした入居施設などがあるとよい。

◆災害時の要援護者名簿は情報が古くなっているものがある。名簿の精査及び再構築をお願いしたい。

◆災害時に避難場所として指定されている場所まで自力で行くことが難しい。最寄りの公民館などが利用できるとよい。

◆災害時の民生委員の声かけ、安否確認について再度体制の整備をお願いしたい。

●障害の程度ごとに空きのある施設を、一目で把握できるようなシステムを作成してほしい。市や県、民間の垣根を越えて連携し、取り組みが進むとよい。

●個別支援計画書は個人の事情を反映して作成してほしい。その際、可能な限り他の相談事例なども教えてもらえると参考になる。

●管轄外の課に相談してしまった場合でも、所轄の課へ丁寧に繋いでもらいたい。

●在宅での訪問介護を充実してほしい。将来親に何かあった場合でも、障害のある人がなるべく同じ環境で生活できる制度があれば、親子ともに安心できる。

★精神疾患を持っていても、就労したい・社会の役に立ちたい、といった気持ちを持っている。一方、就労支援Ｂ型は、あまり収入にならず、生きがいとして感じづらい。

★精神疾患のある方や、その家族は、色々な悩みや困りごとがあるが、漠然とした不安の中で最初に誰に何を相談したらよいのかわからない。市役所の窓口でたらい回しになることも多いので、相談の専門家のような人がいるとよい。

（５）地域社会の現状

＜課題・要望＞

○災害発生時に正しい情報を受け取ることができるか不安である

○手話やヘルプマーク*の普及などを通して心のバリアフリー*が進むとよい

○障害者雇用や合理的配慮など、更なる理解促進が必要

○買い物・通院等の移動手段を確保してほしい

＜主な意見＞

◆福祉的な施策は充実しつつあるが、障害者雇用の状況はまだ厳しい。

◆合理的配慮については、法改正などの動きがあると認知度が高まるが、逆に動きがないと少しずつ意識が薄れているように感じる。

◆手話言語条例*などの影響もあり、以前に比べると手話が浸透してきたが、地域によって差があると感じる。

◆聴覚障害者の暮らしやニーズは地域によって差がある。そのようなニーズを拾い上げることが課題である。

◆災害時の情報取得手段が心配である。特に水害は被害が狭い範囲で起きるため、個別の情報が伝達されない。スマートフォンを持っていない高齢の方などは特に心配である。

◆近年バスが減便となり、大変不便である。土日は特に便数が少なく、外出が困難。

●東京都と比較すると、ヘルプマークの認知度が低いように感じる。団体側でも普及活動を行っているが、市でも啓蒙してほしい。

●子どもや高齢者よりも、障害者への市の施策優先順位が低いと感じる。障害福祉に手厚い市であってほしい。

★ヘルプマークに対する偏見や誤った認識を持っている人がいるようで、マークを付けることを躊躇してしまう。障害者に対する配慮について正しい理解を広めてほしい。

★市でＡＣＴ（包括型地域生活支援プログラム）に取り組んでほしい。広報すれば多くの家族当事者が、名乗りを上げ救いを求めると思う。

★相談支援事業所経由で精神科医師の往診が実現して、自立支援にもつながった。精神科医師の往診が一般的になるよう、市で積極的に取り組んでほしい。

４　第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の進捗状況

○各サービスについて、第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画で設定した見込量と実績を比較し、達成状況を把握しました。（ただし、令和５年度の実績は見込み）

（１）障害福祉サービス

【訪問系サービス】

○サービスによっては見込みを下回る状況も見受けられました。
◇居宅介護は、利用者数がほぼ横ばいで推移していますが、見込み量を下回っています。
◇重度訪問介護も利用者数が見込み量を下回っていますが、利用時間については年度によって大きな差があります。
◇同行援護の利用者数は、ほぼ見込量どおりとなっていますが、利用時間は大幅に見込み量を上回っています。
◇行動援護は令和４年度から利用実績があり、横ばいで推移しています。

■訪問系サービス

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５（見込み）	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５（見込み）
居宅介護（ホームヘルプ）	実利用人数	人	105	110	115	107	104	106	101.9	94.5	92.2
	延利用人数	人/年	1,200	1,250	1,300	1,126	1,144	1,180	93.8	91.5	90.8
重度訪問介護	実利用人数	人	7	8	8	6	5	5	85.7	62.5	62.5
	利用時間	時間/年	1,200	1,250	1,250	1,212	942	1,030	101.0	75.4	82.4
同行援護	実利用人数	人	25	25	25	25	27	29	100.0	108.0	116.0
	利用時間	時間/年	120	120	120	163	206	200	135.8	171.7	166.7
行動援護	実利用者数	人	0	0	0	0	1	1	－	－	－
	延利用人数	人/年	0	0	0	0	3	3	－	－	－

【日中活動系サービス】

○全体的に増加傾向にあり、見込量を上回るサービスもあります。
◇生活介護は、ほぼ見込量と同じ規模で推移しています。
◇自立訓練は機能訓練、生活訓練ともに見込量を上回る規模で推移しています。
◇就労系サービスについては、就労ニーズの高まりを受け、利用者が増加しています。特に就労継続支援Ａ・Ｂ型で増加しており、就労移行支援はほぼ横ばいとなっています。
◇療養介護は、利用者数がほぼ横ばいで推移しています。
◇短期入所の利用者数は、計画期間中における新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、事業所の受入停止や利用者の利用控えが生じたことが想定され、見込み量を大きく下回っています。

■日中活動系サービス

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５（見込み）	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５（見込み）
生活介護	実利用人数	人	295	300	310	292	296	298	99.0	98.7	96.1
	延利用人数	人/年	3,400	3,450	3,500	3,738	3,726	3,800	109.9	108.0	108.6
自立訓練（機能訓練）	実利用人数	人	7	8	9	14	17	20	200.0	212.5	222.2
	延利用人数	人/年	80	95	100	97	123	160	121.3	129.5	160.0
自立訓練（生活訓練）	実利用人数	人	15	15	15	17	19	21	113.3	126.7	140.0
	延利用人数	人/年	120	120	120	162	125	160	135.0	104.2	133.3
就労移行支援	実利用者数	人	95	100	105	89	93	95	93.7	93.0	90.5
	延利用人数	人/年	620	630	640	618	622	670	99.7	98.7	104.7
就労継続支援Ａ型	実利用者数	人	200	220	240	229	245	265	114.5	111.4	110.4
	延利用人数	人/年	2,000	2,200	2,400	2,181	2,399	2,570	109.1	109.0	107.1
就労継続支援Ｂ型	実利用者数	人	240	250	260	262	292	330	109.2	116.8	126.9
	延利用人数	人/年	2,400	2,500	2,600	2,582	2,953	3,370	107.6	118.1	129.6
就労定着支援	実利用者数	人	32	35	40	30	40	40	93.8	114.3	100.0
	延利用人数	日/年	310	340	385	303	272	280	97.7	80.0	72.7
療養介護	実利用者数	人	16	17	18	15	15	15	93.8	88.2	83.3
	延利用人数	日/年	180	190	220	180	172	170	100.0	90.5	77.3
短期入所（ショートステイ）	実利用者数	人	120	135	150	49	52	60	40.8	38.5	40.0
	延利用人数	人/年	660	740	820	244	224	310	37.0	30.3	37.8

【居住系サービス】

〇共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援ともに増加傾向にあります。
◇共同生活援助は、見込量を大きく上回る規模で推移しており、ニーズが高まっていることがわかります。
◇施設入所支援は、ほぼ横ばいとなっています。
◇自立生活援助は、令和３年、４年ともに利用実績がありませんでした。

■居住系サービス

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			R３	R４	R５	R３	R４	R５（見込み）	R３	R４	R５（見込み）
共同生活援助（グループホーム）	実利用人数	人	120	125	130	154	181	210	128.3	144.8	161.5
施設入所支援	実利用人数	人	173	172	171	175	177	177	101.2	102.9	103.5
自立生活援助【新規】	実利用人数	人	0	0	0	0	0	0	－	－	－

【相談支援】

〇計画相談支援の利用は微増の傾向となっています。
◇計画相談支援は、実績が見込み量を若干上回る推移となっています。
◇地域移行支援、地域定着支援は、令和３年、４年ともに利用実績がありませんでした。

■相談支援

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			R３	R４	R５	R３	R４	R５（見込み）	R３	R４	R５（見込み）
計画相談支援	実利用人数	人/年	960	970	980	989	1,018	1,069	103.0	104.9	109.1
地域移行支援	実利用人数	人	0	1	1	0	0	0	－	－	100.0
地域定着支援	実利用人数	人	0	1	1	0	0	0	－	－	100.0

【補装具費給付事業】

○補装具費給付事業は、おおむね見込量どおりの利用がありました。

■補装具費給付事業

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			R３	R４	R５	R３	R４	R５（見込み）	R３	R４	R５（見込み）
補装具費給付事業	件数	件/年	240	245	250	246	204	240	102.5	83.3	96.0

【児童福祉法によるサービス】

○児童福祉法に位置づけられているサービスで、利用が増加する傾向にあります。
◇放課後等デイサービス及び児童発達支援は、見込量を大きく上回る規模で推移しており、ニーズが高まっていることがわかります。
◇医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援は、令和３年、４年ともに利用実績がありませんでした。
◇障害児相談支援は、見込み量を大きく上回り、増加傾向となっています。

■障害児通所支援

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			R３	R４	R５	R３	R４	R５（見込み）	R３	R４	R５（見込み）
児童発達支援	実利用人数	人	280	290	300	315	361	400	112.5	124.5	133.3
	延利用人数	人/年	3,100	3,200	3,300	3,084	3,679	4,090	99.5	115.0	123.9
放課後等デイサービス	実利用人数	人	240	250	260	289	338	380	120.4	135.2	146.2
	延利用人数	人/年	3,900	4,000	4,100	5,243	6,275	6,490	134.4	156.9	158.3
保育所等訪問支援	実利用人数	人	10	15	20	12	25	25	120.0	166.7	125.0
	延利用人数	人/年	90	135	180	63	120	130	70.0	88.9	72.2
医療型児童発達支援	実利用者数	人	2	3	4	0	0	0	－	－	－
	延利用人数	人/年	20	25	30	0	0	0	－	－	－
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	人	1	1	1	0	0	0	－	－	－
	延利用人数	人/年	1	1	1	0	0	0	－	－	－

■障害児相談支援

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			R３	R４	R５	R３	R４	R５（見込み）	R３	R４	R５（見込み）
障害児相談支援	実利用人数	人/年	440	450	460	560	650	700	127.3	144.4	152.2

（２）地域生活支援事業の充実

【参加・交流促進】

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和４年度までは未実施となっています。

■社会参加支援

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			R３	R４	R５	R３	R４	R５(見込み)	R３	R４	R５(見込み)
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	選手派遣数	実人数	210	210	210	未実施	未実施	116	－	－	55.2

【意思疎通・移動支援】

○障害のある人の行動を支援する各種事業はおおむね見込量どおりの利用がありました。
◇手話通訳者・要約筆記派遣事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による講演会や会議の減少により見込み量を下回っています。
◇手話通訳設置事業は年度によって利用件数に差がありますが、全ての年度で見込み量を上回っています。
◇移動支援事業は、特に利用件数で見込み量を上回っています。

■意思疎通支援

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			R３	R４	R５	R３	R４	R５(見込み)	R３	R４	R５(見込み)
手話通訳者派遣事業	派遣件数	件/年	77	92	107	73	72	75	94.8	78.3	70.1
要約筆記者派遣事業	派遣件数	件/年	30	30	30	22	17	20	73.3	56.7	66.7
手話通訳設置事業	利用件数	件/年	200	200	200	296	216	220	148.0	108.0	110.0
点字・声の広報等発行事業	発行回数	回/年	24	24	24	24	24	24	100.0	100.0	100.0

■手話奉仕員等養成研修事業

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			R３	R４	R５	R３	R４	R５(見込み)	R３	R４	R５(見込み)
手話・入門	実利用人数	人	18	18	18	11	28	20	61.1	155.6	111.1
手話・基礎	実利用人数	人	13	15	18	9	6	16	69.2	40.0	88.9
要約筆記	実利用人数	人	8	－	8	15	未実施	10	187.5	－	125.0

■移動支援

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			R３	R４	R５	R３	R４	R５（見込み）	R３	R４	R５（見込み）
移動支援事業	実利用人数	人	15	18	21	17	21	22	113.3	116.7	104.8
	利用件数	件/年	650	700	750	844	933	940	129.8	133.3	125.3

【日常生活支援】

〇障害福祉サービスを補完・支援するその他の事業を、適切に確保することができました。
◇地域活動支援センター等のサービスは、いずれもおおむね見込量どおりの実施となりました。
◇訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業では、おおむね見込量どおりの推移となりました。
◇在宅障害者一時介護事業、日常生活用具給付等事業は、見込量を下回る推移となっていますが、一定の利用がみられました。

■地域活動支援センター等

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			R３	R４	R５	R３	R４	R５（見込み）	R３	R４	R５（見込み）
基礎的事業	施設数	か所	2	2	2	2	1	1	100.0	100.0	100.0
機能強化事業Ⅰ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
機能強化事業Ⅱ型	施設数	か所	1	1	1	1	0	0	100.0	100.0	100.0
機能強化事業Ⅲ型	施設数	か所	0	0	0	0	0	0	－	－	－
生活支援事業	実利用人数	人	1	1	1	2	2	1	200.0	200.0	－

■各種日常生活支援

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			R３	R４	R５	R３	R４	R５（見込み）	R３	R４	R５（見込み）
訪問入浴サービス事業	実利用人数	人	1	2	2	1	2	2	100.0	100.0	100.0
	延べ回数	件/年	50	75	75	41	116	80	82.0	154.7	106.7
日中一時支援事業	実利用人数	人	300	310	320	203	260	270	67.7	83.9	84.4
	延利用件数	件/年	10,000	11,000	12,000	9,082	11,499	10,930	90.8	104.5	91.1
在宅障害者一時介護事業	実利用人数	実人数	15	16	17	3	3	5	20.0	18.8	29.4
	延利用件数	時間/年	385	400	420	103	196	140	26.8	49.0	33.3
日常生活用具給付等事業	給付件数	件/年	3,800	3,900	4,000	3,143	3,307	3,260	82.7	84.8	81.5

【相談・権利擁護*】

〇相談・権利擁護におけるサービスは、いずれも見込量のとおり実施しました。

■相談・権利擁護

区　分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）％		
			R３	R４	R５	R３	R４	R５（見込み）	R３	R４	R５（見込み）
地域生活支援拠点事業	実施の有無	有・無	有	有	有	有	有	有	－	－	－
相談支援事業	実施箇所数	か所	4	4	4	4	4	4	100.0	100.0	100.0
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	か所	3	3	3	3	3	3	100.0	100.0	100.0
障害者虐待防止対策支援事業	実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	件/年	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有・無	無	無	無	無	無	無	－	－	－

5　計画策定に向けた課題

●相談支援体制の充実

◇障害のある人が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保に加え、サービスの適切な利用を支えるとともに、各種ニーズに対応できる相談支援体制の構築が不可欠です。その際には、障害者等及びその家族が抱える、高齢化や貧困、ヤングケアラー*等の複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービス等につなげる等の対応が必要です。

◇アンケート調査では、地域で生活するために必要なこととして、「相談窓口など支援体制の充実」を求める回答が多くなっています。また、ヒアリング調査では、「安心して相談できる場所の整備」と「相談場所の周知」に関する要望が挙げられています。障害者一人ひとりの課題やニーズに応じることができるよう、相談支援関係者と関係機関等が連携し、重層的な相談支援体制を構築するとともに、相談窓口の周知や啓発を推進する必要があります。

●地域生活支援の充実

◇ヒアリング調査では住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、グループホームの必要性や、親亡き後の居場所などについての意見が挙げられています。障害のある人が、自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備や親亡き後を見据えた在宅支援を推進するとともに、障害者の地域生活を支える支援のあり方について検討を進める必要があります。また、アンケート調査では地域で生活するために必要なこととして、情報提供や相談支援とともに、「経済的支援」の回答も多くなっています。経済的な支援が必要な方に対しては、しかるべき支援の受け方に関する相談の対応やサポートを行うなど、地域で安定した生活が送れるよう、関係機関等の連携を強化し、重層的な支援体制の構築を推進する必要があります。

◇障害のある人や、障害のある人を身近で支える家族への支援に関する重要性が増す一方で、社会全体として人手不足が進み、福祉人材の確保も喫緊の課題となっています。サービス提供事業所に対するアンケート調査においても、サービス提供上の課題として「職員の確保が難しい」の回答が最も多くなっており、この問題を解消するためには、市や事業所、ハローワーク*など、様々な機関の連携を図る必要があります。加えて今後は、サービスの質を向上させていくために、多職種間での連携を図り、障害者福祉に関わる全ての人が我が事として捉えながら取組を進めていく必要があります。

●社会参加の充実

◇障害者が地域の中で尊重され、自分らしく暮らしていくためには、様々な形での社会参加の促進を図ることが大切です。就労・スポーツ・文化・芸術など、多くの障害者があらゆる場面で社会参加を果たすことで、地域の障害に関する理解がより一層深まり、支え合いのまちづくりが推進されます。

◇障害者雇用促進法の改正により、令和６年度から８年度にかけて障害者の法定雇用率が順次引き上げられるとともに、令和７年度に法定雇用率の除外率が引き下げられることから、障害者雇用の促進が想定されることも相まって、今後はより一層の就労支援に関するニーズが高くなることが想定されます。障害のある人が自ら望む職場で働くためには、引き続き就労支援を促進させ就労の機会を増やすほか、雇用者が障害について理解を深めるとともに、障害のある人にとって働きやすい環境づくりを進める必要があります。加えて、就労移行支援などを通して一般就労*に移行した障害者の就労定着への支援も重要となっています。

●障害児支援体制の充実

◇市における 18 歳未満の療育手帳の所持者数は、増加傾向であり、障害の早期発見・早期療育*の充実を図る必要があります。また、すべての子どもは、その特性に応じて、適切で、きめ細かな教育を受ける権利を持っており、教育分野においては、「障害者の権利に関する条約」に盛り込まれたインクルーシブ教育システム*の構築を引き続き推進し、誰もが分け隔てなく教育を受けられる環境づくりを進めることが重要です。

◇アンケート調査によると、保育園や幼稚園・学校などで困っていることや心配していることでは、「今後の進学先・進路」の回答が最も多くなっています。自立と社会参加を見据え、児童・生徒一人ひとりに対して的確な指導を提供するとともに、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまでのライフステージ*を通じて、個々の発達段階に応じた切れ目のない支援体制を整備する必要があります。

●障害者の差別解消や情報アクセシビリティ*の向上に向けた取組の推進

◇障害の有無に関わらず、誰もが自分らしく生きることができる共生社会の実現をめざすには、市民や事業者が福祉教育やイベント等を通して、障害についての理解を深め、お互いに助け合い、支え合う地域づくりを推進していくことが必要です。誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、市民や事業所職員等の障害に対する理解を深め、ともに生きる意識を醸成するための施策の推進が求められています。

◇自らの意思を主張したり、一人で選択・決定の判断が難しい人に対しては、その人の人権や財産を守りながら、権利を行使できるように支援する必要があります。障害のある人が地域社会に参加しながら自らの意思を尊重した生活を送ることができるよう、引き続き成年後見制度や権利擁護事業の周知を徹底するとともに、差別・虐待防止に関する啓発や支援体制の強化を図る必要があります。

◇「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行に見られるように、全ての人が等しく情報を取得、利用できるよう、情報アクセシビリティの向上が求められています。ヒアリング調査においても、外出時や災害発生時などにおける情報取得に関する支援を求める声が挙がっています。今後もリーフレットや市の広報紙、インターネット等の活用をはじめ、手話通訳、要約筆記などの利用についても支援し、障害のある人への情報提供を途切れなく行う必要があります。

第3章

土浦市障害者計画の基本的な考え方

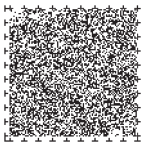

1　計画の基本理念

障害のある人の生活や就労・社会参加を支える環境づくりが進められていますが、障害者のニーズの多様化に加え、人口減少や高齢化の進行による新たな課題の広がりも見られます。

このような社会構造や暮らしの変化の中で、障害のある人、ない人にかかわらず、ともに支え合い、市民の誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。土浦市障害者計画（この章において単に「計画」といいます。）では「ともに支え合い　誰もが安心して暮らせる　まちをめざして」を基本理念として施策の推進を図ります。

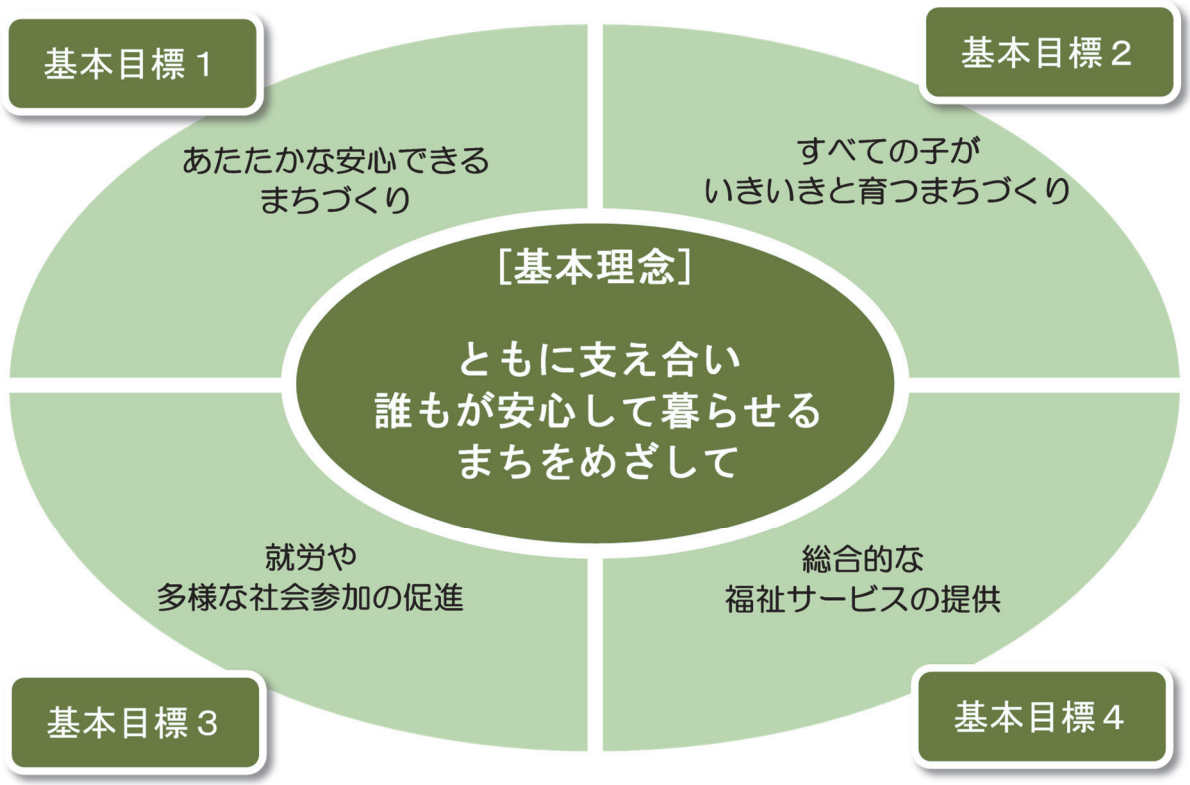

2　計画の基本目標

基本理念に基づき、計画では、次の４つの基本目標を掲げます。

基本目標１　あたたかな安心できるまちづくり

●助け合いのあるまちづくり

つながり、助け合うまちは、障害のある人ない人、子ども、高齢者など、すべての人が暮らし、ともに高めあうことができる共生社会の実現につながります。お互いが理解しあう「こころ」を養い、支え合いの活動を育み、あたたかいふれあいのあるまちづくりを進めます。

●活動しやすい安心・安全なまちづくり

施設や交通のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上に努め、誰もが参加・活動・生活しやすいまちづくりを進め、居住環境の整備、行動範囲の拡大を支援します。

また、緊急時の救援体制や災害時の支援体制などを強化します。

●権利擁護の推進

障害のある人や子どもの権利を擁護し、一人ひとりの尊厳を守ります。

基本目標２　すべての子がいきいきと育つまちづくり

●障害への早期対応

市民の心身の健康づくり支援、母子保健の充実などにより、障害の早期発見・早期療育に努めます。

●療育・教育の充実

療育体制の充実を図り、障害のある子どもや発達に特別な支援を必要とする子ども、その家族への支援を強化します。

障害のある子どもがともに学べる教育環境づくりを推進します。

また、障害のある子どもが安心して通える保育や放課後の居場所づくりなど、子育て支援の充実を図ります。

障害のある子どものライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。

障害の有無に関わらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン*）を推進します。

基本目標３　就労や多様な社会参加の促進

●就労支援と働く場づくり

誰もがその人らしく自立した生活を営めるよう、ハローワークや就労支援事業所、経済団体や市内企業などとの連携を強化し、一般就労の促進、福祉的就労*の場の充実により、働く場の確保と仕事の創出、雇用・就労の促進を図ります。

また、障害の状況に応じた多様な職業の機会を確保することができるよう、就労支援を推進します。

●自分らしく暮らせる生活支援

余暇活動等は生活の質を向上させ、支えていき、スポーツや生涯学習、文化活動等への多面的な支援を行うことで、障害のある人の社会参加促進に努めます。

基本目標４　総合的な福祉サービスの提供

●サービス提供の基盤整備

自らが利用できる制度やサービス等に関する情報を確実に入手し、自己決定によるサービス利用が適切に展開するよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

また、質の高い支援のためには、それぞれの障害や疾病を理解するとともに、専門的な知識や経験が必要となります。サービスの多様化が進む中で、将来的にもサービスの質・量を確保していくために、福祉サービス等を支える人材の養成に取り組みます。

●福祉サービスの提供

障害のある人の地域での安定した暮らしを支えるため、福祉サービスの計画的な提供に努めます。

住み慣れた地域での自分らしい生活の実現に向け、在宅生活を支える各種サービスの充実を図るとともに、生活安定のための施策推進に取り組みます。

●一体的な支援ネットワークの強化

障害のある人への特性やライフステージに応じた切れ目のない支援のために、行政・関係機関・地域が連携した総合的な支援ネットワークづくり、参加と協働*の体制づくりを進めます。

3　計画の体系

〈基本理念〉

ともに支え合い　誰もが安心して暮らせる　まちをめざして

〈基本目標〉	〈施策の方向〉	〈基本施策〉
基本目標１ あたたかな安心できるまちづくり	助け合いのあるまちづくり	①地域福祉の推進 ②福祉教育の推進 ③理解と交流の促進
	活動しやすい安心・安全なまちづくり	①バリアフリーのまちづくりの推進 ②行動範囲の拡大支援 ③情報アクセシビリティの向上 ④緊急時援護・災害時支援の体制づくり
	権利擁護の推進	①差別解消への取組の促進 ②権利擁護・成年後見の体制づくり ③虐待の防止
基本目標２ すべての子がいきいきと育つまちづくり	障害への早期対応	①健康づくり支援施策の推進 ②母子保健の推進
	療育・教育の充実	①療育体制の充実 （保育所等訪問支援体制の構築） （居宅訪問型児童発達支援） ②学校生活の充実 ③子育て支援の充実
基本目標３ 就労や多様な社会参加の促進	就労支援と働く場づくり	①一般就労の支援 ②福祉的就労の場の提供
	自分らしく暮らせる生活支援	①差別解消への取組の促進 ②権利擁護・成年後見の体制づくり ③虐待の防止
基本目標４ 総合的な福祉サービスの提供	サービス提供の基盤整備	①情報提供の充実 ②相談支援体制の充実 ③人材の確保と育成 （重症心身障害児に対する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保）
	福祉サービスの提供	①計画的なサービス提供の推進 ②在宅生活の支援 ③生活安定のための施策推進
	一体的な支援ネットワークの強化	①地域生活支援体制の充実 ②参加と協動の体制確保 （精神障害地域生活支援広域調整会議等事業） （医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置）

第4章

障害福祉サービス等の見込
（土浦市障害福祉計画）

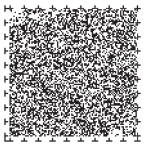

1　障害者数の推計

○市の障害者数について、障害者手帳所持者等の総人口に対する割合の増減等から推計すると、３年間で障害者手帳所持者が令和６年度の 6,560 人から令和８年度の 6,631 人へと 1.1%増加することが予測されます。自立支援医療の精神通院受給者を含むと 9,309 人から 9,575 人へと 2.9%増加することが予測されます。

　また、難病患者は令和６年度の 1,196 人から令和８年度の 1,294 人へ 8.2%増加することが予測されます。

○手帳の種類別に推計すると、身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は、令和８年度には全体で 4,095 人（0.7%減）になると見通されます。知的障害者（療育手帳所持者）数は、18～64 歳を中心に増加し、1,149 人（1.6%増）になると推計されます。精神障害者（精神保健福祉手帳所持者）数は、18～64 歳を中心に増加し、1,387 人（6.2%増）になると予測されます。

■障害者数の見通し

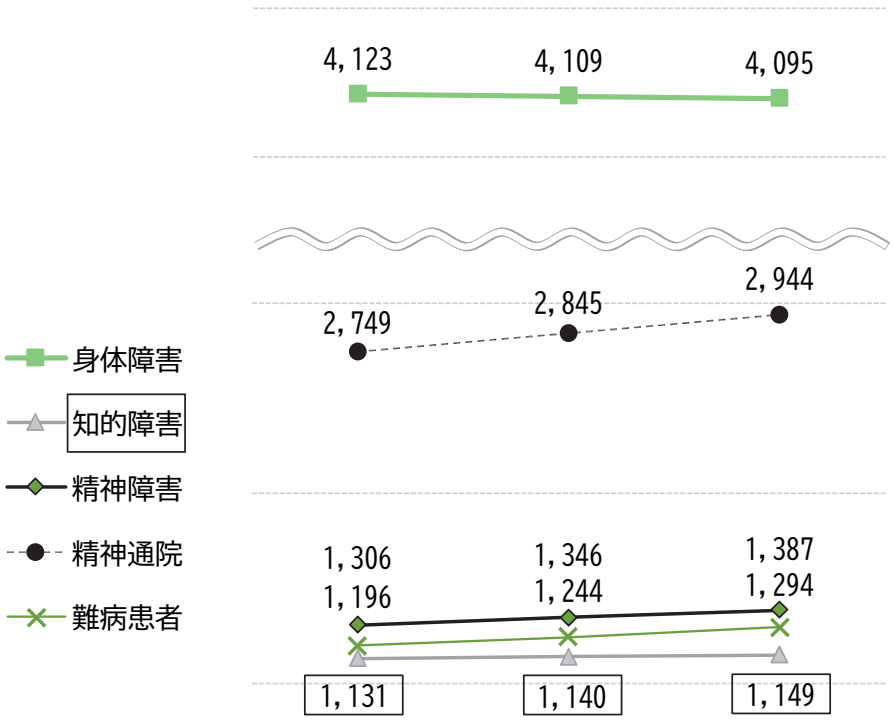

（単位：人）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害者数 計	10,505	10,684	10,869

■身体障害者手帳所持者の見通し

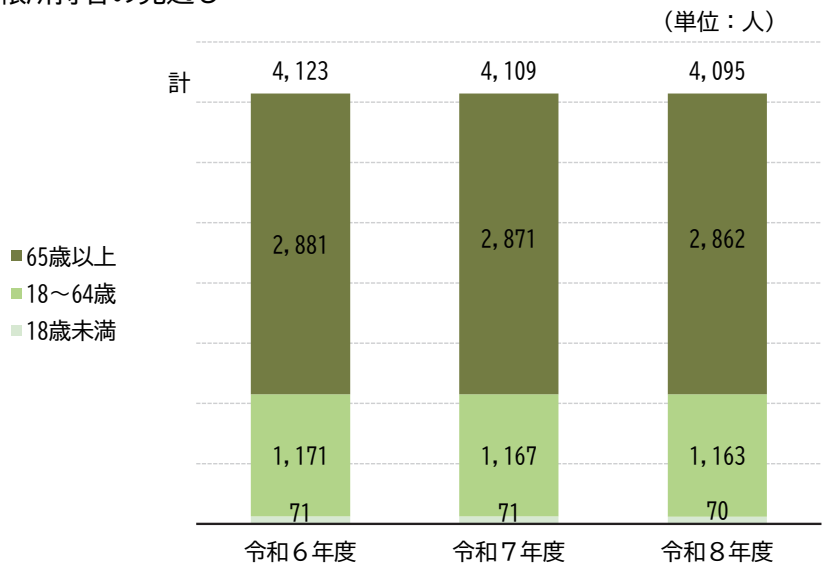

■療育手帳所持者の見通し

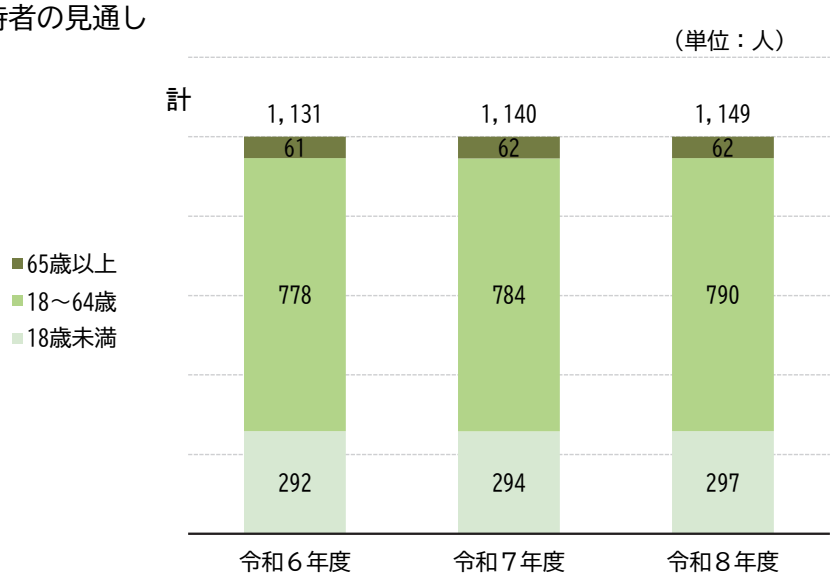

■精神障害者保健福祉手帳所持者の見通し

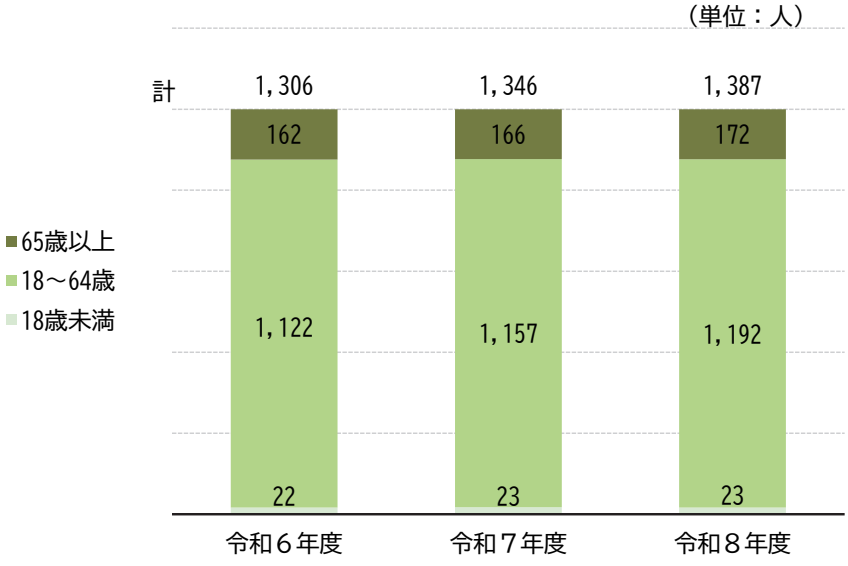

2　サービス確保の方針

【国の指針】

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して総合的な「障害福祉計画及び障害児福祉計画」を作成することとしています。

●障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
●市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
●入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
●地域共生社会の実現に向けた取組
●障害児の健やかな育成のための発達支援
●障害福祉人材の確保・定着
●障害者の社会参加を支える取組定着

＜障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方＞

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、「障害福祉計画及び障害児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行うこととしています。

●障害福祉サービス等の提供体制の確保
◇全国で必要とされる訪問系サービスの保障
◇希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
◇グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等*の整備と機能の充実
◇福祉施設から一般就労への移行等の推進
◇強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
◇依存症対策の推進
●相談支援の提供体制の確保
◇相談支援体制の充実・強化
◇地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
◇発達障害者等に対する支援
◇協議会の活性化
●障害児支援の提供体制の確保
◇地域支援体制の構築
◇保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
◇地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
◇特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
◇障害児相談支援の提供体制の確保

【市の方針】

これまでの実績と今後のニーズの見込みを踏まえ、一人ひとりが必要な時に必要なサービスを利用して安心で健やかな生活を継続していくことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図り、有効なサービスの提供を図ります。

●地域共生社会の実現
◇地域生活基盤の整備や、施設等から地域生活への移行支援
◇障害特性に応じた支援
◇障害者雇用・就労の促進

●適正なサービス利用の推進
◇自己決定と自己選択によるサービス利用の推進（相談支援の充実）
◇支援区分の適切な判定とケアマネジメント*
◇ＰＤＣＡサイクル*の導入

●多様化するニーズへの対応
◇知的障害、精神障害、発達障害、難病など外からわかりにくい障害への対応
（相談支援、就労支援、外出支援、意思決定支援等の充実）
◇障害のある人の高齢化・重度化、高齢化する家族への支援も含む支援
（医療と福祉の連携、介護保険サービスとの調整等を検討）

●各種サービスの連携強化
◇市の運営する施設と民間施設の連携（相談支援、サービス提供）
◇土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」※の活用
（重層的支援体制整備事業*）
◇社会福祉協議会*との連携（ふれあいネットワーク、各種サービス、人材育成等）
◇学校や企業との連携（療育から教育、就労に至る一体的支援体制）

※ 土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」とは
全国に先駆け、本市で実施する、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、生活上の課題を抱える全ての市民を対象とする相談・支援体制です。各中学校区ごとの公民館に福祉の相談窓口を設置し、常駐する地域ケアコーディネーター（社会福祉協議会職員）が、行政、社会福祉協議会、保健・医療機関、福祉サービス事業所等及び地域住民との調整役となり、連携して包括的な支援を行います。

３　成果目標

障害のある人の地域生活への移行、地域生活の継続の支援及び就労支援等を計画的に進めるため、計画最終年度の目標を次のとおり設定します。

【数値目標に対する考え方】

国は、障害福祉計画の策定にあたって、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標について具体的な指針を示すとともに、これを「成果目標」とし、サービスごとの見込量を「活動指標」として計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

本市も、国が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障害のある人の状況と意向、地域の受入体制等の状況を踏まえた上で、サービス事業所や各種支援機関等と連携しながら、地域移行や一般就労への移行等の取り組みを進めます。

①　福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国指針】・令和４年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活に移行
・令和８年度末の施設入所者数を、令和４年度末時点の施設入所者数から５％以上削減

【市方針】国の指針に準拠しつつ、地域の実情を踏まえ目標値を設定し、入所施設及び市内のサービス事業者と連携し、入所者の状況を勘案しながら達成をめざします。

項目	数値	備考
【実績値】 令和４年度末時点の施設入所者数	177 人	
【目標値】 地域生活移行者数	11 人	実績値の６％が移行
【目標値】 施設入所者数削減見込人数	７人	実績値の４％削減 （上昇傾向を勘案）

②　精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

【国指針】精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために「保健・医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点を統合した地域づくりの検討を行うこと。

【市方針】国の指針に準拠し、精神障害者が地域で生活する上での様々な課題や支援ニーズに対応できるよう、ふれあいネットワークや土浦市地域自立支援協議会を活用し、包括的な支援体制を整備します。

③　地域生活支援の充実

【国指針】・障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和８年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

・令和８年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

【市方針】国の指針に準拠し、関係機関と有機的に連携しながら、実施中の地域生活支援拠点等の機能充実を図るとともに、年１回、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を実施します。また、強度行動障害のある障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援体制の整備を図ります。

④　福祉施設から一般就労への移行等

【国指針】・令和８年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする（市方針の項目アに対応）。また、この目標値を達成するため、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標値についても次のとおり定めること。

就労移行支援事業 （市方針の項目イに対応）	・令和８年度における一般就労移行者数を令和３年度における移行者数の 1.31 倍とすること ・就労移行支援事業所のうち、当該事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすること
就労継続支援Ａ型事業 （市方針の項目ウに対応）	令和８年度における一般就労移行者数を令和３年度における移行者数の概ね 1.29 倍とすること
就労継続支援Ｂ型事業 （市方針の項目エに対応）	令和８年度における一般就労移行者数を令和３年度における移行者数の概ね 1.28 倍とすること
就労定着支援事業 （市方針の項目オに対応）	・令和８年度における就労定着支援事業の利用者数を令和３年度における利用者数の 1.41 倍以上とすること ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすること

【市方針】国の指針に準拠して目標値を設定し、ハローワーク土浦、障害者就業・生活支援センター、市内のサービス事業所や一般の事業主と連携して、一般就労への意向のある福祉施設利用者の就労（雇用）を促進していきます。また、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進や就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援Ｂ型事業等による支援の実施も進めていきます。

ア　福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	備考
【実績値】 令和３年度の福祉施設利用者の 一般就労移行者数	28 人	
【目標値】 令和８年度の福祉施設利用者の 一般就労移行者数	38 人	令和３年度実績値の 1.36 倍

イ　就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数

項目	数値	備考
【実績値】 令和３年度の就労移行支援事業利用者の 一般就労移行者数	23 人	
【目標値】 令和８年度の就労移行支援事業利用者の 一般就労移行者数	31 人	令和３年度実績値の 1.35 倍

ウ　就労継続支援Ａ型事業利用者数

項目	数値	備考
【実績値】 令和３年度の就労継続支援Ａ型事業 利用者の一般就労への移行者数	３人	
【目標値】 令和８年度の就労継続支援Ａ型事業 利用者の一般就労への移行者数	４人	令和３年度実績値の 1.33 倍

エ　就労継続支援Ｂ型事業利用者数

項目	数値	備考
【実績値】 令和３年度の就労継続支援Ｂ型事業 利用者の一般就労への移行者数	２人	
【目標値】 令和８年度の就労継続支援Ｂ型事業 利用者の一般就労への移行者数	３人	令和３年度実績値の 1.5 倍

オ　就労定着支援事業利用者数

項目	数値	備考
【実績値】 令和３年度の就労定着支援事業利用者数	30 人	
【目標値】 令和８年度の就労定着支援事業利用者数	43 人	令和３年度実績値の 1.43 倍

⑤　相談支援体制の充実・強化等

【国指針】・令和８年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
・関係機関等により構成される協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【市方針】基幹相談支援センターにおいて、障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関や、土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」（重層的支援体制整備事業）を活用し、連携強化を図ります。更に、関係機関等により構成される協議会において、参画する相談支援事業所による事例検討を実施し、地域のサービス基盤の開発や改善を図ります。

⑥　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国指針】令和８年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【市方針】サービスの質の向上のため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に市職員が参加するとともに、請求審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

4　障害福祉サービス量等の見込（活動指標）

障害のある人への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の３類型から成る「指定障害福祉サービス」と、「相談支援」「地域生活支援事業」からなります。

「地域生活支援事業」は、具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて決定するサービスであり、土浦市の実情に即して適切なサービスメニューを確保します。

【障害福祉サービス等の体系】

指定障害福祉サービス

訪問系サービス
- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- （重度障害者等包括支援）

日中活動系サービス
- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援Ａ型
- 就労継続支援Ｂ型
- 就労定着支援
- 療養介護
- 短期入所（ショートステイ）

居住系サービス
- 共同生活援助（グループホーム）
- 施設入所支援
- 自立生活援助
- 重度障害者等包括支援

相談支援
- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

補装具給付事業

地域生活支援事業

参加・交流促進
- ★（理解促進研修・啓発事業）
- ★（自発的活動支援事業）
- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- （文化芸術活動振興）
- （就業・就労支援）

意思疎通・移動支援
- ★意思疎通支援事業
- ★手話奉仕員養成研修事業
- 奉仕員養成研修
- 点字・声の広報等発行事業
- ★移動支援事業

日常生活支援
- ★地域活動支援センター
- 生活支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 日中一時支援事業
- 在宅障害者一時介護事業
- （相談支援事業所等における通院支援体制確保）
- （地域移行のための安心生活支援）
- ★日常生活用具給付等事業
- （福祉ホームの運営）
- （巡回支援専門員整備）
- （協議会における地域資源の開発・利用促進の支援）

相談・権利擁護
- 地域生活支援拠点事業
- ★相談支援事業
- ★基幹相談支援センター等機能強化事業
- ★（住宅入居等支援）
- 障害者虐待防止対策支援
- ★成年後見制度利用支援事業
- ★（成年後見制度法人後見支援事業）
- （成年後見制度普及事業）
- （医療的ケア児等総合支援事業）

★障害支援区分認定等事務

地域生活支援事業について、★印は必須事業、印のないものは任意事業、うち（　）がついていないものが、現在市が地域生活支援事業として実施している事業です。

（１）障害福祉サービスの充実

○市では、サービス事業所等と連携して、障害のある人及びその家族が安心して自分らしい日常生活や社会参加を実現していけるよう、サービスの量と質の確保を図るとともに、サービスの有効な利用（提供）を進めていきます。

【訪問系サービス】

○障害のある人の在宅生活を支える介護給付サービスで、本市では、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護が利用されています。障害のある人の増加、介護する家族の高齢化などとともに、各サービスとも利用が増加していくことを見込みます。
◇居宅介護及び同行援護は、利用者の微増と利用時間の増加を見込みます。
◇重度訪問介護においては、増加はないものの、一定の利用者及び利用時間があると見込みます。
◇行動援護は、これまで利用要件に合致する人がほとんど見られませんでしたが、今後もサービスを確保していきます。

事業名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害のある人が外出時に、代筆・代読・移動の支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動支援を行います。

■訪問系サービス

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			R３	R４	R５（見込み）	R６	R７	R８
居宅介護（ホームヘルプ）	実利用人数	人	107	104	106	108	110	112
	延利用人数	人/年	1,126	1,144	1,180	1,200	1,220	1,240
重度訪問介護	実利用人数	人	6	5	5	5	5	5
	利用時間	時間/年	1,212	942	1,030	1,030	1,030	1,030
同行援護	実利用人数	人	25	27	29	31	34	37
	利用時間	時間/年	163	206	200	210	230	250
行動援護	実利用者数	人	0	1	1	1	1	1
	延利用人数	人/年	0	3	3	3	3	3

【日中活動系サービス】

○施設に通って受けるサービスで、介護給付（生活介護・療養介護、短期入所）、訓練等給付（自立訓練、就労移行支援・就労継続支援、就労定着支援）からなります。本市では、障害のある人の増加に伴い、各サービスとも利用が増加していくことを見込みます。

◇就労系のサービス、特に就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）は、近年、利用が増加していることから、今後もその傾向が続くものと見込みます。

◇生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、利用者数及び１人当たり利用日数ともに漸増を見込みます。

◇短期入所は、令和２年度から利用者が減少していましたが、コロナ禍*の影響による利用控えと考えられることから、今後は、コロナ禍以前の水準にまで利用者数が増えるものと見込みます。

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A 型・B 型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用型（Ａ型）と非雇用型（Ｂ型）があります。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の介助・介護を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。福祉型と医療型があります。

■日中活動系サービス

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			R３	R４	R５（見込み）	R６	R７	R８
生活介護	実利用者数	人	292	296	298	300	302	304
	延利用人数	人/年	3,738	3,726	3,800	3,830	3,850	3,880
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	人	14	17	20	24	29	35
	延利用人数	人/年	97	123	160	190	230	280
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	人	17	19	21	23	25	27
	延利用人数	人/年	162	125	160	180	190	210
就労移行支援	実利用者数	人	89	93	95	97	99	101
	延利用人数	人/年	618	622	670	680	690	710
就労継続支援 A 型	実利用者数	人	229	245	265	286	309	334
	延利用人数	人/年	2,181	2,399	2,570	2,770	2,990	3,240
就労継続支援 B 型	実利用者数	人	262	292	330	373	421	476
	延利用人数	人/年	2,582	2,953	3,370	3,800	4,290	4,860
就労定着支援	実利用者数	人	30	40	40	41	42	43
	延利用日数	日/年	303	272	280	290	290	300
療養介護	実利用者数	人	15	15	15	15	15	15
	延利用日数	日/年	180	172	170	170	170	170
短期入所（ショートステイ）	実利用者数	人	49	52	60	70	80	90
	延利用人数	人/年	244	224	310	360	410	460

【居住系サービス】

〇共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援及び自立生活援助からなります。
◇共同生活援助は近年、利用が増加しており、その傾向が続くものと見込みます。
◇施設入所支援は、国指針の成果目標を踏まえ、微減を見込みましたが、アンケート調査においても需要が見られるため、今後の利用者や利用希望者の状況を注視する必要があります。
◇自立生活援助は、平成30年から始まったサービスで、現在、市内に当該サービスを提供する事業所がありませんが、今後は利用者が生まれるものと見込みます。

事業名	内容
共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護等が受けられます。
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行います。

■居住系サービス

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			R３	R４	R５ (見込み)	R６	R７	R８
共同生活援助（グループホーム）	実利用人数	人	154	181	210	230	250	280
施設入所支援	実利用人数	人	175	177	177	175	173	170
自立生活援助	実利用人数	人	0	0	0	1	1	1

【相談支援】

○サービス等利用計画*の作成等を支援する計画相談支援、施設入所者等の地域移行支援、地域定着支援からなります。

◇計画相談支援は、各種福祉サービス利用者増に伴って増加することを見込みます。

◇地域移行支援は、施設入所者等が地域における生活へ移行できるように令和６年度以降、年１人ずつの利用を見込み、併せて地域定着支援の利用も目標に見込みます。

事業名	内容
計画相談支援	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するには、予めサービス等利用計画を作成する必要があります。計画の作成・運用により、利用者とともに課題解決について考え、適切なサービス利用と継続的なケアマネジメントの支援を行います。
地域移行支援	入所や入院している障害のある人に、地域における生活へ移行するために必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅で生活する障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要な支援を行います（支援期間は６か月を目安とします）。

■相談支援

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			R３	R４	R５（見込み）	R６	R７	R８
計画相談支援	実利用人数	人/年	989	1,018	1,069	1,122	1,178	1,237
地域移行支援	実利用人数	人	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	実利用人数	人	0	0	1	1	1	1

【補装具費給付事業】

○補装具費給付事業は、日常生活の自立と自己実現を支える支援ですが、近年、身体障害者数が横ばいであることから、給付件数に大きな変動はないものとして見込みました。

事業名	内容
補装具費給付事業	身体機能を代替する補装具の購入又は修理が必要な場合、その費用を支給する事業です。

■補装具費給付事業

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			R３	R４	R５（見込み）	R６	R７	R８
補装具費給付事業	件数	件/年	246	204	240	240	240	240

（２）地域生活支援事業の充実

○地域生活支援事業は、地域や障害者の状況にあったサービスを自治体の判断に基づいて実施される事業です。「参加・交流促進」、「意思疎通支援」、「移動支援」、「日常生活支援」、「相談・権利擁護」、「障害支援区分認定事務」の別に活動指標を設けています。

【参加・交流促進】

○障害のある人の社会参加、障害のある人とない人の交流を促進する事業です。

◇理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業については、これまで市及び社会福祉協議会、各団体等が実施してきた研修・啓発事業、社会参加活動支援事業等を引き続き充実させるとともに、新たな取り組みも検討していきます。

◇スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、コロナ禍の影響により、事業中止の期間がありましたが、今後は、コロナ禍以前の水準まで参加者が増えるものと見込みます。また関連事業として、市では、かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソン*を開催しています。

事業名	内容
★理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
★自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、ボランティア活動など）を支援します。
スポーツ･レクリエーション教室開催等事業	障害のある人の余暇活動、生涯スポーツへの参加機会として、障害者スポーツ大会やスポーツ・レクリエーション活動に関する教室等を開催していきます。

■社会参加支援

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５（見込み）	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
スポーツ･レクリエーション教室開催等事業	選手派遣数	実人数	－	－	116	140	170	200

※令和３年度及び令和４年度については新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止

【意思疎通支援】

○視覚障害及び聴覚障害のある人の行政情報の入手や行政手続の円滑化、参加・活動の機会拡大を支える事業です。

◇手話通訳者・要約筆記者を設置する講演会や会議の増加、障害のある人の社会活動の活発化により、派遣の要請が今後も継続していくことを見込みます。また、近年、手話への関心が高まっていることから、手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修受講者も漸増していくことを見込みます。

◇市役所の窓口への手話通訳者の設置は、当面、週２回の配置を確保していくこととします。

◇点字・声の広報は、これまでどおり月２回発行していきます。

事業名	内容
★手話通訳者・要約筆記者派遣事業	意思疎通支援のため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
★手話通訳設置事業	市では、市役所で手続きを円滑にするため、窓口に手話通訳者を設置しています（毎週月・金曜日）。
点字・声の広報等発行事業	市では、点字広報と声の広報を月２回発行しています。また、ホームページは、音声読み上げ等が可能になっています。
手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修	市の行事や会議等への聴覚障害のある人の参加・参画、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成研修を実施しています（要約筆記奉仕員養成研修は、隔年実施）。

■意思疎通支援

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			R３	R４	R５（見込み）	R６	R７	R８
手話通訳者派遣事業	派遣件数	件/年	73	72	75	75	75	75
要約筆記者派遣事業	派遣件数	件/年	22	17	20	20	20	20
手話通訳設置事業	利用件数	件/年	296	216	220	220	220	220
点字・声の広報等発行事業	発行回数	回/年	24	24	24	24	24	24

■手話奉仕員等養成研修事業

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			R３	R４	R５（見込み）	R６	R７	R８
手話・入門	実利用人数	人	11	28	20	22	24	26
手話・基礎	実利用人数	人	9	6	16	18	20	22
要約筆記	実利用人数	人	15	－	10	－	10	－

※要約筆記奉仕員養成研修は、隔年実施

【移動支援】

○障害のある人の行動範囲、社会参加の拡大を支える事業です。
◇障害のある人の増加、介助する家族の高齢化などに伴い、移動支援事業の利用が増加していくことを見込みます。

事業名	内容
★移動支援事業 （個別支援）	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

■移動支援

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			R３	R４	R５（見込み）	R６	R７	R８
移動支援事業	実利用人数	人	17	21	22	24	26	28
	利用件数	件/年	844	933	940	1,020	1,110	1,190

【日常生活支援】

○障害福祉サービスを補完し、居宅での生活を支えるサービスです。
◇地域活動支援センターは、市内の居住者が利用する地域に密着した活動の場です。市では、１事業者に委託してそれぞれ基礎的事業、機能強化事業を実施しています。また、精神障害のある人を対象に生活支援事業を実施しています。

事業名	内容
★地域活動支援センター事業	障害のある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行い、社会復帰に向けた支援を行います。 ＜基礎的事業＞ 創作的活動又は生産的活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行います。 ＜機能強化事業＞ 基礎的事業に加え、地域生活を支えるセンター機能等を強化した事業を行います（Ⅰ型は医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談支援事業の実施、Ⅱ型は機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。Ⅲ型は地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業等で、現在市内にはありません）。
生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導等の支援を行い、生活の質的向上と社会復帰の促進を行います。

■地域活動支援センター等

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			R３	R４	R５（見込み）	R６	R７	R８
基礎的事業	施設数	か所	2	1	1	1	1	1
機能強化事業Ⅰ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1
機能強化事業Ⅱ型	施設数	か所	1	0	0	0	0	0
機能強化事業Ⅲ型	施設数	か所	0	0	0	0	0	0
生活支援事業	施設数	か所	2	2	1	1	1	1

◇日常生活用具給付等事業は、日常生活の自立と自己実現を支える支援として実施していますが、近年は給付件数の実績が横ばい傾向であることを踏まえた見込量としました。

◇日中一時支援事業、在宅障害者一時介護事業は、利用の増加を見込みます。訪問入浴サービス事業は、少人数ながら定期的な利用があり、今後もサービス量を確保していきます。これらのサービスは、介護者の高齢化などにより利用が増えることも見込みます。

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	入浴車派遣により、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障害のある人の介護者又は障害のある子どもの保護者若しくは介護者の都合により、一時的に施設介護が必要となる障害のある人又は障害のある子どもを施設で預かります。
在宅障害者 一時介護事業	障害のある人の介護者又は障害のある子どもの保護者若しくは介護者の都合により、一時的に施設介護が必要となる障害のある人又は障害のある子どもを施設で預かり１対１で介護します。
★日常生活用具 給付等事業	日常生活がより円滑に行われるために、障害の種類及び程度に応じて日常生活用具を給付します。

■各種日常生活支援

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５ (見込み)	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
訪問入浴サービス事業	実利用人数	人	1	2	2	2	2	2
	延べ回数	回/年	41	116	80	80	80	80
日中一時支援事業	実利用人数	人	203	260	270	280	290	300
	延利用件数	件/年	9,082	11,499	10,930	11,340	11,740	12,150
在宅障害者一時介護事業	実利用人数	実人数	3	3	5	10	15	20
	利用延時間	時間/年	103	196	140	280	420	560
日常生活用具給付等事業	給付件数	件/年	3,143	3,307	3,260	3,260	3,260	3,260

【相談・権利擁護】

○相談支援は、障害福祉サービスの利用のみならず、様々な面で障害のある人やその家族により添う重要な役割があります。

◇障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援拠点事業を実施します。

◇市では、市役所及び３か所の相談支援事業所（基幹相談支援センター１か所を含む）の体制を確保しています。今後とも、市と基幹相談支援センターの連携を基軸に、各相談支援事業所の機能強化を支援するとともに、相互に連携して相談への対応力を高めていくこととします。

◇住宅入居等支援については、自立生活をめざす人、施設入所者の地域移行の増加に伴い、サービスの実施を検討していきます。

◇障害者虐待防止対策支援事業は、障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止体制の充実を図っていきます。

◇成年後見制度利用支援事業については、障害のある人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が運営する「成年後見センターつちうら」と連携し、市長申立などの取組を実施しています。

事業名	内容
地域生活支援拠点事業	障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児・者の地域生活支援を推進する観点から、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進します。
★相談支援事業	障害のある人（身体、知的、精神）や障害のある子どもの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。 ※窓口：市役所・社会福祉協議会・尚恵学園・ほびき園
★基幹相談支援センター等機能強化事業	市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置するものです。
障害者虐待防止対策支援事業	障害のある人への虐待を防止するため、土浦市障害者虐待防止センターを設置し、24時間体制で障害のある人への虐待に関わる通報の受理、虐待をうけた障害のある人の保護や相談・指導及び助言を行うとともに普及啓発に努め、障害者虐待防止体制の充実を図ります。
★成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な人に代わって障害福祉サービスの利用契約等が適切に行われるように支援します。
★成年後見制度法人後見支援事業	障害のある人の権利を擁護するため、成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる体制整備に向け、必要な研修の実施、法人後見*活動を安定的に実施するための組織づくりなどを支援するものです。

■相談・権利擁護

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			R３	R４	R５（見込み）	R６	R７	R８
地域生活支援拠点事業	実施の有無	有・無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	実施施設数	か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施施設数	か所	3	3	3	3	3	3
障害者虐待防止対策支援事業	実施施設数	か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	件/年	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有・無	無	無	無	無	無	無

【障害支援区分認定等事務】

○障害福祉サービスのうち、介護給付に関するサービスを利用するためには、障害支援区分の認定を受ける必要があります。認定にあたっては、申請に基づき、市が調査を行い、調査結果と主治医意見書をもとに専門家等で構成される障害者介護認定審査会を開催します。今後とも、認定が適切かつ円滑に行われるよう努めます。

第５章

障害児福祉サービス等の見込
（土浦市障害児福祉計画）

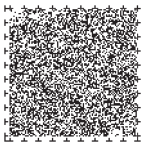

1　成果目標

障害児に対するライフステージに応じた重層的な地域支援体制を構築し、更に医療的ニーズへの対応を図るため、計画最終年度の目標を次のとおり設定します。

【数値目標に対する考え方】

国は、障害児福祉計画の策定にあたって、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標について具体的な指針を示すとともに、これを「成果目標」とし、サービスごとの見込量を「活動指標」として計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

本市も、国が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障害児の状況と意向、地域の受入体制等の状況を踏まえた上で、サービス事業所や各種支援機関等と連携しながら、障害児への支援等の取組みを進めます。

障害児支援の提供体制の整備等

【国指針】・令和８年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１ヶ所以上設置することを基本とする。

・令和８年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【市方針】国の指針に準拠して目標値を設定するとともに、児童発達支援センターの機能を有する「つくし学園」、児童発達支援事業としての「つくし療育ホーム」及び「幼児ことばの教室」、保育所等訪問支援事業並びに早期療育相談事業を包括して実施する土浦市療育支援センターを中心に、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

項目	数値・目標
令和８年度末時点の児童発達支援センターの数	１か所設置

【国指針】・令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１ヶ所以上確保することを基本とする。

【市方針】国の指針に準拠して目標値を設定し、市内の事業者による障害児通所支援の実施を支援します。

項目	数値・目標
令和８年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	２事業所確保
令和８年度末時点の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	２事業所確保

【国指針】・令和８年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置すること。

【市方針】国の指針に準拠し、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように体制を構築します。

項目	目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	実施
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	コーディネーターの配置

2　障害児福祉サービス量等の見込（活動指標）

障害児への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」から成る「指定障害福祉サービス」と「児童福祉法によるサービス」及び「地域生活支援事業」からなります。

「地域生活支援事業」は、具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて決定するサービスであり、土浦市の実情に即して適切なサービスメニューを確保します。

【障害福祉サービス等の体系】

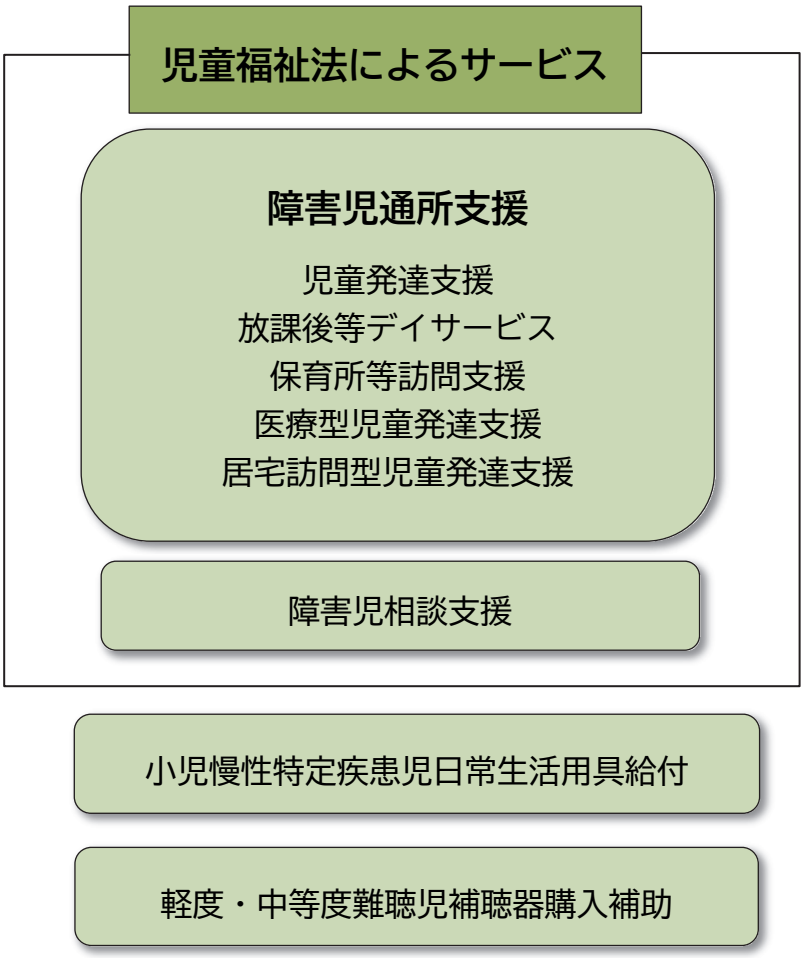

（１）障害福祉サービスの充実

【児童福祉法によるサービス】

○障害児通所支援は、従来の障害福祉サービス体系から区分され、一人ひとりの成長、発達に即した支援への体制が強化されています。

◇障害のある子どもの増加とともに、未就学児を対象とする児童発達支援、学童を対象とする放課後等デイサービスともに利用が増加していくことを見込みます。これに伴い、障害児相談支援の利用の増加も見込みます。

◇保育所等訪問支援は令和３年度から開始したサービスですが、今後の利用の増加を見込みます。

事業名	内容
児童発達支援	未就学の障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。
放課後等 デイサービス	就学している障害のある子どもに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を支援します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能に障害がある児童に医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があるため、外出が著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画*を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング*を行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

■障害児通所支援

区　分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５（見込み）	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
児童発達支援	実利用人数	人	315	361	400	440	480	520
	延利用人数	人/年	3,084	3,679	4,090	4,500	4,910	5,310
放課後等デイサービス	実利用人数	人	289	338	380	420	460	500
	延利用人数	人/年	5,243	6,275	6,490	7,170	7,860	8,540
保育所等訪問支援	実利用者数	人	12	25	25	30	35	40
	延利用者数	人/年	63	120	130	150	180	200
医療型児童発達支援	実利用者数	人	－	－	－	1	1	1
	延利用者数	人/年	－	－	－	12	12	12
居宅訪問型児童発達支援	実利用人数	人	－	－	－	1	1	1
	延利用者数	人/年	－	－	－	12	12	12

■障害児相談支援

区　分	単位		実績			見込		
			Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５（見込み）	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
障害児相談支援	実利用人数	人/年	560	650	710	790	870	950

（２）地域生活支援事業の充実

○地域生活支援事業については、日中一時支援事業、在宅障害者一時介護事業等、障害児やその家族等に対する日常生活や社会参加の円滑化に関わる支援を進めてきました。

○今後も、これまでの事業を充実させるとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図りながら、支援体制及び新たな事業の整備を進めていきます。

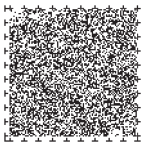

第6章

計画の推進

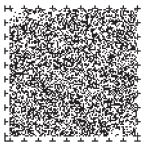

1　計画の推進体制

障害のある人に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等多岐にわたるため、計画の実施は、土浦市地域自立支援協議会を中心に、基幹相談支援センター、療育支援センター、当事者、障害者団体、サービス事業者、社会福祉協議会等との連携はもちろん、障害福祉圏域における広域連携を図りながら十分なサービス提供に努めます。医療や就労、介護保険制度等との連携・調整をはじめ、国の制度や県の対応が必要な事項については、国、県の関係各機関との情報交換や必要な要請を行っていきます。

庁内においても、各事業を総合的・効率的・効果的に実施していくため、障害福祉課が中心となって担当部署と緊密に連携していくこととします。

①　土浦市地域自立支援協議会の運営

「土浦市地域自立支援協議会」を定期的に開催し、障害者団体、学識経験者、障害福祉サービス事業所やボランティア団体など多様な主体のネットワーク化を図り、保健・医療・福祉・教育・労働・その他多様な分野が連携しながら計画を推進していく体制を確保します。

※「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねています。

②　全庁的な施策の推進

本計画を効果的・効率的に推進していくため、福祉・保健・医療分野を中心に関係部署の連携を図り、全庁的に各種施策を展開することにより、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

③　市民意見の反映

本計画を、障害のある人及びその他の市民、地域等との協働により推進していくため、様々な機会をとらえて障害のある人やその家族、障害者団体等との協議・意見交換を行い、市民の意見や提言等を積極的に取り入れ、計画の策定・見直しに反映させていきます。

④　必要財源の確保

本計画を確実に推進していくには、必要な財源を確保する必要があります。国及び県に対して、障害のある人のニーズに応えられるだけの十分な負担金や補助金による財政的支援を求めるとともに、市においては、本計画に位置づけた事業に対する予算の確保に努めます。

2　計画の進行管理

本計画は、障害のある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、計画を実施する上で把握された課題等を共有し、更なる工夫・改善を積み重ねていくことが重要です。

本計画の進行管理については、土浦市地域自立支援協議会を中心に、市内の主要な団体、関係の深い広域機関等と進行状況を確認し、これらを通じて保健、医療、教育、就労等の切れ目のない連携の強化につないでいくこととします。

【土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画の管理】

福祉計画は、「成果目標」を設定し、その達成に向けて「活動指標」を定め、ＰＤＣＡサイクルにより達成状況を毎年評価していくこととします。

評価にあたっては、障害福祉課を中心に庁内各課等による評価を行った後、土浦市地域自立支援協議会を中心とする協働体制の中で確認・評価を行っていきます。

なお、評価にあたっては、実施状況や利用状況の量的な確認の他、事業実施（利用）に際しての問題点や効果など質的な事項も取り上げ、効果や課題を総合的にとらえるよう努め、事業の更なる改善や計画の見直しにつなげていきます。

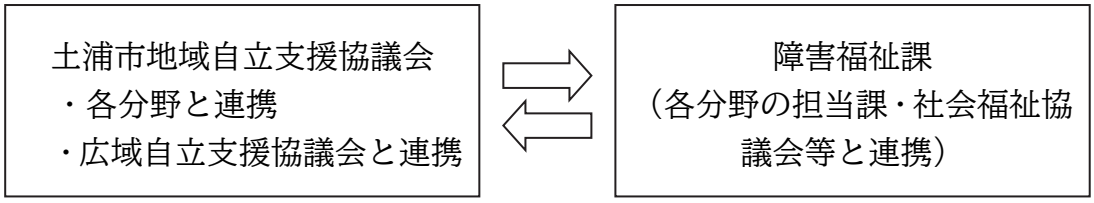

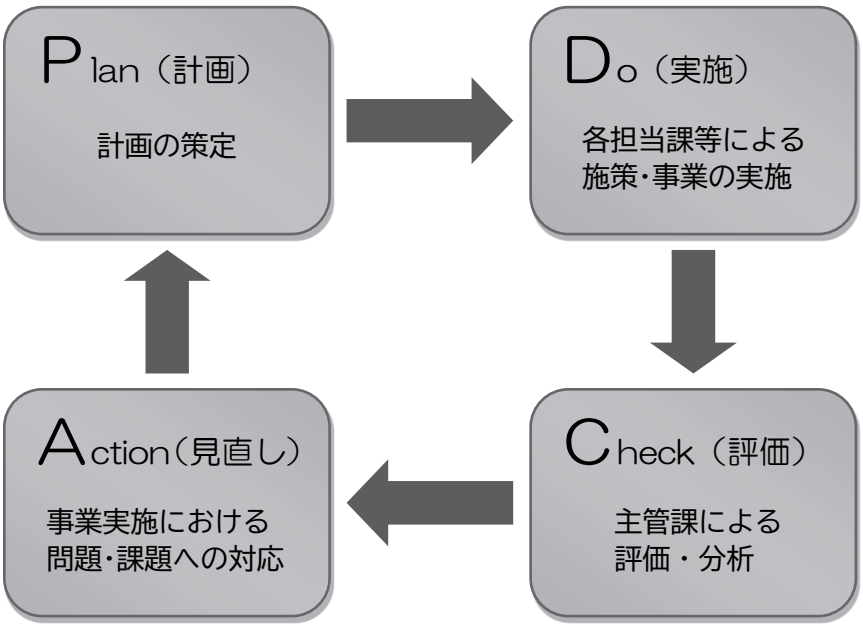

資料編

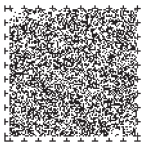

１　アンケート調査結果等

（１）調査の概要

①　調査の目的

「第７期土浦市障害福祉計画・第３期土浦市障害児福祉計画」の策定や施策の推進に向けた基礎資料として、次のことを把握するために実施しました。

○障害者（児）の日頃の生活状況や障害福祉サービス等の利用についての現状と希望（主に施策や障害福祉サービスのニーズ把握）
○障害福祉サービスを提供している市内の事業所のサービス提供状況や運営状況
○障害者（児）及び事業所（職員含む）の市施策への意見等

②　調査の時期と方法

○実施時期　：令和４年 10 月７日から 11 月 11 日まで
○調査基準日：令和４年 10 月１日
○実施方法　：郵送及びインターネット
（郵送により調査票を配付し、郵送又はＷｅｂにより回答）

③　調査対象

○障害者調査：令和４年 10 月１日現在、本市に在住する障害者手帳所持者及びそれ以外の障害福祉サービス受給者から無作為抽出（計 3,500 人）
○障害児調査：令和４年 10 月１日現在、本市に住民票を置く 18 歳未満の障害者手帳所持者及びそれ以外の障害福祉サービス受給者から無作為抽出（計 400 人）
○事業所（職員）調査：市内障害福祉サービス事業所勤務者 100 人

④　回収結果

区分	配付数	有効回収数	有効回収率
障害者調査	3,500 票	1,802 票	51.5%
障害児調査	400 票	168 票	42.0%
事業所調査	100 票	59 票	59.0%
計	4,000 票	2,029 票	50.7%

【結果の読み方】

○「身体障害」は身体障害者手帳所持者、「知的障害」は療育手帳所持者、「精神障害」は精神障害者保健福祉手帳所持者のことをいいます。

○「ｎ」は集計の対象となっている回答者数、「SA」は単数回答、「MA」は複数回答を示しています。「無回答」は、回答が記入されていない又は読み取りが困難なものです。

○比率は、小数点以下第２位を四捨五入しているため合計が 100%にならないことがあります。

○複数回答の場合、通常、回答者数（N）に対する選択肢ごとの回答数の和が回答者数（N）を超えるため、比率の合計も 100%を上回ります。

○本文やグラフでは、質問文や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。

（２）調査の結果

調査結果の概要は、本編の２章Ｐ.17～37 に掲載しています。ここでは、主要な結果を抽出して掲載します。

①　暮らし方

【障害のある人】

○各障害者において、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が最も高くなっていますが、精神障害のある人の場合、「ひとりで暮らしたい」の割合が他の障害のある人に比べ高くなっています。知的障害のある人の場合、障害者支援施設やグループホームを希望する割合が他の障害のある人より高くなっています。

■今後希望する暮らし方（SA）

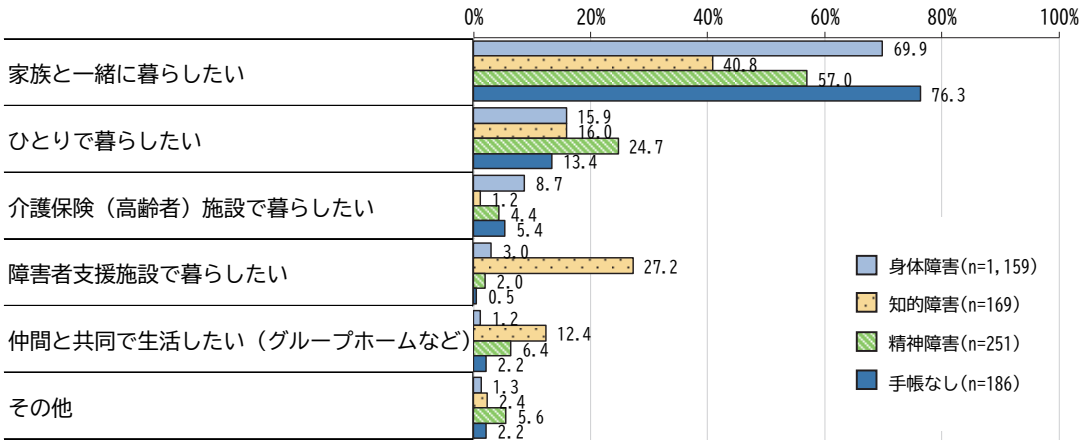

○現在の収入は、「年金・福祉手当など」「同居家族の給与・援助」「勤め先の給与・賃金」の３項目が上位を占めています。知的障害のある人の場合、これに次いで「通所施設・作業所などの工賃」の割合も高くなっています。

■現在の収入（MA）

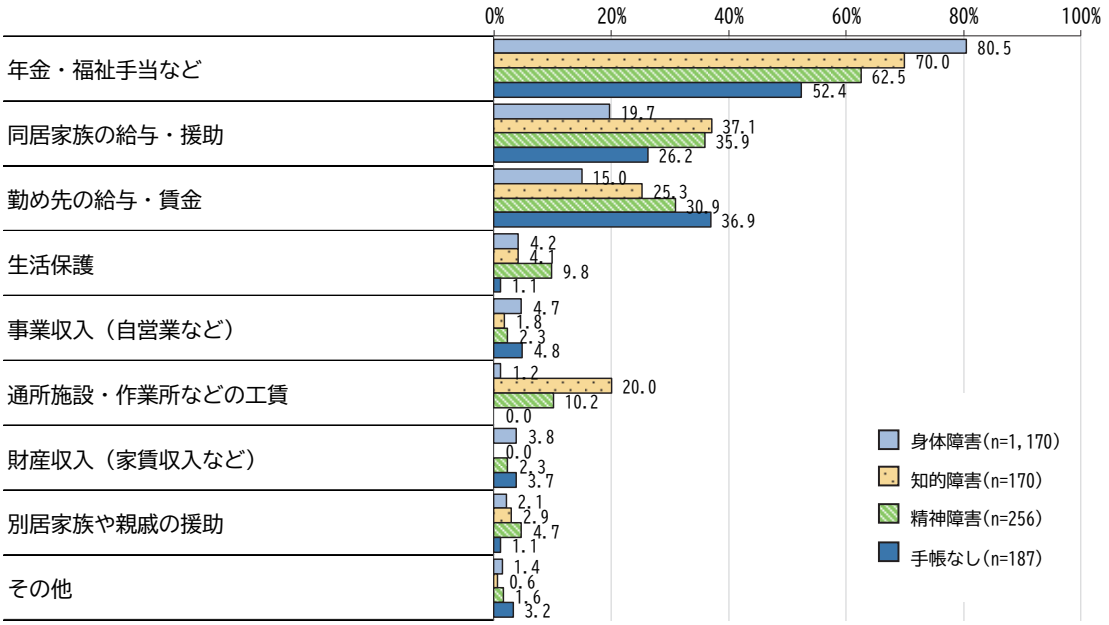

○各障害者において地域で生活するために必要なこととして、「相談窓口などの充実」「福祉に関する情報提供」「経済的支援」「緊急時、災害時等の支援体制」などが求められています。

■地域で生活するために必要なこと（MA）

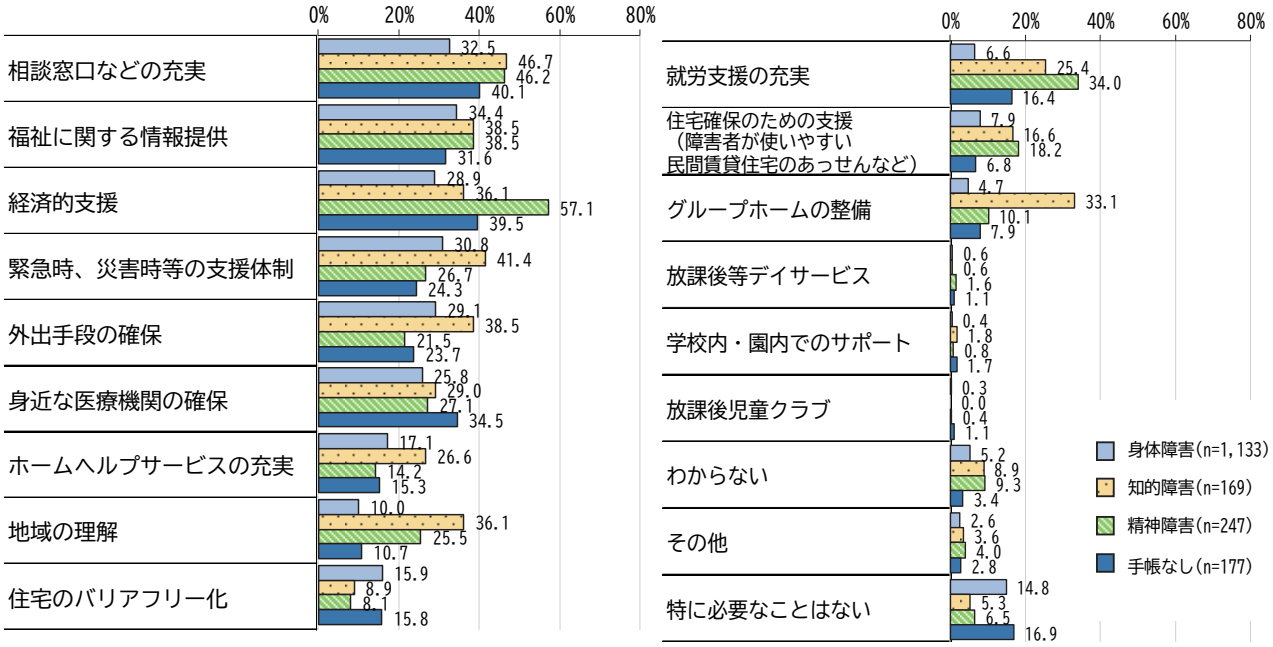

○外出するときに困難に感じることは、全体として「特にない」の回答が最も多くなっていますが、「経費がかかる」「道路に段差が多い」「交通機関がない」などの割合も高くなっています。

■外出時の困難なこと（MA）

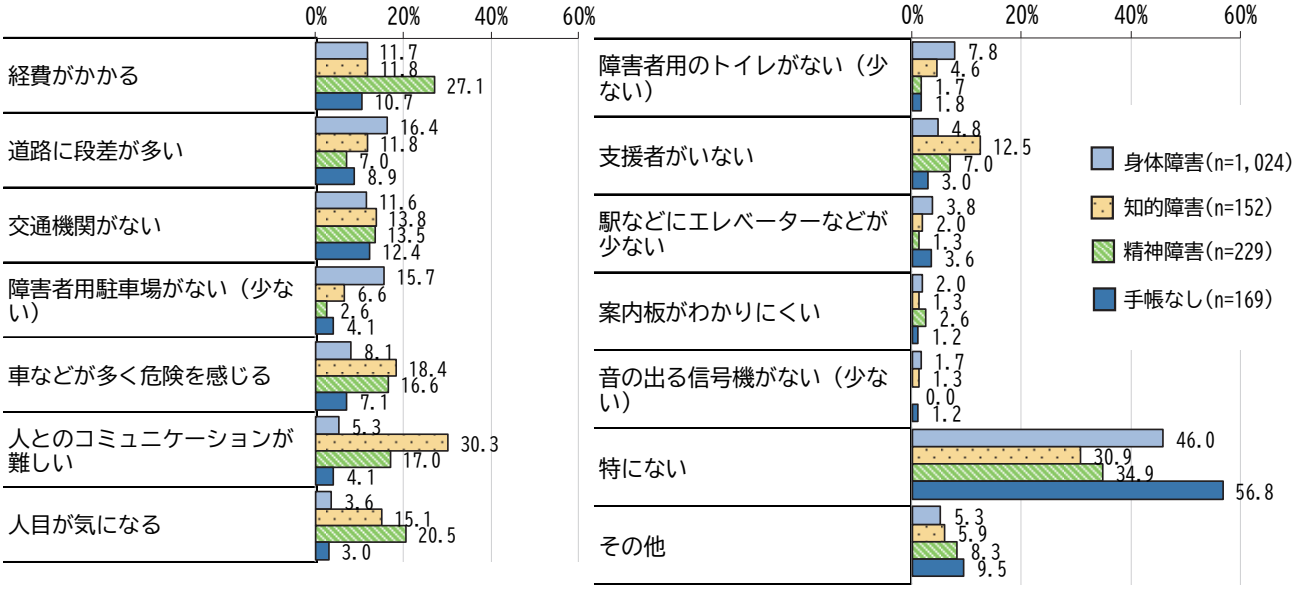

【障害のある子ども】

○子どもの気になる行動又は障害等に気付いたきっかけでは、身体障害のある子どもは、「生まれてまもなく知らされた」が、その他は「保護者自身が気付いた」が最も高い割合となっています。

■子どもの気になる行動又は障害等に気付いたきっかけ（MA）

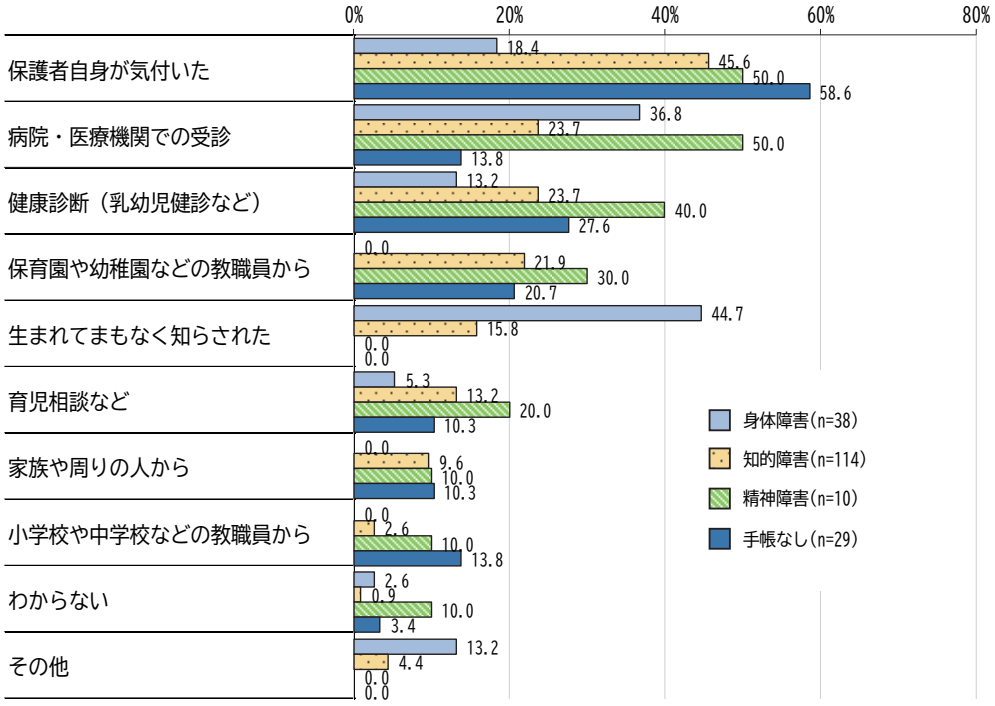

○子どもの気になる行動又は障害等に気付いたときの相談先については、身体障害や精神障害のある子どもは「医療機関（病院や診療所など）」の割合が最も高く、知的障害のある子どもは「家族」と「医療機関（病院や診療所など）」の割合が同率で最も高く、手帳を持っていない子どもは「家族」の割合が最も高くなっています。

■子どもの気になる行動又は障害等に気付いたときの相談先（MA）

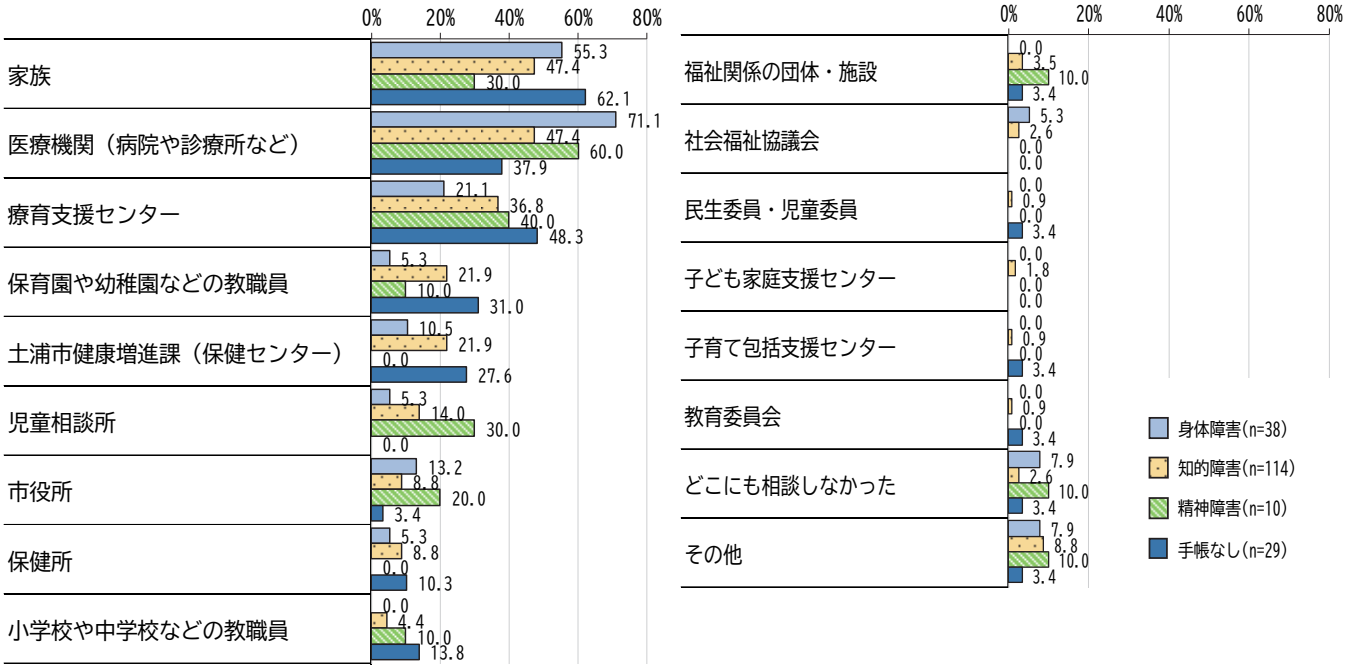

○今後の暮らし方としては、全体的に「家族と一緒に暮らしたい」の割合が高く、特に手帳を持っていない子どもは 89.7%が今後家族と過ごすことを希望しています。

■今後希望する暮らし方（SA）

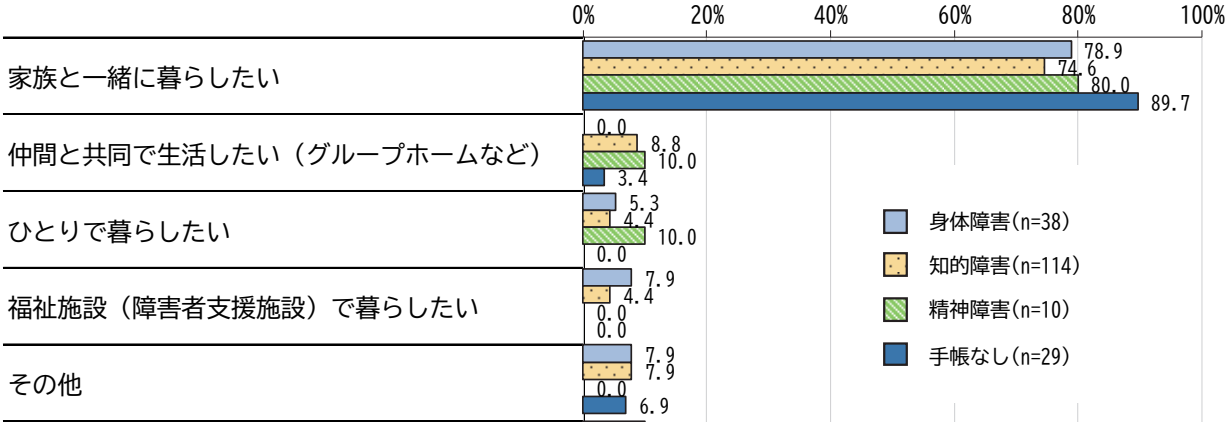

○地域で生活するために必要なこととして、「就労支援の充実」「放課後等デイサービス」「経済的支援」「学校内・園内でのサポート」などが求められています。障害の種類別にニーズの違いがみられ、知的障害・精神障害のある子どもは「就労支援の充実」や「経済的支援」、身体障害のある子どもは「学校内・園内でのサポート」、手帳を持っていない子どもは「放課後等デイサービス」や「学校内・園内でのサポート」の割合が高くなっています。

■地域で生活するために必要なこと（MA）

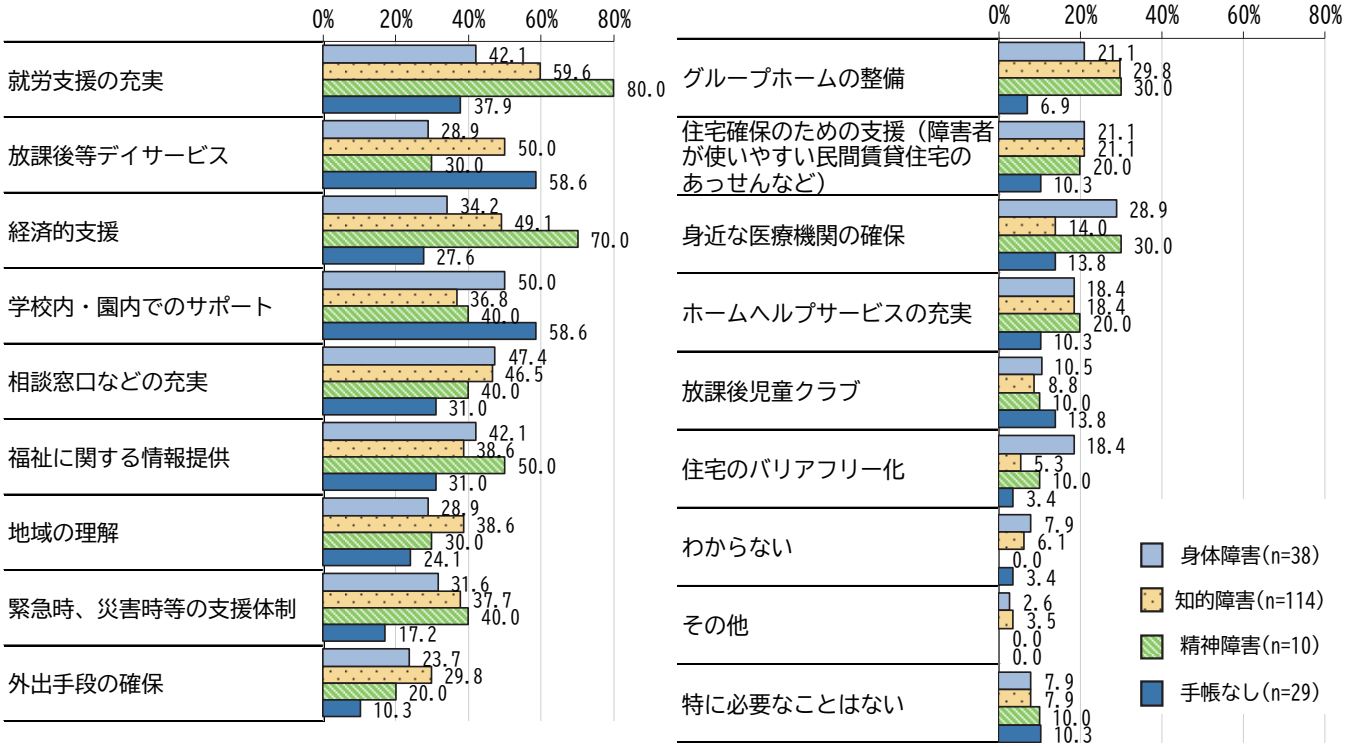

○外出するときに困難に感じることは、知的障害や精神障害のある子どもは「人とのコミュニケーションが難しい」を特に多くあげており、身体障害のある子どもは「障害者用のトイレがない（少ない）」、手帳を持っていない子どもは「車などが多く危険を感じる」の割合が、それぞれ他の種別と比べて高くなっています。

■外出時の困難なこと（MA）

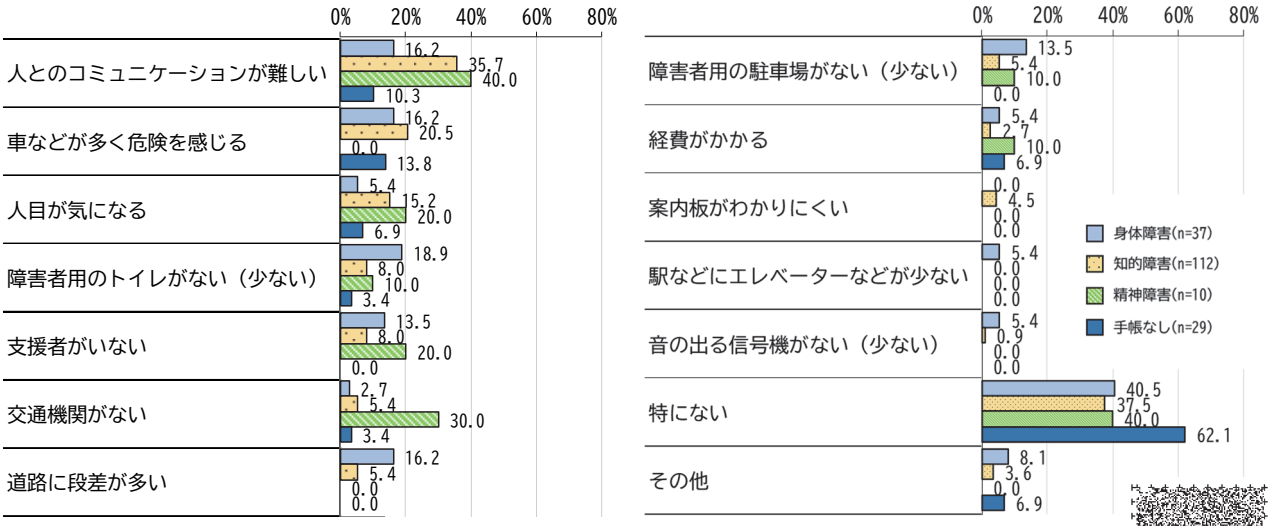

②相談・情報入手

【障害のある人】

○悩み事の相談先としては、「家族・親戚」に次いで、「医療機関（病院や診療所など）」「友人・知人」「福祉施設・サービス事業所」の順となっています。知的障害のある人の場合、「福祉施設・サービス事業所」「相談支援専門員」を利用する割合が、他の障害のある人より高くなっています。

■相談先（MA）

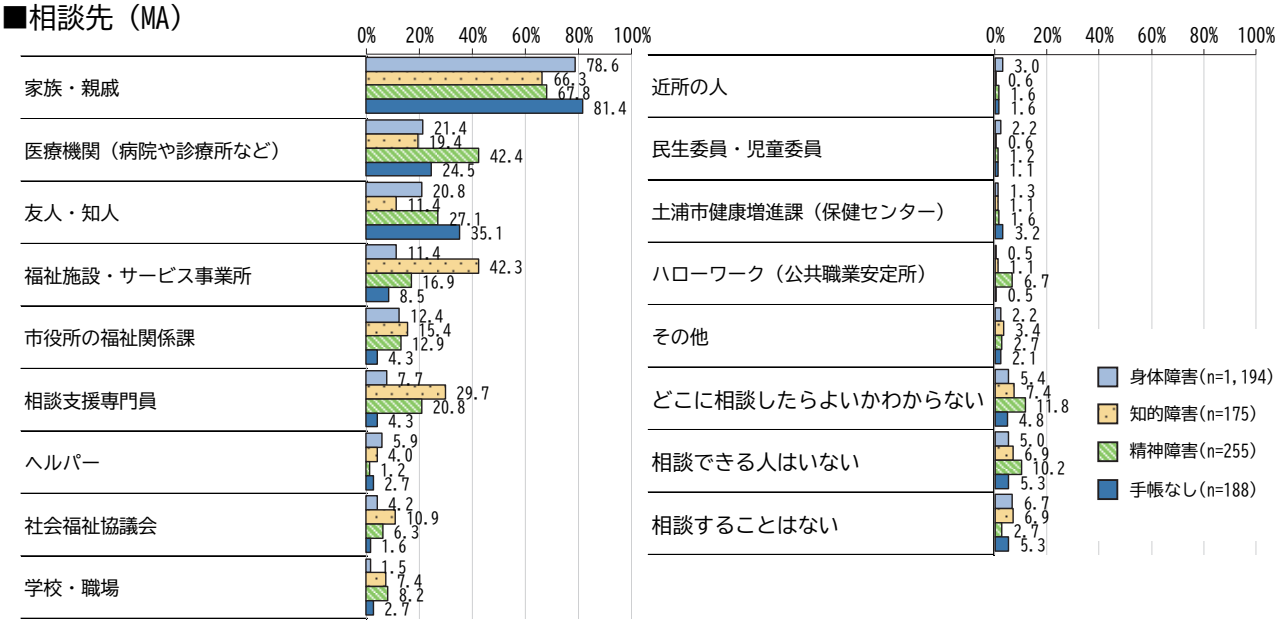

○福祉関連情報の入手手段は、「市の広報など」「新聞・テレビ・ラジオなど」の割合が高くなっています。知的障害のある人の場合は「特にない」の割合が他の障害のある人より高くなっています。

■情報の入手手段（MA）

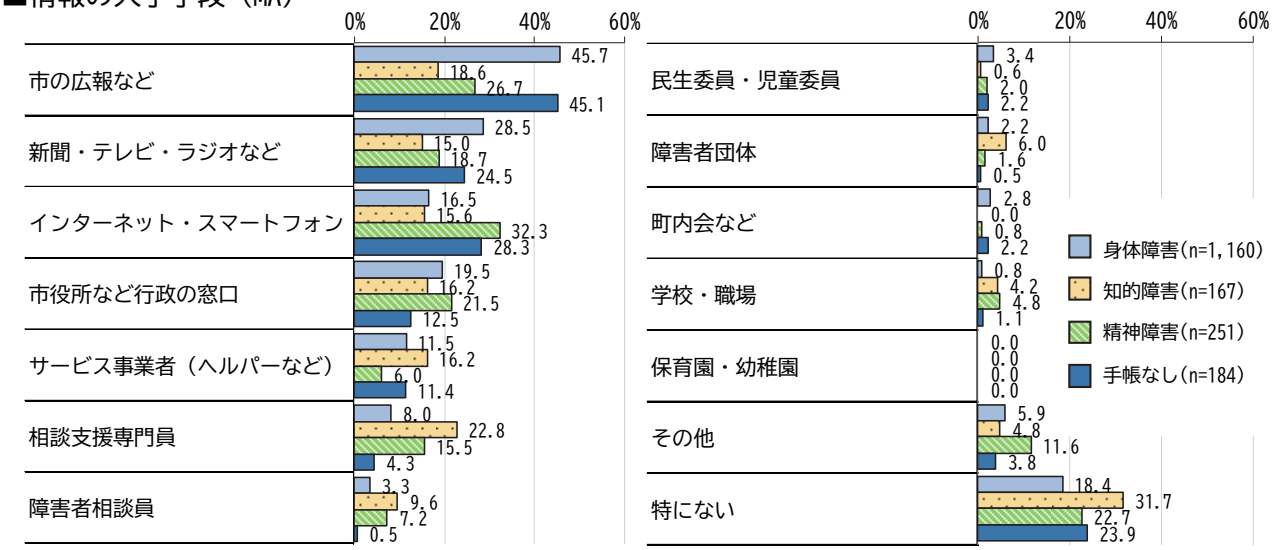

【障害のある子ども】

○悩み事の相談先としては、共通して、「家族・親戚」の割合が高く、次いで「学校・職場」「医療機関（病院や診療所など）」の割合が高くなっています。

■相談先（MA）

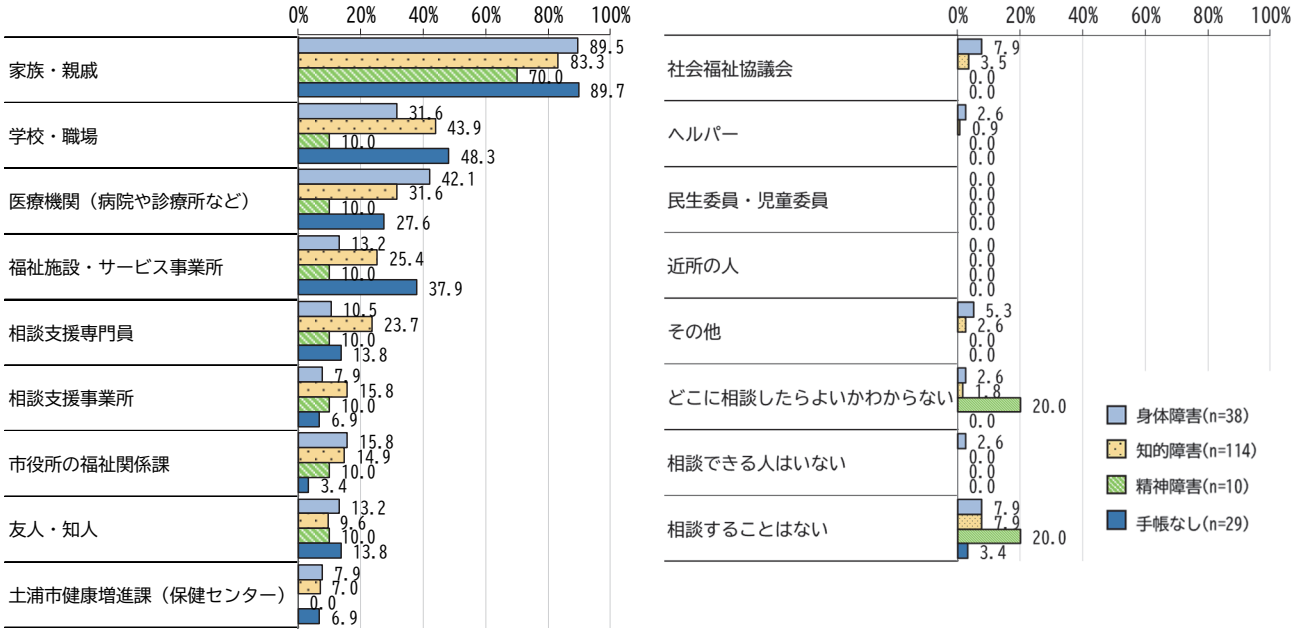

○福祉関連情報の入手手段は、全体として「学校（仕事）や保育園・幼稚園」の割合が高く、精神障害のある子どもは「特にない」の割合が高くなっています。

■情報の入手手段（MA）

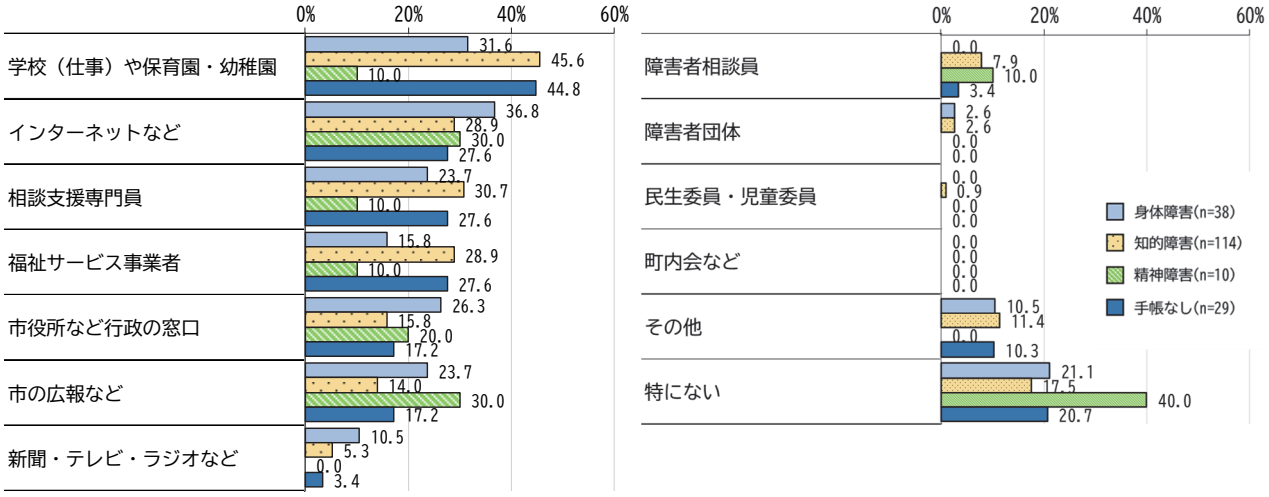

③就労と就学

【障害のある子ども】

○通い先としては、０～５歳の子どもは「児童発達支援（療育支援センター）」「保育園」の順で高い割合となっています。６～11 歳の子どもは「小学校の特別支援学級」「児童発達支援（療育支援センター）」の順で高い割合となっています。12～17 歳の子どもは、「特別支援学校」の割合が特に高くなっています。

■通園・通学先（SA）

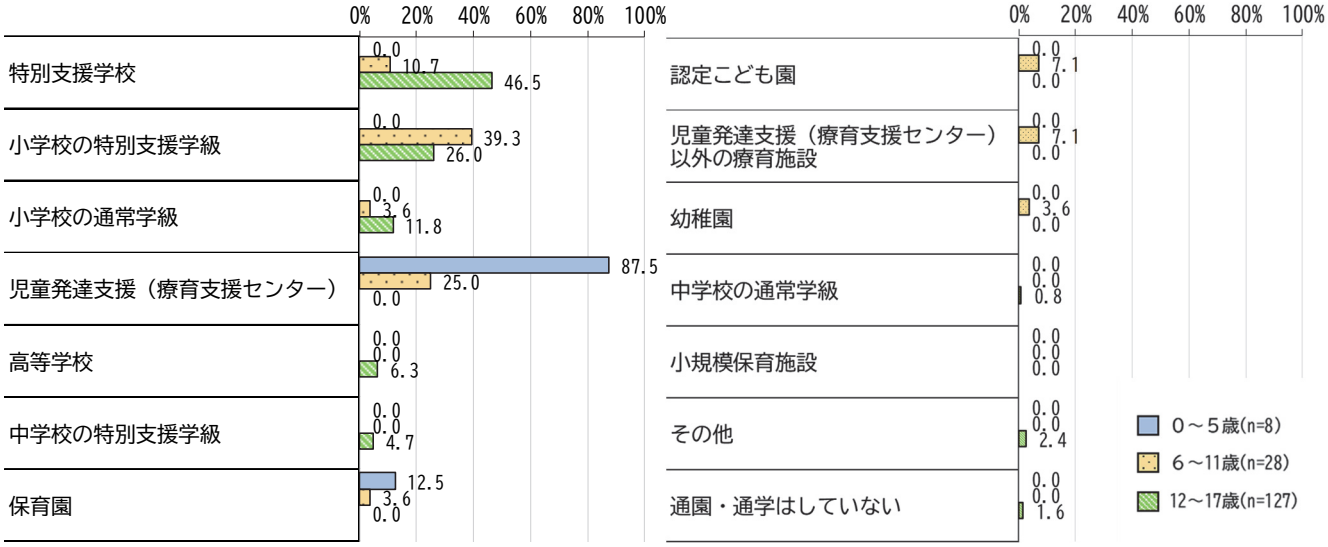

○保育園や幼稚園・学校などで困っていることや心配していることについて、全体として「今後の進学先・進路」「周囲の友達との関係」の割合が高くなっています。手帳を持っていない子どもは、特に「周囲の友達との関係」の割合が高くなっています。

■保育園や幼稚園・学校などで困っていることや心配していること（MA）

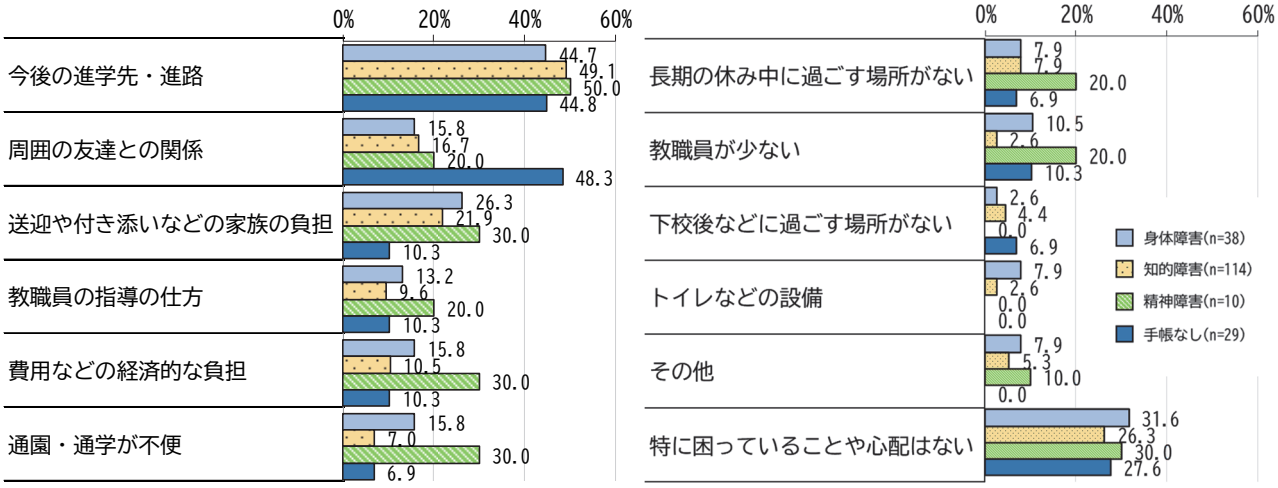

④雇用・就労

【障害のある人】

○雇用・就労状況は、全体として「特に働いていない」の割合が高く、次いで身体障害のある人・手帳を持っていない人は「会社などで正社員・正職員として働いている（障害者枠の場合を含む）」、知的障害・精神障害のある人は「施設・サービス事業所などで働いている（就労継続支援Ａ型・Ｂ型など）」の割合がそれぞれ高くなっています。

■雇用・就労状況（MA）

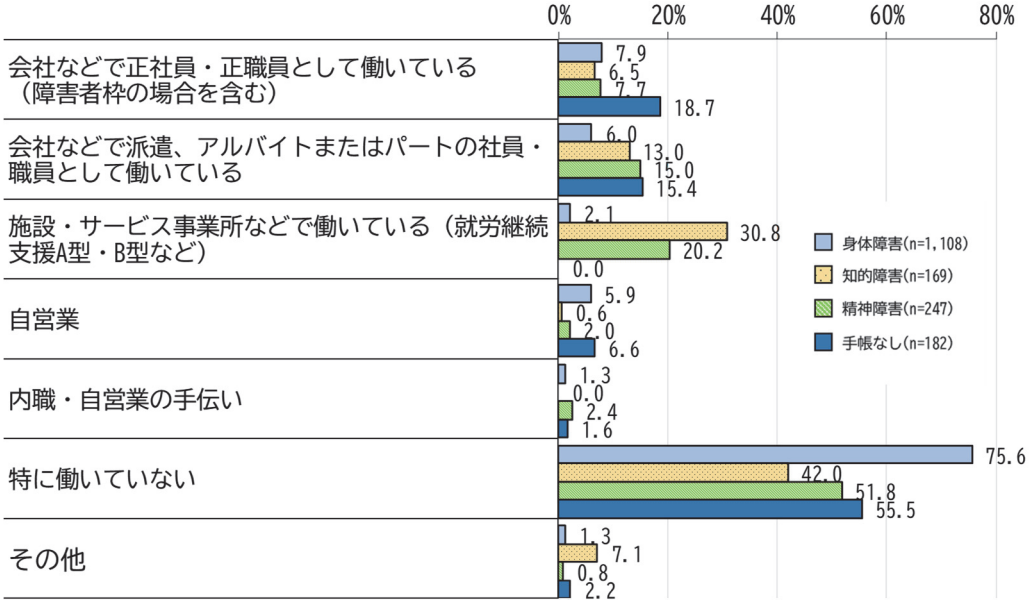

⑤サービス提供主体の現状

○課題として、「職員の確保が難しい」が 76.3%と最も多く、次いで「職員の質の向上」が 66.1%となっています。

■課題や問題について（MA）

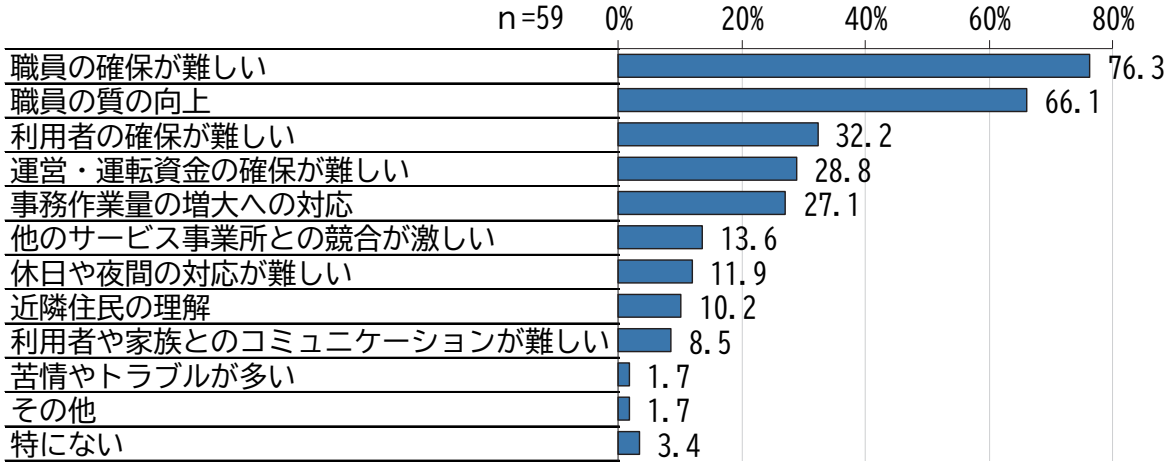

○職員定着・人材育成のために取り組んでいることとして、「資格取得のための休暇取得の支援や金銭的な支援」が 55.9%と最も多くなっています。

■職員定着・人材育成のために取り組んでいること（MA）

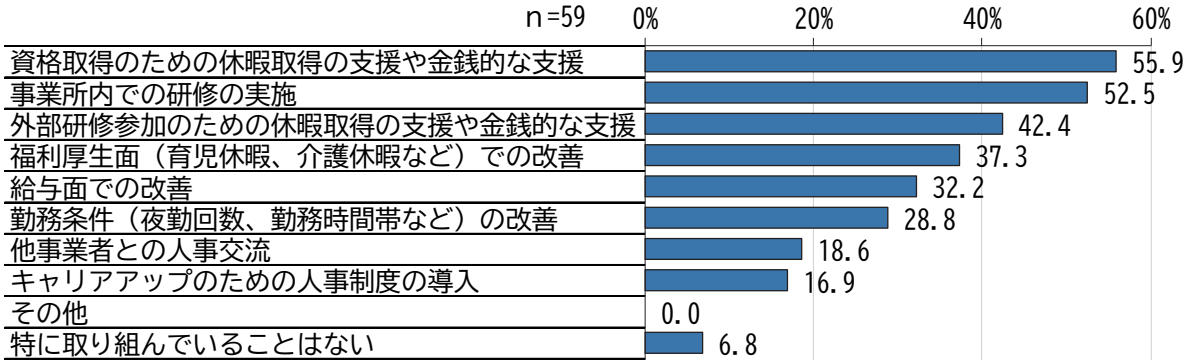

○サービスの質の向上のために取り組んでいることとして、「利用者個々の状況に応じたサービス提供の工夫」が 83.1%と最も多くなっています。

■サービスの質の向上のために取り組んでいること（MA）

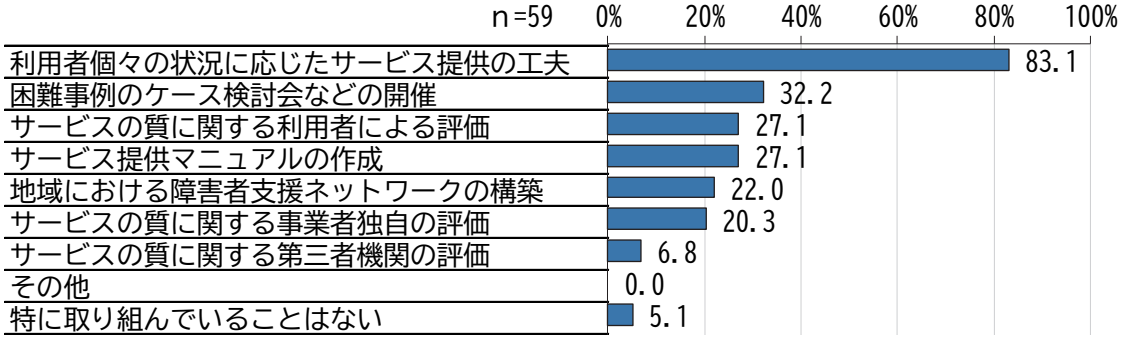

2　策定関係資料

（1）障害者施策の主な動き

①　国の動き

昭和57年 3月	「障害者対策に関する長期計画」策定
平成 5年 3月	「障害者対策に関する新長期計画」策定
平成 6年 9月	「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」施行
平成 7年 5月	「精神保健法」が「精神保健福祉法*（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）」へ改正
平成 7年12月	「障害者プラン～ノーマライゼーション*７か年戦略～」策定
平成11年 6月	「精神保健福祉法」等の一部改正
平成12年 4月	「介護保険法」施行
平成12年 5月	「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」制定
平成14年12月	「障害者基本計画」策定（計画期間：平成 15 年度～平成 24 年度） 「重点施策実施５か年計画」策定（計画期間：平成 15 年度～平成 19 年度）
平成15年 4月	「支援費制度」施行
平成16年 6月	「改正障害者基本法」施行（障害を理由とする差別の禁止）
平成17年 4月	「発達障害者支援法」施行
平成18年 4月	「障害者自立支援法」施行
平成18年12月	「バリアフリー新法*（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」施行
平成19年 4月	「学校教育法」改正（特別支援学校制度）
平成19年12月	「重点施策実施５か年計画」策定（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度）
平成21年 4月	「改正障害者雇用促進法」施行（意欲・能力に応じた雇用機会の拡大）
平成23年 8月	「改正障害者基本法」施行（障害者の定義の拡大と合理的配慮の導入）
平成24年 4月	「改正児童福祉法」施行（障害児支援の強化）
平成24年10月	「障害者虐待防止法」施行
平成25年 4月	「障害者総合支援法」施行 「障害者優先調達推進法」施行
平成25年 6月	「障害者雇用促進法」改正（法定雇用率の算定基礎の見直し等）【平成 28 年４月施行】
平成25年 9月	「障害者基本計画」策定（対象期間：平成 25 年度～平成 29 年度）
平成26年 1月	「障害者権利条約」批准
平成28年 4月	「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」施行 「改正障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」施行【一部平成 30 年４月施行】 「成年後見制度利用促進法」施行
平成28年 5月	「障害者総合支援法、児童福祉法」改正【平成 30 年４月施行】
平成28年 8月	「改正発達障害者支援法」施行
平成30年 3月	「障害者基本計画」策定（計画期間：平成 30 年度～令和３年度）
平成30年 4月	「改正障害者総合支援法及び児童福祉法」施行

平成30年 6月	「障害者文化芸術活動推進法」施行
平成31年 4月	「旧優生保護法一時金支給法」施行
令和元年 6月	「読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）」施行
令和 2年12月	「電話リレー法（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律）」施行
令和 3年 5月	「障害者差別解消法」改正【令和６年４月施行】
令和 3年 9月	「医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）」施行
令和 4年 5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行
令和 4年 6月	「改正児童福祉法」公布【令和６年４月施行】
令和 4年 8月	国連・障害者権利委員会による「障害者権利条約」実施状況に関する締約国審査【令和４年 10 月総括所見確定版公表】
令和 4年12月	「障害者総合支援法等一部改正法」公布【令和６年４月施行】
令和 5年 3月	「障害者基本計画」策定（計画期間：令和５年度～令和９年度）
令和 5年 4月	「改正障害者総合支援法」一部施行

② 茨城県の動き

平成 6年 3月	「障害者福祉に関する長期行動計画」策定（計画期間：平成５年度～平成 14 年度）
平成 9年 3月	「重点施策実施計画」策定（計画期間：平成８年度～平成 14 年度）
平成15年 3月	「いばらき障害者いきいきプラン」策定（計画期間：平成 15 年度～平成 23 年度）
平成19年 3月	「茨城県障害福祉計画（第１期）」策定（計画期間：平成 18 年度～平成 20 年度） 「発達障害者地域支援マニュアル」作成
平成20年 3月	「茨城県障害者福祉的就労支援計画－障害者工賃倍増５か年計画－」策定（計画期間：平成 19 年度～平成 23 年度）
平成21年 3月	「茨城県障害福祉計画（第２期）」策定（計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度）
平成24年 3月	「新いばらき障害者プラン」策定　（計画期間：平成 24 年度～平成 29 年度）
平成24年 6月	「茨城県工賃向上計画」策定　（計画期間：平成 24 年度～平成 26 年度）
平成24年10月	「障害者権利擁護センター」設置　（委託先：茨城県手をつなぐ育成会）
平成27年 4月	「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」施行
平成27年	「茨城県工賃向上計画」策定　（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度）
平成30年 4月	「第２期新いばらき障害者プラン」策定　（計画期間：平成30 年度～令和４年度）
平成30年 4月	「茨城県高次脳機能障害支援センター」開設
平成30年 6月	「茨城県工賃向上計画」策定　（計画期間：平成 30 年度～平成 32 年度）
平成30年10月	「茨城県手話言語の普及の促進に関する条例」施行
令和 3年 3月	「第２期新いばらき障害者プラン」改定（計画期間：平成 30 年度～令和５年度）
令和 4年 4月	「茨城県工賃向上計画」策定　（計画期間：令和３年度～令和５年度）

③　土浦市の動き

平成12年 3月	「土浦市人にやさしいまちづくり計画」策定 （計画期間：平成 12 年度～平成 31 年度）
平成12年 3月	「つちうら障害者プラン計画」策定 （計画期間：平成 12 年度～平成 21 年度） （前期計画：平成 12 年度～平成 16 年度）
平成17年 3月	「つちうら障害者プラン後期計画」改定 （計画期間：平成 17 年度～平成 21 年度）
平成19年 3月	「第１期土浦市障害福祉計画」策定（計画期間：平成 18 年度～平成 20 年度）
平成20年 3月	「第７次土浦市総合計画」策定　（計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度） （前期計画：平成 20 年度～平成 24 年度）
平成20年 3月	「土浦市地域福祉計画」策定　（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度）
平成21年 3月	「土浦市障害者向け防災マニュアル」作成
平成21年 3月	「第２期土浦市障害福祉計画」策定（計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度）
平成21年 3月	「土浦市バリアフリー基本構想」策定
平成22年 3月	「土浦市バリアフリー特定事業計画」策定
平成24年 3月	「第３期土浦市障害福祉計画」策定（計画期間：平成 24 年度～平成 26 年度）
平成25年 2月	「第７次土浦市総合計画後期基本計画」策定 （計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）
平成25年 3月	「土浦市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」策定
平成25年 3月	「第２次土浦市地域福祉計画」策定（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）
平成25年 3月	「土浦市障害者・高齢者向け防災マニュアル」作成
平成27年 3月	「土浦市障害者計画（後期計画）・第４期障害福祉計画」策定 （計画期間：平成 27 年度～平成 32 年度）
平成30年 3月	「第８次土浦市総合計画」策定　（計画期間：平成 30 年度～平成 39 年度） （前期計画：平成 30 年度～平成 34 年度）
平成30年 3月	「第３次土浦市地域福祉計画」策定（計画期間：平成 30 年度～平成 34 年度）
平成30年 3月	「第５期土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画」策定 （計画期間：平成 30 年度～平成 32 年度）
令和 2年 4月	「土浦市障害者活躍推進計画」策定（計画期間：令和２年度～令和８年度）
令和 3年 3月	「第２期土浦市障害者計画・第６期土浦市障害福祉計画・第２期土浦市障害児福祉計画」策定　（障害者計画 計画期間：令和３年度～令和８年度） （障害者/障害児福祉計画 計画期間：令和３年度～令和５年度）
令和 4年 3月	「第９次土浦市総合計画」策定　（計画期間：令和４年度～令和 13 年度）
令和 5年 3月	「第４次土浦市地域福祉計画」策定（計画期間：令和５年度～令和９年度）
令和 5年 4月	「土浦市手話言語の普及の促進に関する条例」施行

（２）市町村が策定する障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要

<table>
<tr><th></th><th>①障害者計画</th><th>②障害福祉計画</th><th>③障害児福祉計画</th></tr>
<tr><td>根拠法</td><td>障害者基本法
第 11 条第 3 項</td><td>障害者総合支援法
第 88 条第 1 項</td><td>児童福祉法
第 33 条の 20 第 1 項</td></tr>
<tr><td>条文</td><td>市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。</td><td>市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</td><td>市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</td></tr>
<tr><td>計画期間</td><td>内閣府の「市町村障害者計画策定指針」において、「期間は、都道府県の障害者計画の期間との整合性を図り、中・長期のものとして策定し、この期間に達成できる実施目標として計画期間を設定することが適当」としている。
（内閣府）障害者基本計画（第５次）
令和５～９年度（５ヵ年）
（県）第２期新いばらき障害者プラン
平成３０～令和５年度（６ヵ年）</td><td colspan="2">障害者総合支援法第 87 条第１項及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定により厚生労働大臣が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、「<u>３年を一期とすることを基本としつつ、柔軟な期間設定を可能とする</u>」としている。
（厚生労働省）基本指針　令和６～８年度（各３ヵ年）
（県）第２期新いばらき障害者プラン
平成３０～令和５年度（６ヵ年）※３年毎に見直し</td></tr>
<tr><td>定める事項・内容等</td><td>法律上、計画に定めるべき事項の明記はないが、
①障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に策定され、実施されなければならないこと（第１０条）
②障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国及び県の障害者基本計画を基本とすること（第１１条）</td><td>①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
など</td><td>①障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
②各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
など</td></tr>
</table>

（３）土浦市障害者計画等策定委員会

○土浦市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成１０年6月８日告示第５９号
最終改正：令和５年４月３０日告示第１８５号

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の２０第１項に規定する市町村障害児福祉計画（以下これらを「計画」と総称する。）について調査審議し、計画の立案を行うため、土浦市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）計画に係る調査審議に関すること。

（２）計画の立案に関すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員２０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）学識経験を有する者

（２）市議会の議員

（３）関係機関及び団体の役職員

（４）市民

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

３　委員の任期は、計画の立案が終了したときまでとする。

４　第２項第２号及び第３号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、委嘱当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

（委員長及び副委員長）
第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第５条　委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。
２　委員長は、会議の議長となる。
３　前２項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は市長が招集し、前条第２項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。
４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）
第６条　委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

（委任）
第７条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付　則
この告示は、公表の日から施行する。

付　則（令和５年４月３０日告示第１８５号）
この告示は、令和５年５月１日から施行する。

土浦市障害者計画等策定委員会委員名簿

任期：令和５年７月～令和６年３月

委員氏名	所属・役職等	備考
山本　哲也	つくば国際大学医療保健学部臨床検査学科准教授	委員長
上方　仁	土浦市地域自立支援協議会会長、社会福祉法人窓愛園理事長	副委員長
平岡　房子	土浦市議会文教厚生委員会委員	
塚原　靖二	土浦市医師会副会長、土浦厚生病院院長	
村山　一人	土浦市障害者（児）福祉団体連合会会長	
佐藤　道男	土浦市民生委員児童委員協議会連合会理事	
藤井　利夫	社会福祉法人青洲会さくら苑施設長	
海﨑　眞知子	社会福祉法人明清会ほびき園総括サービス管理責任者	
角田　純一郎	社会福祉法人尚恵学園管理者	
遠藤　いくみ	合同会社明日夢通所支援事業所大夢・叶夢代表社員	
海老原　則子	土浦公共職業安定所主任就職促進指導官	
本田　聡子	茨城県立土浦特別支援学校教諭	
山口　純代	茨城県土浦保健所地域保健調整監兼保健指導課長	
助川　伸哉	茨城県土浦児童相談所副所長	
小関　保行	社会福祉法人土浦市社会福祉協議会事務局長	
細野　伸子	一般公募	

（４）計画策定過程

日程	実施事項	主な内容
令和４年 10 月７日 ～11 月 11 日	アンケート調査の実施	○障害者調査 ○障害児調査 ○福祉事業者調査
令和５年 ７月 11 日	第１回策定委員会会議	○正副委員長の選出 ○障害福祉計画・障害児福祉計画について ○現計画の実施状況について ○策定スケジュールについて
７月下旬 ～８月下旬	ヒアリング調査の実施	○障害者団体、家族会を対象として実施
９月 26 日	第２回策定委員会会議	○国の基本指針について ○アンケート調査の結果について ○ヒアリング調査の結果について ○障害福祉サービス量等の見込（活動指標）について
10 月 25 日	土浦市自立支援協議会全体会議	○計画の成果目標や活動指標に関する意見の聴取
11 月 15 日	第３回策定委員会会議	○計画素案の検討について ○成果目標について ○パブリック・コメントの実施について
12 月 15 日～ １月９日	パブリック･コメントの実施	○計画案を市主要施設で閲覧に供するとともに、ホームページで公開し、意見を募集
令和６年 １月 17 日	第４回策定委員会会議	○パブリック・コメントの実施結果について ○計画案の修正内容の確認 ○計画案の承認

3　用語解説

【あ行】

アクセシビリティ（Accessibility）

誰もが様々な製品や建物、サービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いのことをいう。

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

医療的ケア児

人工呼吸器の装着や痰の吸入、経管栄養など、恒常的な医療的ケアを必要とする児童をいう。

インクルーシブ教育システム

共生社会の実現を目的として、子どもたちの多様性を尊重し、障害のあるなしなどにかかわらず、全ての子どもを包含する教育方法をいう。

インクルージョン

障害のある人が障害のない人と一緒に活動したり学んだりしようという理念をいう。

【か行】

虐待

自分の保護下にある者に対する暴力や、日常的ないやがらせ、無視をするなどの行為をいう。身体的虐待だけでなく、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待（金銭を使わせない、あるいは勝手に使う）、ネグレクト（養育放棄）などがある。

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

協働

市民及び市がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動することをいう。

ケアマネジメント（Care management）

介護を必要とする高齢者や障害のある人が地域で生活するため、一人ひとりの生活ニーズに応じて、福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせ、一体的・総合的に提供するための手法。

権利擁護

自己の権利を行使することが困難な人を、ニーズ表明の代弁などで支援すること。障害のある人の権利擁護では、障害福祉サービスを希望又は利用する場面において本人が抱える苦情や差別的な取扱い、虐待その他の人権侵害から、侵害された権利の回復を図り、本人が自らの力を発揮できるようにする過程をいう。

合理的配慮

障害のある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障害のない人と同様に保障されるために行われる必要かつ適当な変更及び調整であり、かつ、障害のある人の個別・具体的なニーズに配慮すること。

コロナ禍

新型コロナウイルス感染症の流行による災難や危機的状況を指す言葉。

【さ行】

サービス等利用計画

障害福祉サービス利用者の生活上の課題、その支援方針、利用するサービス等を記載する計画で、障害福祉サービスを利用する際必ず作成する。作成は、市が指定する指定特定相談支援事業者が行うほか、利用者本人・家族・支援者等が作成することもできる。

児童福祉法

「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない」という理念に基づき、児童（満 18 歳に満たない者）の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定めている。

社会的障壁

障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることがら。事物（利用しにくい建物や設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（習慣や文化など）、観念（障害のある人に対する偏見、誤解、差別など）などのすべて。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、様々な活動を行っている非営利の民間組織。本計画では「社会福祉法人土浦市社会福祉協議会」のことをいう。

重層的支援体制整備事業

多様化・複雑化した地域の支援ニーズに対応するため、市町村が包括的な支援体制を構築し、実践する事業をいう。

手話言語条例

手話が言語であるという認識のもと、手話の普及やろう者への理解の促進を目的とする条例。近年、全国の自治体で制定が進んでおり、本市では、令和５年４月に施行された。

障害支援区分

障害のある人等の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる支援の度合を総合的に示すもので、区分ごとに利用できるサービスが異なる。

障害児支援利用計画

障害のある子どもの生活上の課題、その支援方針、利用するサービス等について記載する計画で、児童福祉法による障害児通所サービスを利用する際必ず作成する。作成は、市が指定する指定障害児相談支援事業者が行う他、家族・支援者等が作成することもできる。

障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。障害のある人に対して障害を理由として差別することや、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障害者施策に関する基本計画の策定を義務付けている。

障害者虐待防止法

家庭、施設、勤務先で障害のある人に対する虐待を発見した人に通報を義務付け、自治体などが虐待被害者を保護することなどを定めている。

障害者雇用促進法

障害のある人の職業リハビリテーションや雇用・在宅就業の促進について定めた法律。民間企業・国・地方公共団体・都道府県等の教育委員会に一定割合の障害のある人を雇用することなどを義務付けている。

障害者差別解消法

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を義務付けている。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、共生社会の実現に資することを目的とする法律。

障害者総合支援法

共生社会の実現に向け、障害のある人の社会参加等を進めるための支援が総合的・計画的に行われるよう、障害の種類に関わらず必要なサービスを利用できるようにすること、重度訪問介護の対象者拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援、地域生活支援事業の充実などを定めている。

障害者優先調達推進法

障害のある人の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者施設等から優先的・積極的に調達することを定めている。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療で、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（自立支援医療制度）の対象となる医療のこと。対象は次の通り。

・精神通院医療：精神保健福祉法に規定する精神疾患があり、通院による精神医療を継続的に要する人
・更生医療：身体障害者手帳の交付を受けており、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人（18 歳以上）
・育成医療：身体障害があり、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる子ども（18 歳未満）

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルスにより引き起こされる感染症のこと。世界的に大流行し、社会・経済活動に大きな影響を与えた。

精神保健福祉法

精神障害のある人の医療・保護、社会復帰の促進、自立への援助、発生の予防などを行い、福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律。

成年後見制度

障害などにより判断能力が十分でない人の法律行為を代行又は支援する者を選任する制度。家庭裁判所が審判を行う法定後見（判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助のいずれかに分けられる）と、本人の判断能力が低下した場合に備えて後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見がある。

相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。実務経験と相談支援従事者初任者研修の修了を資格要件とする。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人等への相談支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うため、市町村に設置する協議会。

地域生活支援拠点等

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことをいう。主な機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの５つがある。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で誰もが自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域の包括的な支援・サービス提供体制。

特別支援学級

小学校、中学校等に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校

障害のある子どもに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

【な行】

難病

治療が困難で、慢性的経過をたどり、経済的・身体的・精神的負担が大きい疾患。介護給付を受ける場合は、障害支援区分の認定を受けて障害福祉サービスを利用することができる。

ノーマライゼーション（Normalization）

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという理念のこと。

【は行】

発達障害

脳の機能的な問題が関係して生じる疾患であり、日常生活、社会生活、学業、職業上における機能障害が発達期にみられる状態をいう。最新のＤＳＭ－５（「精神疾患の診断・統計マニュアル第５版」）では、神経発達障害／神経発達症とも表記される。

発達障害者支援法

発達障害の早期発見・発達支援について定めた法律。発達障害者支援センターの設置についても規定している。

パブリック・コメント

市の基本的な計画等を策定する際に、事前にその案を公表し、市民等の意見を求め、寄せられた意見を参考に計画等を決定するとともに、市民から寄せられた意見と市の考え方を公表する制度のこと。

バリアフリー（Barrier-free）

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去（フリー）すること。建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去することに加えて、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー新法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

高齢者・障害のある人・妊婦などの移動や公共施設の利用の際の利便性・安全性を向上させるため、公共交通機関・施設及び広場・通路などのバリアフリー化を目的とする法律。

ハローワーク

公共職業安定所の愛称。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する機関。

批准（ひじゅん）

条約に拘束されることを国家が最終的に承認する手続きのこと。

ＰＤＣＡ（ピーディーシーエー）サイクル

業務管理手法のひとつで、計画(Plan)、 実行(Do)、 評価(Check)、見直し(Action)の４段階を繰り返して継続的に改善していく流れのこと。

福祉的就労

雇用関係による企業への就労が困難な人のため、福祉的な観点に配慮された就労。

ブラインドマラソン（Blind Marathon）

視覚に障害がある方が走ることを言い、障害の程度によってクラス分けがされている。障害が重いと伴走者とともに走ることになり、伴走者は周りの状況やおよその距離・時間などを走者に知らせ、走者のペース配分や体調の観察などを担う。

ヘルプマーク

外見からはわからない障害や疾患などがある方が、援助や配慮を必要としていることを周囲の方に知らせるためのマーク。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）になり、家族等の個人が成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいう。

法定雇用率

障害者雇用促進法で定められている障害者雇用率制度のことで、令和６年４月以降は従業員 40 人以上の事業主に適用される。一般の民間企業は 2.5%、特殊法人や国及び地方公共団体は 2.8%などとなっている。

【ま行】

モニタリング（Monitoring）

利用者が継続して障害福祉サービス等を利用できるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかについて、障害福祉サービス等の利用状況を定期的に検証することをいう。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護、看護、日常生活上の世話等のケアを行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

要約筆記

聴覚障害のある人等への情報保障手段のひとつで、話している内容を要約し、文字として伝えること。「要約する」ことで、速記とは内容が異なる。筆談の他パソコン入力などにより行われる場合がある。

【ら行】

ライフステージ（Life stage）

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいう。

療育

障害のある子どもが円滑に社会生活を過ごし、自立することを目的に行われる医療と教育を一体化させた支援。

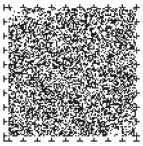

発　行：令和６年３月
発行者：茨城県土浦市
編　集：土浦市保健福祉部障害福祉課

〒300-8686　土浦市大和町９番１号
電　話　　029-826-1111（内線2339）
ＦＡＸ　　029-826-7118（共用）
Ｅメール　shougai@city.tsuchiura.lg.jp

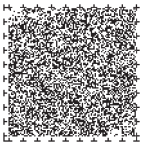

土浦市イメージキャラクター　つちまる